

和歌山地方最低賃金審議会（第1回）資料目次

- 1 第56期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会運営規程
- 3 和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領
- 4 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 5 最低賃金の改定状況（和歌山労働局）
- 6 和歌山県の最低賃金額の推移
- 7 ハローワーク和歌山 職業別求人賃金（常用的パート）
- 8 和歌山県の経済動向について（和歌山県 HP より）
- 9 和歌山県内経済情勢報告（近畿財務局和歌山財務事務所 HP より）
- 10 令和6年度 業務改善助成金のご案内
- 11 働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金活用のおてびき
- 12 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）＜関係部分抜粋＞
- 13 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日）＜関係部分抜粋＞
- 14 最低賃金に関する要望について（紀州有田商工会議所）

別綴 諮問文

第56期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年6月21日現在

区分	氏 名	所 属 又 は 職 業
公 益 代 表	足 立 聖 子	弁護士
	岡 田 真 理 子	和歌山大学経済学部
	廣 谷 行 敏	弁護士
	本 庄 麻 美 子	和歌山大学経済学部
	和 中 修 二	公認会計士
労 働 者 代 表	北 道 剛 士	JEC連合和歌山地方連絡会
	澤 井 知 博	UAゼンセン和歌山県支部
	中 出 晃 市	日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部
	濱 地 正 由	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
	山 本 直 子	和歌山染工労働組合
使 用 者 代 表	児 玉 征 也	和歌山県経営者協会
	田 中 一 壽	和歌山商工会議所
	中 島 寛 和	和歌山県中小企業団体中央会
	畑 下 裕 子	コアラ保険パートナーズ株式会社
	船 富 由 紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山地方最低賃金審議会運営規程

制定	昭和34年	7月15日
改正	平成8年	3月29日
改正	平成9年	12月2日
改正	平成13年	5月10日
改正	平成20年	6月13日
改正	令和3年	6月24日

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に
関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項につい
て定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、和歌
山労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、
使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の
請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付
議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなけ
ればならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少
なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局
長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目
にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信
により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをい
う。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することがで
きる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第
5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会
長に適当な方法で通知するものとする。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は令和3年6月24日から適用する。

和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領

和歌山地方最低賃金審議会運営規程第6条及び同審議会専門部会運営規程第5条に基づく審議会及び専門部会（以下「会議」という。）の公開についての具体的な取扱いは、下記のとおりとする。

なお、この傍聴要領は令和元年7月8日から実施する。

記

1 公開する会議

公開する会議は、開催決定後、別紙1の様式により和歌山労働局掲示板に掲示する。

2 傍聴の申込み及び可否

(1) 傍聴の申込みは、別紙1の様式に記載する募集要領により行い、定員を超えた場合は抽選とする。

(2) 傍聴の可否は、申込締切後、申込締切当日の午後5時までに、連絡先あてに電話連絡する。

連絡が取れない場合は、申込みがなかったものとみなす。

3 傍聴人

(1) 傍聴人は、上記2において許可された者のうち、会議当日の会場で、会議の開始前に本人確認等受付を済ませた者とする。

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行う。

受付を済ませていない者の傍聴は認めない。

(2) 傍聴の遵守事項は、受付時に別紙2の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を手交し、これを説明する。

(3) 傍聴人が遵守事項に反している場合にあっては、遵守事項を再度説明のうえ、その行為をやめさせるか、局長又は審議会長若しくは専門部会長から別紙3及び4の退去要求を行う。

(会議名)の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

会議の傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申込みください。

なお、(会長又は部会長)の判断(例えば金額審議等)で会議の一部を非公開とする場合があります。その場合は会場から退出をお願いしますので、あらかじめ御了承ください。

(ほかに特記事項があれば記載)

記

- 1 日時 令和 年 月 日 () 午前(後) 時 分から
(ほかに特記事項があれば記載)
 - 2 場所 会場名
所在地
 - 3 議題 (主な議題を記載) など
 - 4 傍聴定員 名(定員を超えた場合は抽選となりますので、あらかじめ御了承ください。)
 - 5 募集要領
- (1) 傍聴希望者は、希望者ごとに傍聴を希望する会議開催日の前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)午後3時までに、以下のいずれかの申込方法により、傍聴を希望する会議の開催日 住所、氏名 電話番号等(確実に連絡が取れる連絡先)を以下の申込先にお申込みください。
- なお、傍聴にあたり配慮が必要な場合は、その旨をお申出ください。
また、介助者等を同伴される場合は併せてお申出ください。
- ア 電話でのお申込み
イ はがき、封書、FAXでのお申込み
ウ 和歌山労働局労働基準部賃金室窓口でのお申込み

申込先 〒640-8581
和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働局労働基準部賃金室
tel ; 073(488)1152 fax ; 073(475)0113

- (2) 傍聴の可否については、申込締切当日の午後3時以降、午後5時までの間に当室から電話連絡しますので、この時間帯は必ず連絡が取れるよう御協力をお願いします。
連絡が取れない場合には、申込みがなかったものとさせていただきますので、御留意ください。
- (3) 当日は、都合により会議開始時刻を早める場合がありますので、傍聴される方は以下の受付時間に本人確認等受付を済ませ、会場に入室してください。

受付開始 会議開始時刻の30分前から
受付終了 会議開始時刻の15分前まで

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行いますので、忘れずにお持ちください。
受付を済ませていない方の傍聴は認められませんので御注意ください。

- 6 その他
- (1) 会場の駐車スペースが限られますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関等を御利用いただくよう御協力をお願いします。
- (2) 傍聴される際には、受付で当日配付する「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守し、係員の指示に従ってください。

傍聴に当たっての遵守事項

- 1 指示された座席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等は必ず電源を切るかマナーモードに設定し傍聴してください。
- 4 各種カメラ、ICレコーダー等による写真・動画撮影、録音等を行うことはできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明したり拍手を行うことはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、局長、会長、部会長及び係員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う方については、主催者はその方を退場させる場合があります。

和歌山地方最低賃金審議会

退 去 要 求

（審議会又は専門部会）の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

あなたの行為は、（審議会又は専門部会）の秩序を乱し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

（審議会又は専門部会）

（局長又は会長若しくは部会長）

退 去 要 求

(審議会又は専門部会)の傍聴の申出がなく入場を希望
しておられる方に要求します。

あなたの行為は、(審議会又は専門部会)の秩序と静穏
を害し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

(審議会又は専門部会)

(局長又は会長若しくは部会長)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)

最低賃金の改定状況

和歌山労働局

年度	平成30年				令和元年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	803	26	3.35	30.10.1	830	27	3.36	1.10.1
鉄鋼業	921 (1.15)	26	2.91	30.12.30	948 (1.14)	27	2.93	1.12.30
百貨店, 総合スーパー	830 (1.03)	20	2.47	30.12.30	850 (1.02)	20	2.41	1.12.30

年度	令和2年				令和3年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	831	1	0.12	2.10.1	859	28	3.37	3.10.1
鉄鋼業	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30	977 (1.14)	28	2.95	3.12.30
百貨店, 総合スーパー	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11	869 (1.01)	18	2.12	3.12.30

年度	令和4年				令和5年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	889	30	3.49	4.10.1	929	40	4.50	5.10.1
鉄鋼業	1,008 (1.13)	31	3.17	4.12.30	1,050 (1.13)	42	4.17	5.12.30
百貨店, 総合スーパー	-	-	-	-	-	-	-	-

特定最賃の()内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30

職業別求人賃金(常用的パート)

令和6年

(単位:円)

	令和6年1月		令和6年2月		令和6年3月		令和6年4月	
	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均
職業計	1,200	1,092	1,228	1,126	1,222	1,103	1,183	1,073
管理的職業	-	-	-	-	-	-	1,150	1,150
専門的・技術的職業	1,576	1,401	1,749	1,559	1,700	1,444	1,537	1,356
開発技術者	-	-	-	-	930	930	-	-
製造技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
建築・土木技術者等	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理・通信技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
医師、薬剤師等	2,250	1,940	2,000	2,000	8,250	7,500	2,490	1,940
保健師、助産師等	1,667	1,493	1,647	1,488	1,741	1,543	1,610	1,437
医療技術者	1,907	1,630	1,730	1,428	1,577	1,345	1,873	1,584
その他の保健医療	1,211	1,172	1,785	1,538	1,412	1,237	1,312	1,238
社会福祉の専門的職業	1,306	1,210	1,373	1,257	1,235	1,171	1,237	1,152
美術家、デザイナー等	-	-	2,000	2,000	1,133	967	-	-
その他の専門的職業	1,372	1,176	2,090	1,870	2,876	1,685	1,946	1,498
事務的職業	1,133	1,032	1,111	1,034	1,155	1,056	1,124	1,019
一般事務員	1,131	1,039	1,118	1,039	1,128	1,051	1,114	1,008
会計事務員	1,161	1,017	1,153	1,017	1,276	1,099	1,155	1,064
生産関連事務員	1,070	970	1,050	1,000	1,140	973	1,065	965
営業・販売関連事務員	986	954	1,100	1,000	1,100	985	990	965
外勤事務員	1,277	1,113	-	-	1,364	1,213	1,364	1,213
運輸・郵便事務	1,333	967	965	965	1,000	1,000	1,225	1,088
事務用機器操作の職業	-	-	977	953	1,650	1,100	-	-
販売の職業	1,061	987	1,069	1,040	1,088	1,035	1,067	980
商品販売の職業	1,075	999	1,099	1,066	1,084	1,037	1,069	980
販売類似の職業	987	929	938	929	929	929	1,034	930
営業の職業	1,110	999	-	-	1,135	1,038	1,100	1,100
サービスの職業	1,126	1,016	1,123	1,019	1,107	999	1,163	1,037
家庭生活支援サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
介護サービスの職業	1,191	1,054	1,214	1,054	1,189	1,059	1,271	1,087
保健医療サービス	1,078	999	1,052	1,001	1,053	979	1,098	988
生活衛生サービス	1,137	1,010	1,242	1,138	1,155	955	1,206	1,051
飲食物調理の職業	1,067	984	1,080	994	1,054	960	1,088	998
接客・給仕の職業	1,110	1,003	1,073	1,003	1,152	1,010	1,097	1,019
居住施設・ビルの管理	1,013	978	975	940	-	-	1,026	1,012
その他のサービス	1,132	1,017	1,073	1,002	985	968	1,040	990
保安の職業	1,011	950	1,156	1,021	1,117	1,020	1,108	1,018
農林漁業の職業	1,146	951	1,135	956	1,199	1,044	976	946
生産工程の職業	1,064	983	1,059	998	1,026	1,002	980	966
生産設備(金属)	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備(金属除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備(機械)	-	-	-	-	-	-	-	-
金属材料製造等	1,000	960	1,200	1,000	-	-	-	-
製品製造・加工処理(金属除く)	1,071	988	1,047	1,005	1,001	975	979	967
機械組立の職業	-	-	929	929	929	929	-	-
機械整備・修理の職業	-	-	1,250	1,000	1,000	1,000	-	-
製品検査(金属)	-	-	929	929	1,050	960	-	-
製品検査(金属除く)	1,075	945	-	-	-	-	1,000	950
機械検査の職業	-	-	-	-	1,550	1,550	-	-
生産関連・生産類似	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送・機械運転の職業	1,049	1,019	1,079	1,018	1,098	1,020	1,048	997
鉄道運転の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転の職業	1,049	1,019	1,079	1,018	1,109	1,025	1,048	997
船舶・航空機運転	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の輸送の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
定置・建設機械運転	-	-	-	-	1,017	980	-	-
建設・採掘の職業	1,125	977	1,875	1,250	1,131	1,131	-	-
建設躯体工事の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設の職業	-	-	1,875	1,250	-	-	-	-
電気工事の職業	1,000	1,000	-	-	1,200	1,200	-	-
土木の職業	1,250	954	-	-	1,062	1,062	-	-
採掘の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬・清掃等の職業	1,051	1,002	1,025	985	1,051	987	1,027	991
運搬の職業	989	979	1,104	1,049	1,026	964	1,086	1,065
清掃の職業	1,046	988	1,015	976	1,046	983	997	969
包装の職業	994	972	969	940	925	925	998	978
その他の運搬等の職業	1,100	1,044	991	961	1,084	1,011	1,049	992

(注「求人賃金」は1か月間に受理した求人賃金(「常用的パート」については時間給。)の平均値です。

「常用的パート」は求人区分が「パートタイム」かつ「雇用期間の定めなし」または「雇用期間の定めあり(4か月以上)」をいいます。

(ハローワーク和歌山の公表データをもとに和歌山労働局賃金室が作成。)

和歌山県の経済動向について

令和6年5月

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/index.html>

商工企画課 政策企画班

内閣府は、令和6年5月27日に発表した月例経済報告において、景気の基調判断を「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とし、前月から据え置いた表現となっている。

個別項目：

<判断引き上げ>

生産：一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、生産活動が低下していたが、このところ持ち直しの動きがみられる。

<判断引き下げ>

なお、景気の先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と判断が維持された。

県内の経済状況については、

- 生産動向において、鉱工業生産指数（3月）は3ヶ月ぶりに前月を下回った。
- 消費動向においては、自動車新車登録台数（4月）が4ヶ月連続で前年を下回った。百貨店・スーパー販売額（3月）は、全店ベース、既存店ベース共に4ヶ月ぶりに前年を上回った。また、新設住宅着工戸数（4月）については、2ヶ月連続で前年を上回った。
- 雇用動向においては、有効求人倍率（4月）が2ヶ月連続で減少した。近畿で3位、全国で36位であった。

項目	月	全国	前年 同月比	和歌山県	前年 同月比
景気動向指数 (CI一致指数)	3	113.9 3ヶ月ぶりに対前月比増		85.7 2ヶ月ぶりに対前月減	
企業倒産	4	783 件 1,134 億円	28.3 % △ 44.3 %	6 件 2.99 億円	100.0 % 896.6 %
鉱工業生産指数 (季節調整済指数)	3	101.1 3ヶ月ぶりに対前月比増	(前月比) 38.1 %	P 70.3 3ヶ月ぶりに対前月比減	(前月比) ▲ 8.6 %
公共工事請負契約額	3	39,392 億円 3ヶ月ぶりに対前年同月比増	14.4 %	291 億円 5ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 59.0 %
百貨店・スーパー 販売額	3	18,886 億円 全店：30ヶ月連続で対前年同月比増 既存店：30ヶ月連続で対前年同月比増	6.9 % 6.5 %	87 億円 全店：4ヶ月ぶりに対前年同月比増 既存店：4ヶ月ぶりに対前年同月比増	1.5 % 1.5 %
自動車 新車登録台数	4	207,536 台 4ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 5.7 %	1,442 台 4ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 8.2 %
新設住宅着工数	4	76,583 戸 11ヶ月ぶりに対前年同月比増	13.9 %	354 戸 2ヶ月連続で対前年同月比増	13.5 %
有効求人倍率	4	1.26 倍 対前月比減	(前月差) ▲ 0.02	1.14 倍 対前月比減	(前月差) ▲ 0.01
完全失業率	4	2.6 % 前月と同程度	(前月差) 0.0 %		
所定外労働時間指数	3	113.0 10ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 1.6 %	108.1 3ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 7.8 %
実質賃金指数 (現金給与総額)	3	85.8 10ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 1.4 %	87.6 2ヶ月連続で対前年同月比減	▲ 1.8 %
企業業況判断指数		◇ 日銀短観(中小企業全産業)		◇ 景気動向調査(和歌山社会経済研究所)	
		2年 1 ~ 3 月期 -7 ▲ 8 4 ~ 6 月期 ※(景気の谷) -33 ▲ 26 7 ~ 9 月期 -31 2 10 ~ 12 月期 -18 13 3年 1 ~ 3 月期 -12 6 4 ~ 6 月期 -8 4 7 ~ 9 月期 -8 0 10 ~ 12 月期 -3 5 4年 1 ~ 3 月期 -6 ▲ 3 4 ~ 6 月期 -2 4 7 ~ 9 月期 0 2 10 ~ 12 月期 4 4 5年 1 ~ 3 月期 4 0 4 ~ 6 月期 5 1 7 ~ 9 月期 5 0 10 ~ 12 月期 9 4 6年 1 ~ 3 月期 7 ▲ 2 4 ~ 6 月期 (見通し) 5 ▲ 2		2年 1 ~ 3 月期 -21 ▲ 17 4 ~ 6 月期 ※(景気の谷) -43 ▲ 22 7 ~ 9 月期 -34 9 10 ~ 12 月期 -23 11 3年 1 ~ 3 月期 -26 ▲ 3 4 ~ 6 月期 -21 5 7 ~ 9 月期 -22 ▲ 1 10 ~ 12 月期 -11 11 4年 1 ~ 3 月期 -27 ▲ 16 4 ~ 6 月期 -14 13 7 ~ 9 月期 -14 0 10 ~ 12 月期 -8 6 5年 1 ~ 3 月期 -7 1 4 ~ 6 月期 -6 1 7 ~ 9 月期 -9 ▲ 3 10 ~ 12 月期 -7 2 6年 1 ~ 3 月期 -10 ▲ 3 4 ~ 6 月期 (見通し) -8 2	
◇和歌山 『景気動向調査 県内の自社景況BSI』 (一財)和歌山社会経済研究所		※(景気の谷)からの改善幅 40		※(景気の谷)からの改善幅 33	

注1: △および▲はマイナスを意味し、△は改善、▲は悪化を意味する。注2: Pは連報値を表す。

① 景気動向指数

※内閣府が公表している「景気動向指数」のCIの指数の基準年は令和2年です。(令和2年=100)
 和歌山県が公表している「景気動向指数」のCIの指数の基準年は平成27年です(平成27年=100)

年月	全国				和歌山県			全国	和歌山県
	CI(R2=100)			DI	新指標CI(H27=100)		DI	CLI(H27=100)	
	先行指数	一致指数	遅行指数	一致指数	一致指数	3ヶ月後方移動平均	一致指数	先行指数	
令和3年	114.4	108.6	98.8	57.5	88.6	—	63.7	100.5	100.7
令和4年	112.2	113.0	101.6	50.4	99.6	—	52.4	100.4	101.5
令和5年	109.2	114.9	105.7	49.2	100.1	—	36.3	100.0	99.5
令和3年1月	110.7	106.5	96.3	80.0	77.2	76.3	71.4	99.7	99.4
2月	112.3	106.0	96.4	60.0	78.5	78.3	57.1	100.0	99.8
3月	115.0	108.5	98.9	100.0	78.1	78.4	50.0	100.2	100.2
4月	115.1	110.9	98.9	80.0	86.5	81.6	50.0	100.5	100.4
5月	115.4	109.4	99.2	60.0	98.6	88.1	78.6	100.6	100.6
6月	116.4	110.3	100.0	50.0	103.2	96.4	100.0	100.7	100.8
7月	116.6	109.5	100.4	30.0	94.5	98.8	71.4	100.7	100.8
8月	114.3	106.9	99.1	10.0	82.8	93.6	28.6	100.7	100.9
9月	112.7	104.8	98.9	10.0	86.3	87.8	42.9	100.6	101.0
10月	113.4	106.9	98.9	20.0	84.3	84.5	57.1	100.6	101.2
11月	115.3	111.4	99.0	100.0	95.4	88.6	85.7	100.6	101.3
12月	116.0	111.8	99.8	90.0	97.9	92.5	71.4	100.6	101.5
令和4年1月	114.2	111.0	99.0	90.0	100.1	97.7	64.3	100.6	101.6
2月	113.1	111.3	99.5	20.0	96.6	98.4	35.7	100.6	101.8
3月	113.5	111.6	99.7	30.0	91.8	96.7	14.3	100.6	102.0
4月	114.3	111.9	100.7	80.0	97.5	96.0	42.9	100.6	102.1
5月	112.8	111.4	100.5	60.0	98.6	96.7	50.0	100.6	102.1
6月	112.6	113.6	101.7	65.0	100.6	99.4	71.4	100.5	102.0
7月	111.7	114.1	101.6	50.0	95.1	98.3	28.6	100.4	101.8
8月	113.2	115.2	102.8	70.0	99.0	98.3	64.3	100.4	101.6
9月	111.0	114.5	103.2	50.0	99.7	98.0	50.0	100.3	101.3
10月	110.9	114.1	103.3	30.0	105.1	101.3	85.7	100.2	100.9
11月	110.2	113.9	103.8	30.0	106.2	103.4	57.1	100.1	100.6
12月	109.3	113.5	103.6	30.0	105.0	105.1	64.3	100.0	100.3
令和5年1月	108.3	112.5	104.8	40.0	101.6	104.0	28.6	99.9	100.0
2月	108.7	114.5	104.7	40.0	101.9	103.1	42.9	99.9	99.8
3月	108.8	114.4	104.7	55.0	99.3	101.7	28.6	100.0	99.7
4月	108.5	114.5	105.1	80.0	102.3	102.2	42.9	100.0	99.5
5月	109.3	115.3	106.0	40.0	104.4	103.0	50.0	100.0	99.4
6月	109.4	115.4	105.8	50.0	102.6	103.7	57.1	100.1	99.3
7月	109.0	115.0	105.5	35.0	103.3	103.4	42.9	100.1	99.3
8月	109.8	115.2	105.7	30.0	102.4	102.6	42.9	100.1	99.3
9月	109.9	115.6	106.1	50.0	101.5	102.1	42.9	100.1	99.4
10月	109.1	115.6	106.5	70.0	99.3	101.0	42.9	100.1	99.4
11月	109.0	114.8	106.4	35.0	95.2	98.2	14.3	100.0	99.4
12月	110.2	115.9	107.0	65.0	86.9	93.3	0.0	100.0	99.4
令和6年1月	109.8	112.2	105.2	11.1	86.9	89.7	42.9	99.8	99.2
2月	112.1	111.5	106.8	22.2	87.6	87.1	42.9	99.8	99.0
3月	111.4	113.9	106.2	12.5	85.7	86.7	57.1	99.8	98.8

資料出所

内閣府

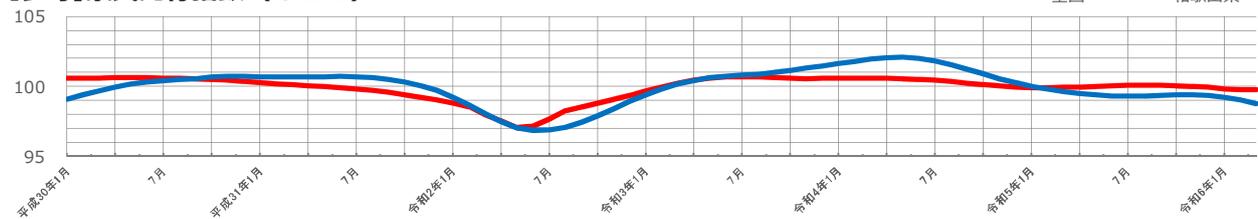
県調査統計課

関西学院大学産業研究所

※内閣府が公表している「景気動向指数(CI、DI)」では、令和5年5月分からCIの基準年を平成27年から令和2年に変更し、新しい基準年に基づき遡及改定した指数が公表されたため、和歌山県が公表している「景気動向指数(CI、DI)」のCIの指数(基準年:平成27年)との比較ができませんので、「景気動向:CI一致指数」のグラフは省略しています。

※CLIとは、地域の景気動向を的確・早期に把握するために作成された景気先行指数を指します(OECD基準)。(参考URL: <http://192.218.163.168/HYOGO-CLI/>)

【参考】景気先行指数 (CLI)



② 企業倒産件数

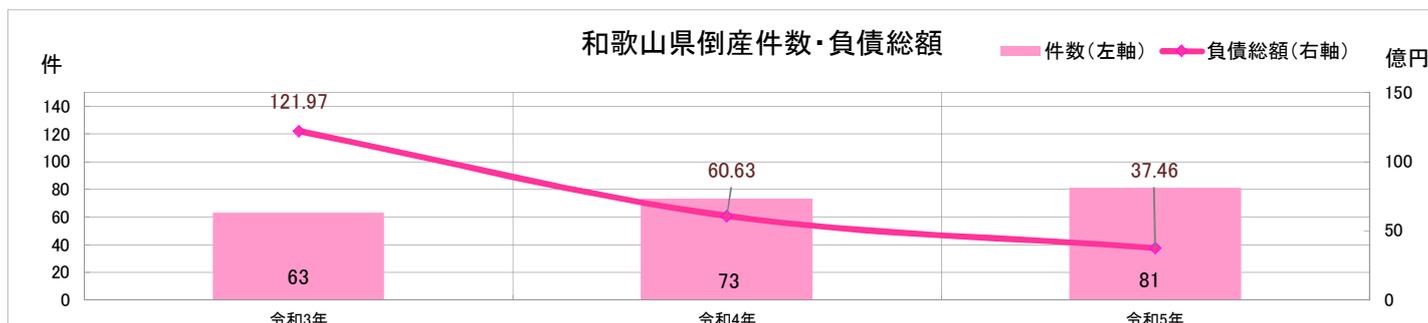
年	全国				和歌山県				うち大型倒産		
	件数	前年比 (%)	負債総額 (億円)	前年比 (%)	件数	前年比 (%)	負債総額 (億円)	前年比 (%)	件数	負債総額 (億円)	占率 (%)
令和3年	6,030	△ 22.4	11,507.03	△ 5.7	63	△ 30.0	121.97	26.3	0	0.00	-
令和4年	6,428	6.6	23,314.43	102.6	73	15.9	60.63	△ 50.3	0	0.00	-
令和5年	8,690	35.2	24,026.45	3.1	81	11.0	37.46	△ 38.2	0	0.00	-

年月	全国				和歌山県				備考
	件数	前年 同月比 (%)	負債総額 (億円)	前年 同月比 (%)	件数	前年 同月比 (%)	負債総額 (億円)	前年 同月比 (%)	
令和3年1月	474	△ 38.6	813.88	△ 34.7	5	△ 44.4	0.50	△ 94.8	
2月	446	△ 31.4	674.90	△ 5.3	4	△ 66.6	4.70	△ 5.8	
3月	634	△ 14.3	1,414.53	33.5	8	33.3	2.42	△ 54.5	
4月	477	△ 35.8	840.98	△ 41.9	5	△ 28.5	1.07	△ 73.4	
5月	472	50.3	1,686.64	107.3	3	△ 50.0	0.90	△ 95.9	
6月	541	△ 30.6	685.66	△ 46.7	5	△ 54.5	8.40	97.1	
7月	476	△ 39.6	714.65	△ 29.1	8	0.0	6.24	380.0	
8月	466	△ 30.1	909.73	25.6	8	33.3	78.64	741.0	
9月	505	△ 10.6	908.60	28.4	5	△ 37.5	9.25	512.5	
10月	525	△ 15.8	984.64	25.6	1	△ 80.0	0.10	△ 98.1	
11月	510	△ 10.3	941.01	△ 7.8	6	20.0	2.00	△ 92.6	
12月	504	△ 9.6	931.81	△ 32.7	5	△ 28.5	7.75	604.5	
令和4年1月	452	△ 4.6	669.40	△ 17.7	3	△ 40.0	2.42	384.0	
2月	459	2.9	709.89	5.1	3	△ 25.0	0.50	△ 89.3	
3月	593	△ 6.4	1,696.73	19.9	10	25.0	1.48	△ 38.8	
4月	486	1.8	812.53	△ 3.3	7	40.0	18.18	1599.0	
5月	524	11.0	873.80	△ 48.1	4	33.3	1.40	55.5	
6月	546	0.9	12,325.83	1697.6	10	100.0	2.20	△ 73.8	
7月	494	3.7	845.70	18.3	15	87.5	26.46	324.0	
8月	492	5.5	1,114.28	22.4	2	△ 75.0	1.99	△ 97.4	
9月	599	18.6	1,448.71	59.4	6	20.0	2.45	△ 73.5	
10月	596	13.5	869.95	△ 11.6	4	300.0	0.80	700.0	
11月	581	13.9	1,155.89	22.8	1	△ 83.3	0.50	△ 75.0	
12月	606	20.2	791.72	△ 15.0	8	60.0	2.25	△ 70.9	
令和5年1月	570	26.1	565.24	△ 15.5	4	33.3	1.46	△ 39.6	
2月	577	25.7	965.80	36.0	6	100.0	2.30	360.0	
3月	809	36.4	1,474.34	△ 13.1	8	△ 20.0	3.18	114.8	
4月	610	25.5	2,038.61	150.9	3	△ 57.1	0.30	△ 98.3	
5月	706	34.7	2,787.34	219.0	7	75.0	1.91	36.4	
6月	770	41.0	1,509.47	△ 87.8	4	△ 60.0	2.27	3.1	
7月	758	53.4	1,621.37	91.7	7	△ 53.3	0.70	△ 97.3	
8月	760	54.5	1,083.77	△ 2.7	5	150.0	1.15	△ 42.2	
9月	720	20.2	6,919.42	377.6	9	50.0	7.40	202.0	
10月	793	33.1	3,080.10	254.1	11	175.0	4.58	472.5	
11月	807	38.9	948.71	△ 17.9	8	700.0	5.01	902.0	
12月	810	33.7	1,032.28	30.4	9	12.5	7.20	220.0	
令和6年1月	701	23.0	791.23	40.0	6	50.0	2.35	60.9	
2月	712	23.4	1,395.96	44.5	10	66.6	11.41	396.0	
3月	906	11.9	1,422.52	△ 3.5	10	25.0	2.26	△ 28.9	
4月	783	28.3	1,134.23	△ 44.3	6	100.0	2.99	896.6	

資料出所

株式会社 東京商工リサーチ

※ 和歌山県の大型倒産は、負債総額100億円以上の金額としている。



③ 鉱工業生産指数(製造工業)

※ 経済産業省が公表している鉱工業生産指数は、令和2年の平均を100.0とした比率で示されています。
(令和2年=100)

和歌山県の鉱工業生産指数は、平成27年の平均を100.0とした比率で示されています。(平成27年=100)

年月	鉱工業生産指数(製造工業)													
	全国 (令和2年=100)				和歌山県 (平成27年=100)				全体					
	季節調整済指数	前月比 (%)	原指数	前年比 (%)	季節調整済指数	前月比 (%)	原指数	前年比 (%)	鉄鋼 指数	機械 指数	化学 指数	石油石炭 指数	繊維 指数	プラスチック 指数
令和3年	—	—	105.4	5.4	—	—	88.4	▲ 0.6	78.1	89.9	85.6	68.6	101.8	113.7
令和4年	—	—	105.3	▲ 0.1	—	—	97.2	10.0	83.9	98.2	95.8	110.6	104.7	106.1
令和5年	—	—	104.0	▲ 1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年1月	106.7	3.0	97.4	▲ 5.2	93.1	5.9	84.6	▲ 4.5	77.7	84.5	100.4	90.6	106.5	118.0
2月	106.1	▲ 0.6	101.4	▲ 2.2	94.1	1.1	88.5	▲ 6.2	78.2	92.7	92.3	87.2	103.6	119.4
3月	106.7	0.6	120.2	3.2	93.1	▲ 1.1	99.2	▲ 5.6	71.8	92.6	89.8	82.0	106.0	117.4
4月	109.4	2.5	108.4	14.3	84.3	▲ 9.5	88.3	▲ 15.7	79.1	98.9	68.3	25.6	107.8	115.9
5月	103.3	▲ 5.6	95.4	19.3	84.9	0.7	83.3	▲ 1.3	76.4	95.3	72.4	35.6	95.6	116.5
6月	109.5	6.0	111.7	21.9	96.1	13.2	98.2	19.6	82.9	100.3	98.2	78.4	102.2	113.6
7月	107	▲ 2.3	109.9	10.9	96.0	▲ 0.1	101.3	15.1	81.9	92.9	96.2	98.0	106.8	110.9
8月	103.7	▲ 3.1	95.4	8.5	90.3	▲ 5.9	80.8	7.3	80.0	90.9	91.9	68.8	95.9	112.8
9月	97.9	▲ 5.6	103.1	▲ 1.4	86.8	▲ 3.9	82.7	2.4	75.9	89.8	86.8	59.4	104.1	111.3
10月	102.2	4.4	102.2	▲ 3.8	74.2	▲ 14.5	78.6	▲ 12.5	82.0	68.7	71.6	50.2	88.1	110.5
11月	107	4.7	110.1	5.1	82.3	10.9	82.6	▲ 0.6	76.7	87.5	79.0	26.0	100.0	109.7
12月	105.8	▲ 1.1	110	1.9	90.4	9.8	92.2	1.7	79.0	86.9	86.3	97.4	102.8	111.0
令和4年1月	105.1	▲ 0.7	96.7	▲ 0.7	91.9	1.7	85.9	1.5	80.8	88.2	97.5	86.2	98.1	113.4
2月	106.1	1.0	101.4	0.0	90.6	▲ 1.4	88.4	▲ 0.1	78.8	87.2	88.9	85.9	102.0	111.4
3月	105.7	▲ 0.4	118.2	▲ 1.7	89.4	▲ 1.3	98.0	▲ 1.2	75.5	91.0	90.7	93.8	101.1	111.7
4月	106	0.3	103.3	▲ 4.7	94.0	5.1	97.6	10.5	80.2	91.5	90.4	107.6	94.6	109.5
5月	98.9	▲ 6.7	92.8	▲ 2.7	96.2	2.3	92.3	10.8	87.0	93.1	86.8	112.0	102.2	110.0
6月	106.1	7.3	108.3	▲ 3.0	100.0	4.0	104.2	6.1	85.9	116.7	94.2	109.9	107.6	109.4
7月	106.1	0.0	107.9	▲ 1.8	97.2	▲ 2.8	101.2	▲ 0.1	90.8	96.2	92.2	114.3	104.0	108.3
8月	107.6	1.4	100.8	5.7	101.3	4.2	90.8	12.4	93.8	101.3	97.8	96.0	108.2	105.6
9月	106.5	▲ 1.0	112.2	8.8	102.3	1.0	97.2	17.5	87.2	110.3	100.3	100.1	107.6	102.8
10月	106.1	▲ 0.4	105.4	3.1	101.5	▲ 0.8	106.1	35.0	82.7	97.3	103.7	241.8	101.4	101.9
11月	105.6	▲ 0.5	108.7	▲ 1.3	104.0	2.5	101.2	22.5	85.0	101.6	100.6	155.6	121.2	96.7
12月	105.5	▲ 0.1	107.7	▲ 2.1	101.0	▲ 2.9	103.4	12.1	81.5	104.7	103.8	116.8	105.0	93.2
令和5年1月	101.2	▲ 4.1	93.8	▲ 3.0	94.7	▲ 6.2	88.5	3.0	77.6	102.6	99.8	93.7	93.9	93.0
2月	104.7	3.5	101	▲ 0.4	88.2	▲ 6.9	86.1	▲ 2.6	72.7	104.1	75.7	82.6	102.5	96.0
3月	104.9	0.2	117.3	▲ 0.8	89.2	1.1	97.8	▲ 0.2	76.7	86.8	103.3	84.4	105.2	93.9
4月	105.3	0.4	102.6	▲ 0.7	95.1	6.6	98.7	1.1	78.6	93.4	96.6	100.3	106.0	96.9
5月	104.1	▲ 1.1	96.6	4.1	96.5	1.5	92.5	0.2	83.5	95.8	100.2	98.7	100.2	101.8
6月	105	0.9	108.2	▲ 0.1	89.1	▲ 7.7	94.6	▲ 9.2	81.5	89.7	99.6	99.4	118.4	103.9
7月	103.6	▲ 1.3	105.2	▲ 2.5	90.4	1.5	94.1	▲ 7.0	87.4	81.8	101.4	102.7	103.3	106.7
8月	103.1	▲ 0.5	96.1	▲ 4.7	90.8	0.4	81.4	▲ 10.4	76.3	90.6	91.8	91.8	115.1	99.8
9月	103.2	0.1	107	▲ 4.6	90.2	▲ 0.7	85.7	▲ 11.8	85.1	86.2	85.2	110.2	108.4	97.2
10月	104.4	1.2	106.3	0.9	91.3	1.2	95.4	▲ 10.1	78.5	96.2	90.7	123.1	96.9	97.2
11月	103.9	▲ 0.5	107	▲ 1.6	87.7	▲ 3.9	85.3	▲ 15.7	76.7	100.0	79.9	20.1	102.3	98.0
12月	105	1.1	106.4	▲ 1.2	76.2	▲ 13.1	78.0	▲ 24.6	67.1	78.6	73.2	30.3	96.0	98.0
令和6年1月	98	▲ 6.7	92.4	▲ 1.5	R 76.4	0.3	R 71.4	▲ 19.3	75.3	82.0	81.9	21.0	R 83.7	96.5
2月	97.4	▲ 0.6	97	▲ 4.0	R 76.9	0.7	R 75.1	▲ 12.8	71.0	93.2	75.4	16.0	R 94.4	95.3
3月	101.1	38.1	109.4	▲ 6.7	P 70.3	▲ 8.6	P 77.1	▲ 21.2	61.9	77.9	P 72.8	16.9	81.9	93.9

※1. 前月比は季節調整済指数、前年比は原指数

※2. 和歌山県の業種別(各月)は季節調整済指数、業種別(年平均)は原指数

※3. Pは速報値、Rは改訂値

※4. 経済産業省が公表している「鉱工業指数の基準時及びウェイト算定年次」が令和2年(2020年)に変更され、指数値も令和2年の平均を100.0とした比率で示されることとなったため、平成27年の平均を100.0とした比率で示されている和歌山県の指数値と比較ができませんので、「鉱工業生産指数(季節調整済)」のグラフは省略しています。

④ 公共工事請負契約額

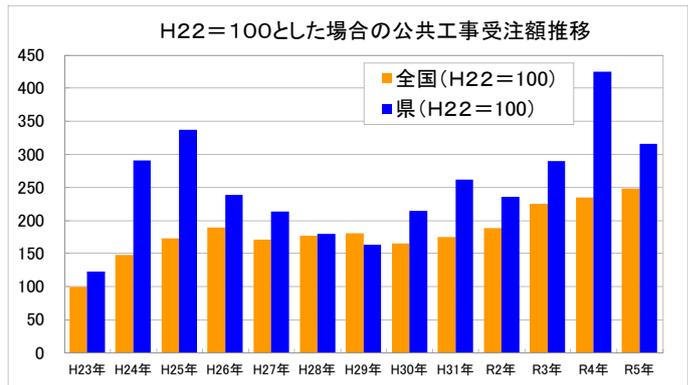
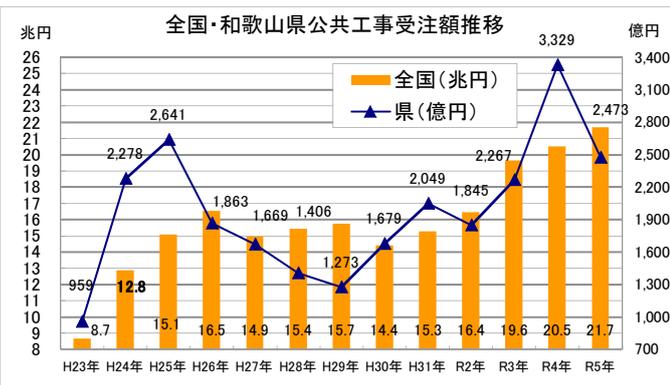
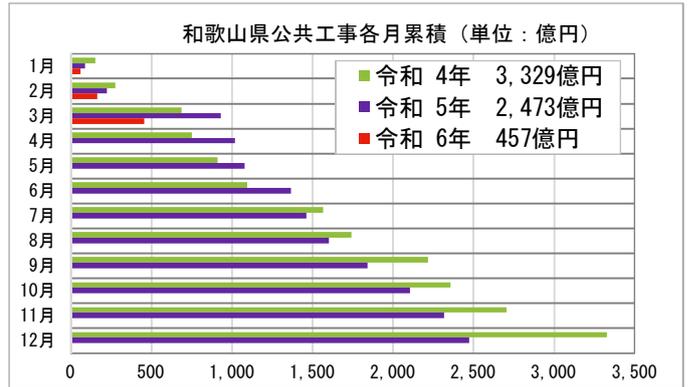
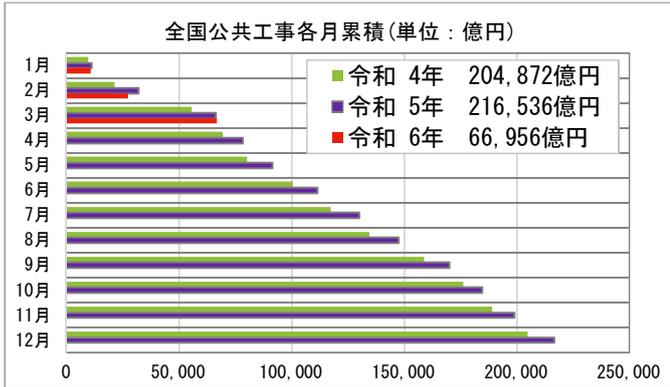
(※令和3年4月の数値より新しい推計方法に変更したため、それ以前の数値は参考値となります。数値については随時更新予定)

- 全国の受注額は、3ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。
- 県の受注額は、5ヶ月連続で対前年同月比減であった。

年月	全国						和歌山県					
	合計 (億円)	前年比 (%)	内訳				合計 (億円)	前年比 (%)	内訳			
			国の機関 (億円)	前年比 (%)	地方の機関 (億円)	前年比 (%)			国の機関 (億円)	前年比 (%)	地方の機関 (億円)	前年比 (%)
令和3年	196,086	19.4	73,112	0.2	122,974	0.2	2,267	22.8	874	28.8	1,393	19.4
令和4年	204,872	4.5	68,681	▲0.1	136,192	0.1	3,329	46.9	880	0.7	2,450	75.9
令和5年	216,536	5.7	68,904	0.0	147,632	0.1	2,473	▲25.7	1,241	41.1	1,231	▲49.7
令和3年1月	11,333	33.0	6,815	96.6	4,518	▲10.6	125	85.4	99.90	154.1	25.42	▲10.1
2月	10,720	▲6.6	4,892	▲0.3	5,828	▲11.3	141	19.2	46.47	▲38.0	94.20	118.9
3月	28,992	14.4	15,908	39.6	13,084	▲6.2	217	▲3.4	119.91	38.8	96.61	▲29.9
4月	13,515	41.2	6,091	58.0	7,424	29.8	130	251.7	62.71	301.5	67.28	215.3
5月	13,878	46.9	5,403	110.2	8,475	23.2	122	57.7	42.93	47.0	79.42	64.2
6月	21,623	39.6	6,316	24.7	15,307	46.8	189	▲41.4	53.75	▲48.8	135.20	▲37.8
7月	19,060	11.5	4,929	▲15.5	14,132	25.4	194	▲9.9	6.28	▲94.4	187.78	81.9
8月	16,087	32.0	4,505	19.3	11,582	37.6	277	109.0	71.19	36.9	205.84	155.7
9月	20,204	12.2	6,317	▲0.9	13,886	19.3	336	45.1	98.27	115.5	238.18	27.8
10月	15,447	8.2	4,230	▲7.4	11,217	15.6	114	▲6.6	45.07	▲32.4	68.67	24.7
11月	12,256	12.4	3,482	5.1	8,773	15.6	103	▲44.5	62.33	123.9	40.19	▲74.4
12月	12,971	8.5	4,224	▲4.4	8,747	16.1	319	184.9	165.12	599.7	153.84	74.1
令和4年1月	9,811	▲13.4	4,161	▲38.9	5,650	25.1	153	22.4	32.74	▲67.2	120.71	374.9
2月	11,596	8.2	5,390	10.2	6,206	6.5	125	▲10.8	86.07	85.2	39.39	▲58.2
3月	34,541	19.1	15,600	▲1.9	18,941	44.8	412	90.1	289.06	141.1	122.47	26.8
4月	13,562	0.3	6,550	7.5	7,012	▲5.6	62	▲52.1	17.84	▲71.6	44.38	▲34.0
5月	10,892	▲21.5	3,099	▲42.6	7,794	▲8.0	160	31.0	14.38	▲66.5	145.84	83.6
6月	20,290	▲6.2	5,206	▲17.6	15,083	▲1.5	185	▲2.1	58.79	9.4	126.22	▲6.6
7月	16,770	▲12.0	4,070	▲17.4	12,700	▲10.1	469	141.9	57.27	811.8	412.22	119.5
8月	17,167	6.7	4,289	▲4.8	12,878	11.2	178	▲35.9	54.36	▲23.6	123.23	▲40.1
9月	24,272	20.1	7,976	26.3	16,296	17.4	473	40.7	167.91	70.9	305.49	28.3
10月	17,406	12.7	4,501	6.4	12,905	15.0	140	22.7	73.44	62.9	66.15	▲3.7
11月	13,077	6.7	3,747	7.6	9,330	6.3	347	238.9	15.57	▲75.0	331.86	725.7
12月	15,489	19.4	4,091	▲3.1	11,397	30.3	624	95.6	12.35	▲92.5	611.69	297.6
令和5年1月	11,173	13.9	4,470	7.4	6,704	18.6	92	▲39.9	23.98	▲26.7	68.30	▲43.4
2月	20,885	80.1	7,729	43.4	13,157	112.0	132	5.6	89.47	4.0	42.99	9.1
3月	34,439	▲0.3	15,181	▲2.7	19,258	1.7	709	72.4	512.91	77.4	196.57	60.5
4月	11,822	▲12.8	5,500	▲16.0	6,322	▲9.8	88	41.0	58.20	226.3	29.52	▲33.5
5月	13,132	20.6	3,984	28.6	9,148	17.4	59	▲63.1	19.12	33.0	40.05	▲72.5
6月	20,139	▲0.7	5,344	2.6	14,796	▲1.9	287	55.2	120.83	105.5	166.31	31.8
7月	18,528	10.5	5,453	34.0	13,074	2.9	97	▲79.4	29.89	▲47.8	66.98	▲83.8
8月	17,476	1.8	3,636	▲15.2	13,840	7.5	139	▲22.0	11.18	▲79.4	127.36	3.3
9月	22,479	▲7.4	5,759	▲27.8	16,721	2.6	241	▲49.1	59.17	▲64.8	181.69	▲40.5
10月	14,585	▲16.2	3,965	▲11.9	10,620	▲17.7	263	88.3	106.42	44.9	156.47	136.5
11月	14,161	8.3	3,674	▲1.9	10,486	12.4	210	▲39.6	128.09	722.6	81.79	▲75.4
12月	17,716	14.4	4,210	2.9	13,506	18.5	155	▲75.1	82.07	564.5	73.23	▲88.0
令和6年1月	11,067	▲0.9	3,830	▲14.3	7,238	8.0	62	▲32.5	32.53	35.6	29.81	▲56.4
2月	16,496	▲21.0	7,078	▲8.4	9,418	▲28.4	104	▲21.7	79.17	▲11.5	24.55	▲42.9
3月	39,392	14.4	16,923	11.5	22,469	16.7	291	▲59.0	95.77	▲81.3	195.37	▲0.6

資料出所

国土交通省



⑤ 消費

(1)百貨店・スーパー販売額

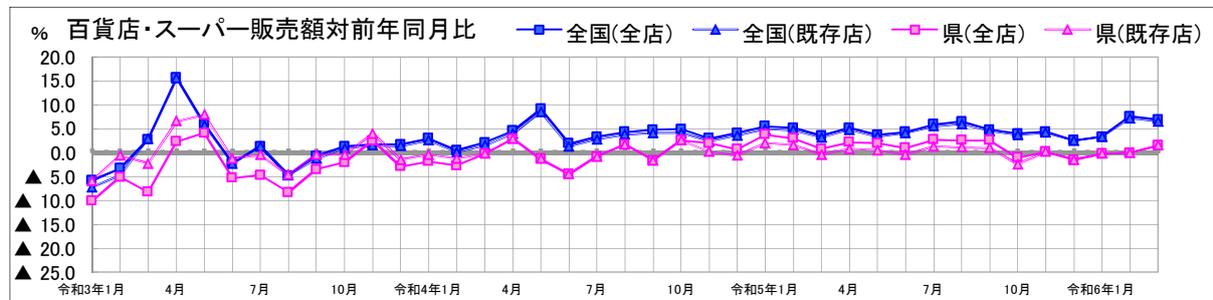
- 全店ベースでは、全国は30ヶ月連続で対前年同月比増、県は4ヶ月ぶりに前年同月比増であった。
- 既存店ベースでも、全国は30ヶ月連続で対前年同月比増、県は4ヶ月ぶりに前年同月比増であった。

年月	百貨店・スーパー販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額 (億円)	店舗数 [年末、月末]	前年比		販売額 (億円)	店舗数 [年末、月末]	前年比	
全店 (%)			既存店 (%)	全店 (%)			既存店 (%)	
令和3年	199,071	6,045	0.9	0.6	1,093	39	▲ 3.7	▲ 0.2
令和4年	206,603	6,103	3.8	3.2	1,090	40	▲ 0.3	▲ 0.3
令和5年	216,073	6,151	4.6	4.2	1,106	40	1.5	0.3
令和3年1月	16,282	6,005	▲ 5.8	▲ 7.2	102	40	▲ 10.1	▲ 5.9
2月	14,967	5,999	▲ 3.3	▲ 4.8	87	40	▲ 5.1	▲ 0.6
3月	16,700	5,993	2.8	2.9	85	39	▲ 8.2	▲ 2.3
4月	15,525	6,002	15.7	15.5	84	39	2.3	6.6
5月	15,410	6,006	6.0	5.7	88	39	4.1	7.9
6月	16,421	6,003	▲ 2.2	▲ 2.3	92	39	▲ 5.3	▲ 1.2
7月	17,137	6,011	1.3	1.3	92	39	▲ 4.7	▲ 0.5
8月	16,078	6,016	▲ 4.8	▲ 4.7	92	39	▲ 8.3	▲ 4.6
9月	15,564	6,014	▲ 0.7	▲ 1.3	87	39	▲ 3.5	▲ 0.4
10月	16,518	6,014	1.3	0.9	87	39	▲ 2.0	▲ 0.4
11月	17,078	6,032	1.8	1.5	90	39	2.5	4.0
12月	21,392	6,045	1.7	1.4	107	39	▲ 2.9	▲ 1.5
令和4年1月	16,767	6,049	3.0	2.6	101	39	▲ 1.8	▲ 0.4
2月	15,036	6,046	0.5	0.1	84	39	▲ 2.7	▲ 1.2
3月	17,053	6,051	2.1	1.5	85	39	▲ 0.2	▲ 0.2
4月	16,243	6,058	4.6	4.0	86	39	2.9	2.9
5月	16,809	6,067	9.1	8.5	87	39	▲ 1.3	▲ 1.3
6月	16,735	6,069	1.9	1.3	88	39	▲ 4.5	▲ 4.5
7月	17,704	6,077	3.3	2.8	91	39	▲ 0.8	▲ 0.8
8月	16,776	6,081	4.3	3.8	94	39	1.7	1.7
9月	16,299	6,085	4.8	4.1	85	39	▲ 1.6	▲ 1.6
10月	17,326	6,093	4.9	4.1	89	39	2.6	2.6
11月	17,590	6,098	3.0	2.4	92	40	2.0	0.2
12月	22,266	6,103	4.1	3.6	108	40	0.7	▲ 0.6
令和5年1月	17,681	6,103	5.5	4.9	104	40	3.8	2.0
2月	15,820	6,110	5.2	4.7	87	40	3.0	1.6
3月	17,669	6,111	3.6	3.2	86	40	0.8	▲ 0.5
4月	17,095	6,120	5.2	4.8	88	40	2.2	0.8
5月	17,437	6,123	3.7	3.4	88	40	2.0	0.5
6月	17,461	6,126	4.3	4.1	88	40	1.0	▲ 0.5
7月	18,741	6,132	5.9	5.5	93	40	2.7	1.3
8月	17,858	6,133	6.5	6.0	96	40	2.6	1.1
9月	17,084	6,133	4.8	4.5	87	40	2.6	1.0
10月	18,018	6,141	4.0	3.7	88	40	▲ 1.0	▲ 2.4
11月	18,363	6,142	4.4	4.2	92	40	0.2	0.2
12月	22,846	6,151	2.6	2.5	106	40	▲ 1.5	▲ 1.5
令和6年1月	18,264	6,148	3.3	3.3	104	40	▲ 0.2	▲ 0.2
2月	17,021	6,147	7.6	7.2	87	40	0.0	0.0
3月	18,886	6,147	6.9	6.5	87	40	1.5	1.5

資料出所

経済産業省

※平成27年7月分より、「大型小売店」から「百貨店・スーパー」に名称変更されています。



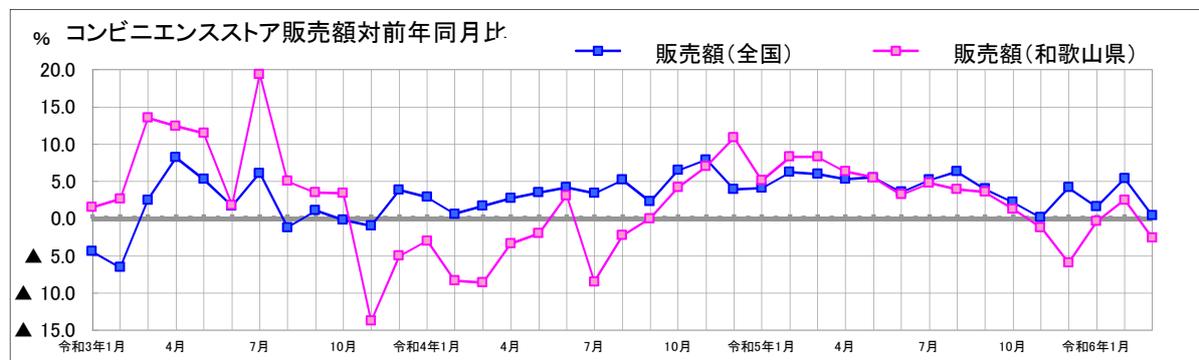
(2) コンビニエンスストア販売額

●全国は28ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は2ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。

年月	コンビニエンスストア販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)
令和3年	117,601	1.0	56,352	▲ 0.3	711	4.2	375	▲ 0.5
令和4年	121,996	3.7	56,232	▲ 0.2	704	▲ 1.0	371	▲ 1.1
令和5年	127,320	4.4	56,112	▲ 0.2	728	3.4	371	0.0
令和3年1月	9,290	▲ 4.4	56,535	0.1	57	1.5	377	2.4
2月	8,696	▲ 6.6	56,527	0.3	54	2.6	376	2.2
3月	9,789	2.5	56,178	0.4	62	13.5	377	2.2
4月	9,618	8.2	56,252	0.5	58	12.4	376	1.9
5月	9,734	5.3	56,274	0.6	59	11.5	376	1.6
6月	9,731	1.7	56,275	0.5	56	1.8	375	1.1
7月	10,484	6.1	56,325	0.6	68	19.4	375	0.5
8月	10,191	▲ 1.2	56,334	0.5	65	5.0	376	0.5
9月	9,973	1.1	56,342	0.5	58	3.5	376	0.5
10月	9,927	▲ 0.2	56,367	0.5	58	3.4	376	0.0
11月	9,572	▲ 1.0	56,354	0.4	55	▲ 13.8	376	0.0
12月	10,596	3.8	56,352	0.4	60	▲ 5.0	375	▲ 0.5
令和4年1月	9,537	2.9	56,361	0.4	56	▲ 3.0	375	▲ 0.5
2月	8,721	0.6	56,353	0.4	49	▲ 8.4	373	▲ 0.8
3月	9,960	1.7	56,320	0.3	57	▲ 8.6	372	▲ 1.3
4月	9,873	2.7	56,342	0.2	56	▲ 3.4	373	▲ 0.8
5月	10,078	3.5	56,316	0.1	58	▲ 2.0	372	▲ 1.1
6月	10,141	4.2	56,299	0.0	58	3.1	372	▲ 0.8
7月	10,844	3.4	56,321	▲ 0.0	62	▲ 8.5	373	▲ 0.5
8月	10,720	5.2	56,325	▲ 0.0	63	▲ 2.3	373	▲ 0.8
9月	10,206	2.3	56,268	▲ 0.1	58	0.0	372	▲ 1.1
10月	10,577	6.5	56,252	▲ 0.2	61	4.2	372	▲ 1.1
11月	10,324	7.9	56,231	▲ 0.2	59	7.0	371	▲ 1.3
12月	11,014	3.9	56,232	▲ 0.2	67	10.9	371	▲ 1.1
令和5年1月	9,924	4.1	56,212	▲ 0.3	58	5.1	371	▲ 1.1
2月	9,265	6.2	56,261	▲ 0.2	54	8.3	370	▲ 0.8
3月	10,562	6.0	56,149	▲ 0.3	61	8.3	371	▲ 0.3
4月	10,395	5.3	56,150	▲ 0.3	59	6.3	371	▲ 0.5
5月	10,633	5.5	56,148	▲ 0.3	62	5.5	371	▲ 0.3
6月	10,506	3.6	56,118	▲ 0.3	60	3.2	371	▲ 0.3
7月	11,403	5.2	56,142	▲ 0.3	65	4.8	373	0.0
8月	11,391	6.3	56,168	▲ 0.3	66	3.9	372	▲ 0.3
9月	10,617	4.0	56,156	▲ 0.2	60	3.6	372	0.0
10月	10,815	2.2	56,171	▲ 0.1	62	1.3	372	0.0
11月	10,334	0.1	56,140	▲ 0.2	59	▲ 1.2	372	0.3
12月	11,475	4.2	56,112	▲ 0.2	63	▲ 6.0	371	0.0
令和6年1月	10,086	1.6	56,090	▲ 0.2	58	▲ 0.4	372	0.3
2月	9,768	5.4	56,029	▲ 0.4	55	2.5	371	0.3
3月	10,602	0.4	55,942	▲ 0.4	60	▲ 2.6	369	▲ 0.5

資料出所

経済産業省

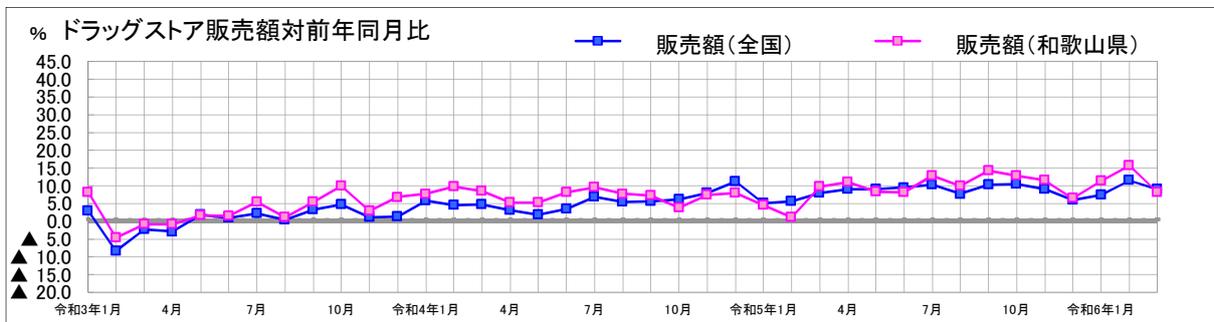


(3)ドラッグストア販売額

●全国、県共に35ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	ドラッグストア販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)		前年比 (%)	
令和3年	73,066	0.3	17,622	3.7	336	2.9	102	10.9
令和4年	77,087	5.5	18,429	4.6	360	7.3	104	2.0
令和5年	83,450	8.3	19,021	3.2	394	9.3	108	3.8
令和3年1月	5,841	2.8	16,862	2.5	26	8.0	92	8.2
2月	5,553	▲ 8.4	16,891	2.6	25	▲ 4.7	93	8.1
3月	5,951	▲ 2.4	16,967	3.1	27	▲ 0.9	95	9.2
4月	6,002	▲ 3.0	17,085	3.6	28	▲ 0.9	96	9.1
5月	6,178	1.8	17,172	3.8	29	1.6	97	11.5
6月	6,170	0.8	17,234	3.7	28	1.4	98	10.1
7月	6,334	2.1	17,296	3.6	29	5.4	99	11.2
8月	6,436	0.4	17,331	3.6	29	1.1	100	12.4
9月	6,032	3.2	17,375	3.5	28	5.4	100	11.1
10月	6,081	4.6	17,472	3.6	29	9.8	100	11.1
11月	5,909	1.1	17,555	3.6	27	2.8	100	8.7
12月	6,581	1.2	17,622	3.7	32	6.7	102	10.9
令和4年1月	6,175	5.7	17,667	4.8	28	7.6	102	10.9
2月	5,802	4.5	17,706	4.8	28	9.6	103	10.8
3月	6,225	4.6	17,816	5.0	29	8.4	103	8.4
4月	6,189	3.1	17,891	4.7	29	5.2	103	7.3
5月	6,284	1.7	17,984	4.7	30	5.2	104	7.2
6月	6,373	3.3	18,032	4.6	31	8.0	104	6.1
7月	6,764	6.8	18,135	4.9	32	9.5	104	5.1
8月	6,774	5.3	18,162	4.8	32	7.6	103	3.0
9月	6,369	5.6	18,224	4.9	30	7.2	103	3.0
10月	6,446	6.0	18,295	4.7	30	3.8	104	4.0
11月	6,373	7.9	18,366	4.6	29	7.4	104	4.0
12月	7,314	11.1	18,429	4.6	34	7.8	104	2.0
令和5年1月	6,482	5.0	18,462	4.5	29	4.5	105	2.9
2月	6,126	5.6	18,478	4.4	28	1.1	105	1.9
3月	6,713	7.8	18,562	4.2	32	9.6	107	3.9
4月	6,744	9.0	18,640	4.2	32	11.0	107	3.9
5月	6,849	9.0	18,687	3.9	33	8.3	107	2.9
6月	6,973	9.4	18,700	3.7	33	8.1	104	0.0
7月	7,456	10.2	18,744	3.4	36	12.7	105	1.0
8月	7,290	7.6	18,768	3.3	35	9.8	106	2.9
9月	7,016	10.2	18,827	3.3	34	14.1	107	3.9
10月	7,111	10.3	18,874	3.2	33	12.8	107	2.9
11月	6,948	9.0	18,943	3.1	32	11.5	107	2.9
12月	7,742	5.9	19,021	3.2	36	6.5	108	3.8
令和6年1月	6,959	7.3	19,067	3.3	33	11.2	108	2.9
2月	6,815	11.4	19,108	3.4	32	15.6	109	3.8
3月	7,313	8.9	19,198	3.4	34	8.0	109	1.9

経済産業省



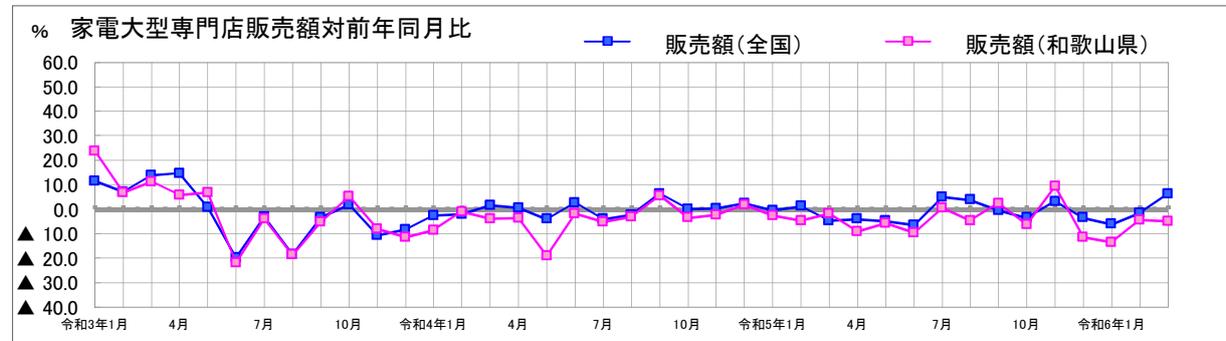
(4)家電大型専門店販売額

●全国は4ヶ月ぶりに対前年同月比増であり、県は4ヶ月連続で対前年同月比減であった。

年月	家電大型専門店販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)
令和3年	46,867	▲ 2.2	2,633	2.6	303	▲ 2.2	26	4.0
令和4年	46,844	▲ 0.0	2,670	1.4	291	▲ 3.8	26	0.0
令和5年	46,284	▲ 1.2	2,673	0.1	281	▲ 3.5	27	3.8
令和3年1月	4,309	11.5	2,564	0.7	28	23.8	25	▲ 3.8
2月	3,494	7.2	2,565	0.7	22	6.9	25	▲ 3.8
3月	4,423	13.9	2,566	1.0	28	11.3	25	▲ 3.8
4月	3,529	14.8	2,577	1.3	22	5.9	25	▲ 3.8
5月	3,830	0.9	2,583	1.4	27	6.9	25	▲ 3.8
6月	3,795	▲ 19.7	2,583	1.0	25	▲ 21.7	26	0.0
7月	4,422	▲ 2.9	2,614	1.9	30	▲ 3.7	26	0.0
8月	3,697	▲ 18.3	2,607	1.7	24	▲ 18.5	26	0.0
9月	3,551	▲ 3.3	2,611	2.0	22	▲ 5.1	26	4.0
10月	3,511	1.9	2,615	2.4	21	5.3	26	4.0
11月	3,579	▲ 10.6	2,625	2.5	22	▲ 7.9	26	4.0
12月	4,728	▲ 8.3	2,633	2.6	31	▲ 11.4	26	4.0
令和4年1月	4,199	▲ 2.5	2,636	2.8	26	▲ 8.5	26	4.0
2月	3,423	▲ 2.0	2,639	2.9	21	▲ 0.9	26	4.0
3月	4,493	1.6	2,642	2.8	27	▲ 3.7	26	4.0
4月	3,555	0.7	2,653	2.7	21	▲ 3.5	26	4.0
5月	3,681	▲ 3.9	2,659	2.7	22	▲ 18.8	26	4.0
6月	3,902	2.8	2,663	2.8	24	▲ 1.8	26	0.0
7月	4,250	▲ 3.9	2,665	2.0	29	▲ 5.1	26	0.0
8月	3,614	▲ 2.3	2,664	2.2	24	▲ 3.0	26	0.0
9月	3,777	6.4	2,664	2.0	23	5.6	26	0.0
10月	3,516	0.1	2,667	2.0	21	▲ 3.4	26	0.0
11月	3,589	0.3	2,672	1.8	21	▲ 2.3	26	0.0
12月	4,845	2.5	2,670	1.4	32	1.9	26	0.0
令和5年1月	4,184	▲ 0.3	2,667	1.2	25	▲ 2.4	26	0.0
2月	3,467	1.3	2,670	1.2	20	▲ 4.6	26	0.0
3月	4,285	▲ 4.6	2,667	0.9	26	▲ 1.7	27	3.8
4月	3,416	▲ 3.9	2,671	0.7	19	▲ 9.1	27	3.8
5月	3,506	▲ 4.7	2,669	0.4	21	▲ 5.7	27	3.8
6月	3,656	▲ 6.3	2,672	0.3	22	▲ 9.6	27	3.8
7月	4,463	5.0	2,673	0.3	29	0.7	27	3.8
8月	3,757	3.9	2,671	0.3	23	▲ 4.6	27	3.8
9月	3,764	▲ 0.4	2,664	0.0	24	2.5	27	3.8
10月	3,397	▲ 3.4	2,668	0.0	19	▲ 6.1	27	3.8
11月	3,708	3.3	2,675	0.1	23	9.4	27	3.8
12月	4,682	▲ 3.4	2,673	0.1	28	▲ 11.4	27	3.8
令和6年1月	3,941	▲ 6.0	2,664	▲ 0.1	22	▲ 13.4	27	3.8
2月	3,423	▲ 1.4	2,662	▲ 0.3	20	▲ 4.2	27	3.8
3月	4,563	6.3	2,664	▲ 0.1	25	▲ 4.8	27	0.0

資料出所

経済産業省



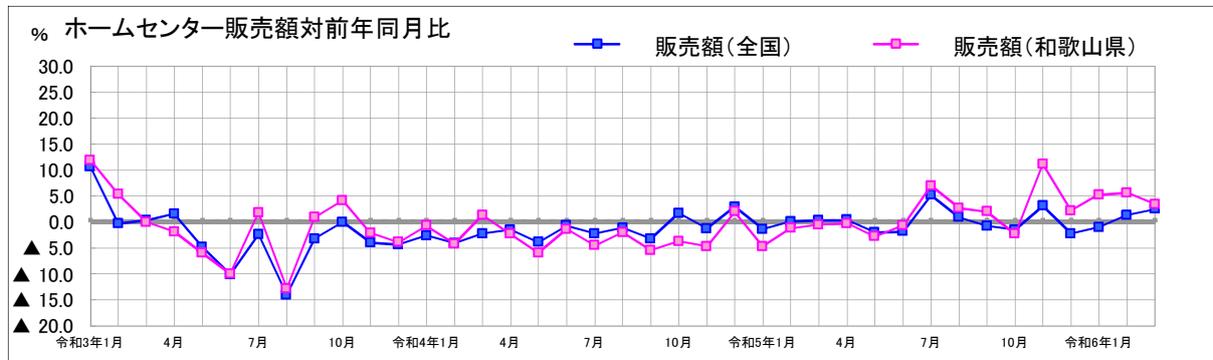
(5)ホームセンター販売額

●全国は2ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は5ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	ホームセンター販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)
令和3年	33,905	▲ 3.0	4,377	▲ 1.0	301	▲ 1.7	56	0.0
令和4年	33,420	▲ 1.4	4,437	1.4	293	▲ 2.7	56	0.0
令和5年	33,412	▲ 0.0	4,476	0.9	296	0.9	58	3.6
令和3年1月	2,573	10.6	4,392	0.9	22	11.9	56	▲ 3.4
2月	2,341	▲ 0.3	4,345	▲ 0.1	21	5.4	57	0.0
3月	2,730	0.3	4,356	0.0	23	0.0	57	0.0
4月	3,033	1.6	4,363	0.0	27	▲ 1.9	57	0.0
5月	3,226	▲ 4.8	4,362	▲ 0.1	29	▲ 6.0	57	0.0
6月	2,830	▲ 10.1	4,360	▲ 0.3	25	▲ 10.0	57	0.0
7月	2,940	▲ 2.4	4,368	▲ 0.2	27	1.8	57	0.0
8月	2,772	▲ 14.0	4,367	▲ 0.5	24	▲ 12.8	57	0.0
9月	2,654	▲ 3.2	4,367	▲ 0.8	24	0.9	57	0.0
10月	2,797	▲ 0.0	4,368	▲ 0.8	26	4.2	57	0.0
11月	2,708	▲ 4.0	4,373	▲ 1.0	24	▲ 2.1	56	▲ 1.8
12月	3,302	▲ 4.3	4,377	▲ 1.0	28	▲ 3.9	56	0.0
令和4年1月	2,505	▲ 2.6	4,379	▲ 0.3	22	▲ 0.7	56	0.0
2月	2,246	▲ 4.1	4,380	0.8	20	▲ 4.2	56	▲ 1.8
3月	2,671	▲ 2.2	4,393	0.8	24	1.3	56	▲ 1.8
4月	2,986	▲ 1.5	4,405	1.0	27	▲ 2.3	56	▲ 1.8
5月	3,101	▲ 3.9	4,404	1.0	28	▲ 5.9	56	▲ 1.8
6月	2,810	▲ 0.7	4,405	1.0	25	▲ 1.4	56	▲ 1.8
7月	2,874	▲ 2.2	4,406	0.9	25	▲ 4.5	56	▲ 1.8
8月	2,742	▲ 1.1	4,408	0.9	24	▲ 2.0	56	▲ 1.8
9月	2,569	▲ 3.2	4,417	1.1	22	▲ 5.4	56	▲ 1.8
10月	2,846	1.7	4,422	1.2	25	▲ 3.7	56	▲ 1.8
11月	2,673	▲ 1.3	4,430	1.3	23	▲ 4.7	56	0.0
12月	3,396	2.9	4,437	1.4	29	2.0	56	0.0
令和5年1月	2,469	▲ 1.4	4,442	1.4	21	▲ 4.7	56	0.0
2月	2,248	0.1	4,442	1.4	20	▲ 1.2	56	0.0
3月	2,680	0.3	4,440	1.1	24	▲ 0.5	56	0.0
4月	2,997	0.4	4,451	1.0	27	▲ 0.3	56	0.0
5月	3,040	▲ 2.0	4,449	1.0	27	▲ 2.8	56	0.0
6月	2,760	▲ 1.8	4,452	1.1	25	▲ 0.6	56	0.0
7月	3,023	5.2	4,454	1.1	27	7.0	57	1.8
8月	2,766	0.9	4,454	1.0	24	2.7	57	1.8
9月	2,548	▲ 0.8	4,459	1.0	23	2.0	57	1.8
10月	2,802	▲ 1.5	4,460	0.9	25	▲ 2.3	57	1.8
11月	2,756	3.1	4,467	0.8	25	11.2	58	3.6
12月	3,322	▲ 2.2	4,476	0.9	29	2.2	58	3.6
令和6年1月	2,444	▲ 1.0	4,472	0.7	22	5.3	58	3.6
2月	2,278	1.3	4,473	0.7	21	5.6	58	3.6
3月	2,747	2.5	4,486	1.0	24	3.4	58	3.6

資料出所

経済産業省



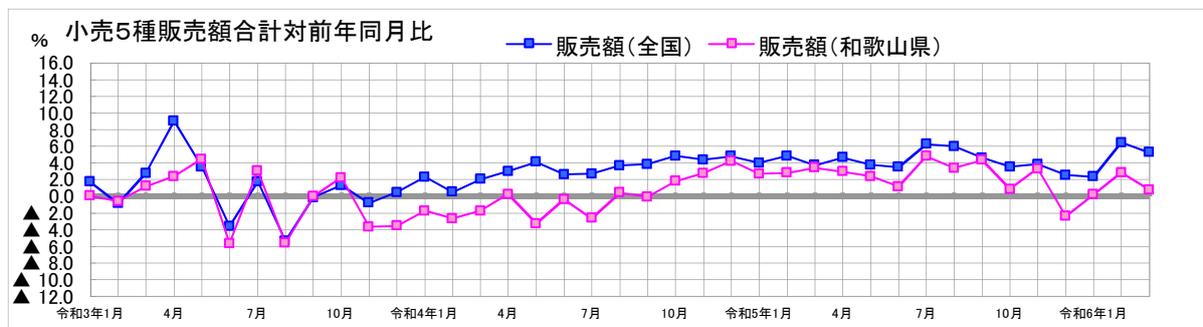
(6)小売5種((1)~(5))販売額合計

●全国は28ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は3ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	小売5種販売額合計			
	全国		和歌山県	
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)
令和3年	470,510	0.7	2,745	▲ 0.6
令和4年	485,950	3.3	2,739	▲ 0.2
令和5年	506,539	4.2	2,805	2.4
令和3年1月	38,295	1.7	236	0.1
2月	35,051	▲ 0.9	208	▲ 0.6
3月	39,593	2.8	225	1.2
4月	37,706	9.1	218	2.4
5月	38,378	3.6	233	4.5
6月	38,945	▲ 3.6	226	▲ 5.6
7月	41,316	1.8	246	3.1
8月	39,174	▲ 5.3	235	▲ 5.6
9月	37,773	▲ 0.1	219	▲ 0.0
10月	38,834	1.3	222	2.2
11月	38,847	▲ 0.8	219	▲ 3.7
12月	46,599	0.5	258	▲ 3.6
令和4年1月	39,183	2.3	232	▲ 1.8
2月	35,229	0.5	203	▲ 2.7
3月	40,401	2.0	221	▲ 1.7
4月	38,846	3.0	219	0.2
5月	39,953	4.1	225	▲ 3.3
6月	39,962	2.6	225	▲ 0.4
7月	42,435	2.7	239	▲ 2.6
8月	40,625	3.7	236	0.5
9月	39,221	3.8	218	▲ 0.1
10月	40,710	4.8	226	1.8
11月	40,549	4.4	225	2.8
12月	48,836	4.8	269	4.2
令和5年1月	40,740	4.0	238	2.7
2月	36,926	4.8	209	2.8
3月	41,909	3.7	229	3.4
4月	40,647	4.6	225	3.0
5月	41,465	3.8	230	2.4
6月	41,356	3.5	228	1.2
7月	45,086	6.2	251	4.8
8月	43,062	6.0	244	3.4
9月	41,029	4.6	228	4.3
10月	42,143	3.5	228	0.8
11月	42,109	3.8	232	3.3
12月	50,067	2.5	263	▲ 2.4
令和6年1月	41,695	2.3	239	0.2
2月	39,304	6.4	215	2.8
3月	44,111	5.3	231	0.8

資料出所

経済産業省



⑥ 自動車・軽自動車
(1) 自動車新車登録台数

- 全国は、4ヶ月連続で対前年同月比減であった
- 県も、4ヶ月連続で対前年同月比減であった。

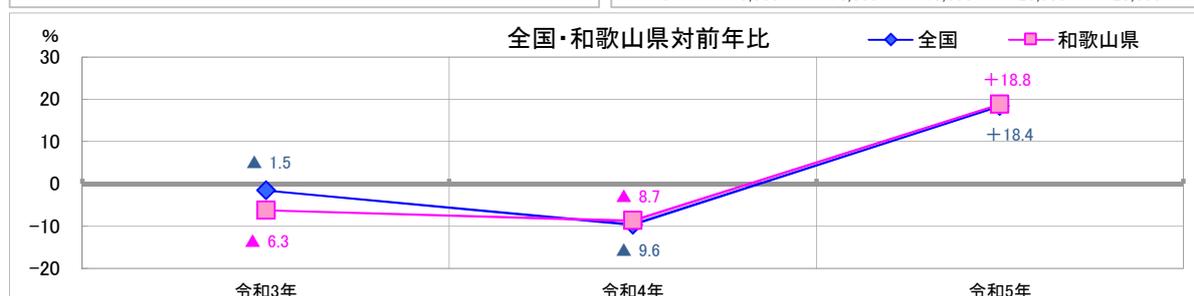
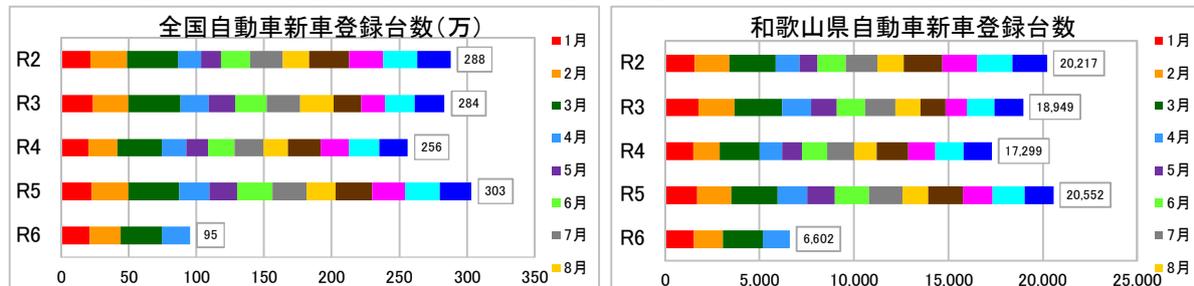
年月	全国		和歌山県	
		前年比 (%)		前年比 (%)
令和3年	2,836,399	▲ 1.5	18,949	▲ 6.3
令和4年	2,563,184	▲ 9.6	17,299	▲ 8.7
令和5年	3,034,167	18.4	20,552	18.8
令和3年1月	236,592	6.8	1,752	12.7
2月	262,372	▲ 2.2	1,891	3.3
3月	384,114	2.4	2,520	2.4
4月	210,353	22.2	1,557	25.3
5月	193,750	30.9	1,345	37.8
6月	234,697	9.2	1,524	1.3
7月	247,148	3.3	1,584	▲ 4.1
8月	247,149	24.9	1,333	▲ 4.2
9月	205,423	▲ 30.0	1,317	▲ 36.0
10月	176,743	▲ 30.2	1,127	▲ 38.2
11月	219,276	▲ 13.4	1,471	▲ 21.4
12月	218,782	▲ 10.2	1,528	▲ 17.5
令和4年1月	207,123	▲ 12.5	1,485	▲ 15.2
2月	213,699	▲ 18.6	1,403	▲ 25.8
3月	327,293	▲ 14.8	2,106	▲ 16.4
4月	178,761	▲ 15.0	1,171	▲ 24.8
5月	161,354	▲ 16.7	1,071	▲ 20.4
6月	197,530	▲ 15.8	1,344	▲ 11.8
7月	214,134	▲ 13.4	1,428	▲ 9.8
8月	179,075	▲ 27.5	1,184	▲ 11.2
9月	242,042	17.8	1,677	27.3
10月	211,542	19.7	1,437	27.5
11月	221,541	1.0	1,493	1.5
12月	209,090	▲ 4.4	1,500	▲ 1.8
令和5年1月	229,497	10.8	1,673	12.7
2月	269,837	26.3	1,830	30.4
3月	378,557	15.7	2,423	15.1
4月	219,987	23.1	1,571	34.2
5月	206,663	28.1	1,464	36.7
6月	259,794	31.5	1,823	35.6
7月	253,241	18.3	1,770	23.9
8月	213,865	19.4	1,368	15.5
9月	272,208	12.5	1,830	9.1
10月	243,144	14.9	1,584	10.2
11月	255,054	15.1	1,700	13.9
12月	232,320	11.1	1,516	1.1
令和6年1月	216,926	▲ 5.5	1,501	▲ 10.3
2月	226,769	▲ 16.0	1,531	▲ 16.3
3月	303,216	▲ 19.9	2,128	▲ 12.2
4月	207,536	▲ 5.7	1,442	▲ 8.2

資料出所

(一社)日本自動車販売協会連合会

和歌山県自動車販売協会

※自動車新車登録台数とは、各運輸支局に届出のあった、軽自動車を除く乗用車・貨物車・バスの新規登録台数のこと。



(2) 軽自動車新車販売台数

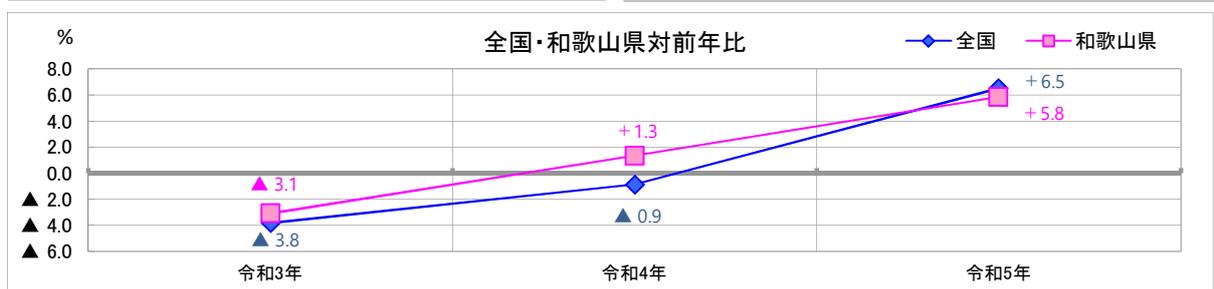
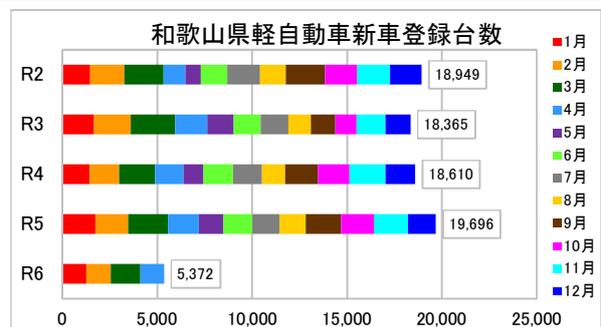
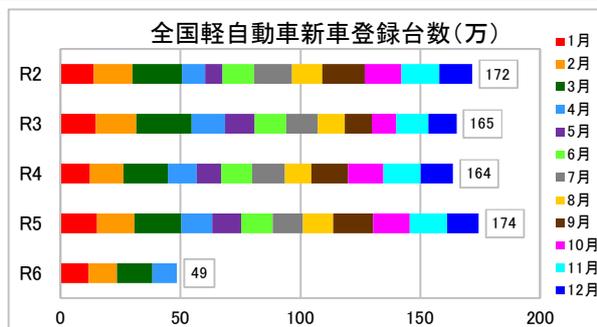
●全国は、5ヶ月連続で対前年同月比減であった。

●県は、6ヶ月連続で対前年同月比減であった。

年月	軽自動車新車販売台数			
	全国		和歌山県	
		前年比 (%)		前年比 (%)
令和3年	1,652,522	▲ 3.8	18,365	▲ 3.1
令和4年	1,638,136	▲ 0.9	18,610	▲ 1.3
令和5年	1,744,919	▲ 6.5	19,696	▲ 5.8
令和3年1月	147,850	6.6	1,667	12.6
2月	169,926	5.0	1,938	9.1
3月	228,889	10.9	2,350	12.3
4月	139,541	42.0	1,709	49.1
5月	125,568	78.6	1,391	72.2
6月	130,934	▲ 1.2	1,399	0.4
7月	130,300	▲ 17.0	1,459	▲ 16.3
8月	113,129	▲ 12.0	1,212	▲ 10.7
9月	112,948	▲ 35.9	1,271	▲ 38.0
10月	102,598	▲ 33.2	1,105	▲ 34.5
11月	133,179	▲ 16.0	1,533	▲ 12.5
12月	117,660	▲ 13.6	1,331	▲ 19.9
令和4年1月	122,576	▲ 17.1	1,439	▲ 13.7
2月	140,969	▲ 17.0	1,554	▲ 19.8
3月	185,569	▲ 18.9	1,917	▲ 18.4
4月	120,859	▲ 13.4	1,466	▲ 14.2
5月	100,079	▲ 20.3	1,064	▲ 23.5
6月	130,366	▲ 0.4	1,568	12.1
7月	135,201	3.8	1,521	4.2
8月	110,967	▲ 1.9	1,218	0.5
9月	153,121	35.6	1,731	36.2
10月	147,617	43.9	1,670	51.1
11月	155,538	16.8	1,906	24.3
12月	135,274	15.0	1,556	16.9
令和5年1月	152,841	24.7	1,731	20.3
2月	156,889	11.3	1,741	12.0
3月	193,937	4.5	2,103	9.7
4月	129,605	7.2	1,635	11.5
5月	120,068	20.0	1,271	19.5
6月	132,925	2.0	1,550	▲ 1.1
7月	125,811	▲ 6.9	1,419	▲ 6.7
8月	126,476	14.0	1,386	13.8
9月	165,285	7.9	1,856	7.2
10月	154,528	4.7	1,752	4.9
11月	156,035	0.3	1,791	▲ 6.0
12月	130,519	▲ 3.5	1,461	▲ 6.1
令和6年1月	117,950	▲ 22.8	1,272	▲ 26.5
2月	118,051	▲ 24.8	1,273	▲ 26.9
3月	148,228	▲ 5.5	1,579	▲ 9.3
4月	102,809	▲ 47.0	1,248	▲ 40.7

資料出所

(一社)全国軽自動車協会連合会



⑦ 家計消費支出・消費者物価指数

(消費者物価指数:2020年=100)

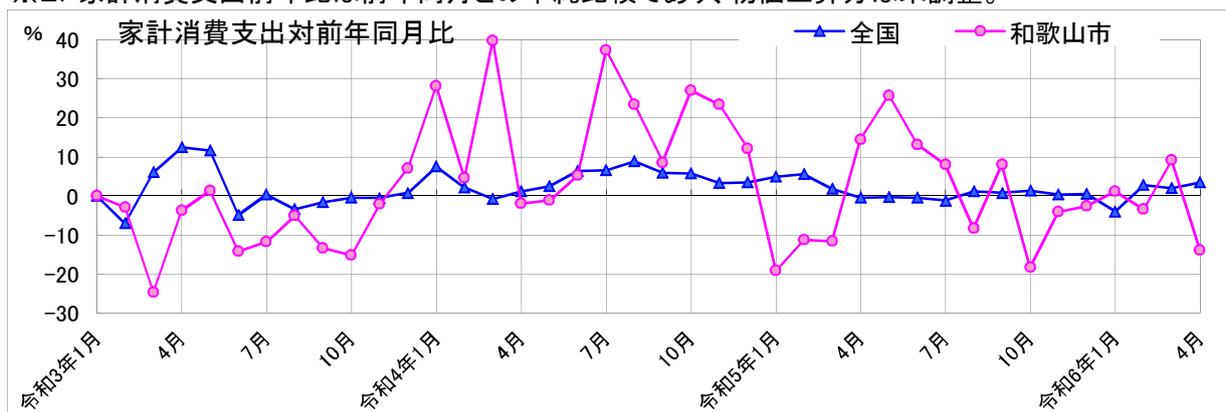
年	全国				和歌山市			
	家計消費支出		消費者物価指数		家計消費支出		消費者物価指数	
	(千円)	前年比 (%)	(総合)	前年比 (%)	(千円)	前年比 (%)	(総合)	前年比 (%)
令和3年	279.024	0.7	99.8	▲ 0.2	225.704	▲ 8.1	99.7	▲ 0.3
令和4年	290.865	4.2	102.3	2.5	263.910	16.9	101.3	1.7
令和5年	293.997	1.1	105.6	3.3	259.438	▲ 1.7	103.9	2.6
年月	(千円)	前年比 (%)		前年比 (%)	(千円)	前年比 (%)		前年比 (%)
令和3年1月	267.760	▲ 6.8	99.8	▲ 0.7	227.160	▲ 6.5	100.0	0.4
2月	252.451	▲ 7.1	99.8	▲ 0.5	233.903	▲ 3.0	99.8	▲ 0.2
3月	309.800	6.0	99.9	▲ 0.4	210.131	▲ 24.7	99.9	0.1
4月	301.043	12.4	99.1	▲ 1.1	244.452	▲ 3.9	98.7	▲ 1.2
5月	281.063	11.5	99.4	▲ 0.8	213.696	1.2	99.0	0.3
6月	260.285	▲ 4.9	99.5	▲ 0.5	204.394	▲ 14.2	99.1	0.1
7月	267.710	0.3	99.7	▲ 0.3	214.576	▲ 11.8	99.6	0.5
8月	266.638	▲ 3.5	99.7	▲ 0.4	223.344	▲ 5.1	99.6	▲ 0.1
9月	265.306	▲ 1.7	100.1	0.2	219.742	▲ 13.4	100.1	0.5
10月	281.996	▲ 0.5	99.9	0.1	230.280	▲ 15.3	99.9	0.5
11月	277.029	▲ 0.6	100.1	0.6	224.666	▲ 2.2	100.1	0.5
12月	317.206	0.7	100.1	0.8	262.100	7.1	100.0	0.5
令和4年1月	287.801	7.5	100.3	0.5	291.116	28.2	99.9	▲ 0.1
2月	257.887	2.2	100.7	0.9	244.379	4.5	99.8	0.0
3月	307.261	▲ 0.8	101.1	1.2	293.613	39.7	100.1	0.2
4月	304.510	1.2	101.5	2.5	239.627	▲ 2.0	100.4	1.7
5月	287.687	2.4	101.8	2.5	211.165	▲ 1.2	100.6	1.6
6月	276.885	6.4	101.8	2.4	215.179	5.3	100.8	1.7
7月	285.313	6.6	102.3	2.6	294.381	37.2	101.2	1.5
8月	289.974	8.8	102.7	3.0	275.462	23.3	101.3	1.7
9月	280.999	5.9	103.1	3.0	238.543	8.6	102.0	1.9
10月	298.006	5.7	103.7	3.7	292.394	27.0	103.0	3.1
11月	285.947	3.2	103.9	3.8	277.208	23.4	103.4	3.3
12月	328.114	3.4	104.1	4.0	293.850	12.1	103.4	3.4
令和5年1月	301.646	4.8	104.7	4.3	235.415	▲ 19.1	103.8	3.9
2月	272.214	5.6	104.0	3.3	216.784	▲ 11.3	103.0	3.2
3月	312.758	1.8	104.4	3.2	259.543	▲ 11.6	103.1	3.0
4月	303.076	▲ 0.5	105.1	3.5	274.204	14.4	103.2	2.8
5月	286.443	▲ 0.4	105.1	3.2	265.452	25.7	103.4	2.7
6月	275.545	▲ 0.5	105.2	3.3	243.441	13.1	103.3	2.5
7月	281.736	▲ 1.3	105.7	3.3	317.726	7.9	103.7	2.5
8月	293.161	1.1	105.9	3.2	252.453	▲ 8.4	104.1	2.8
9月	282.969	0.7	106.2	3.0	257.492	7.9	104.2	2.2
10月	301.974	1.3	107.1	3.3	238.961	▲ 18.3	105.1	2.0
11月	286.922	0.3	106.9	2.8	265.719	▲ 4.1	105.1	1.6
12月	329.518	0.4	106.8	2.6	286.060	▲ 2.7	105.1	1.7
令和6年1月	289.467	▲ 4.0	106.9	2.2	238.001	1.1	105.2	1.4
2月	279.868	2.8	106.9	2.8	209.155	▲ 3.5	105.0	1.9
3月	318.713	1.9	107.2	2.7	283.276	9.1	104.9	1.7
4月	313.300	3.4	107.7	2.5	235.874	▲ 14.0	105.2	2.0

資料出所

総務省

※1. 家計消費支出は「2人以上の世帯」

※2. 家計消費支出前年比は前年同月との単純比較であり、物価上昇分は未調整。



⑧ 新設住宅着工戸数

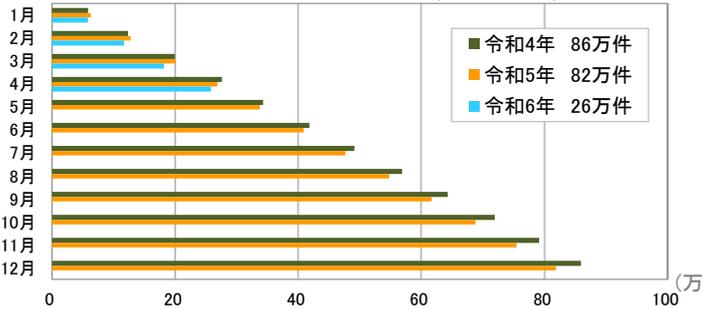
●全国は、11ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。
●県は、2ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	全国								和歌山県							
	着工戸数		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅			着工戸数		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅		
	前年比 (%)	うちマンション除く				うちマンション	前年比 (%)	うちマンション除く	うちマンション							
令和3年	856,484	5.0	285,575	321,376	5,589	243,944	142,652	101,292	4,591	1.7	2,727	1,278	1	585	585	0
令和4年	859,529	0.4	253,287	345,080	5,675	255,487	147,289	108,198	4,758	3.6	2,580	1,308	30	840	568	272
令和5年	819,633	▲4.6	224,362	343,894	5,078	246,299	138,420	107,879	3,958	▲16.8	2,039	1,309	14	596	504	92
令和3年1月	58,448	▲3.1	19,200	19,794	365	19,089	10,314	8,775	284	7.6	195	39	1	49	49	0
2月	60,764	▲3.7	20,390	22,556	420	17,398	10,619	6,779	336	▲7.4	198	111	0	27	27	0
3月	71,787	1.5	22,340	27,245	378	21,824	11,432	10,392	234	▲19.0	120	88	0	26	26	0
4月	74,521	7.1	22,877	28,825	336	22,483	11,707	10,776	463	▲28.3	299	94	0	70	70	0
5月	70,178	9.9	22,887	25,074	791	21,426	11,982	9,444	328	49.1	171	116	0	41	41	0
6月	76,312	7.3	26,151	29,802	482	19,877	12,853	7,024	405	5.2	239	111	0	55	55	0
7月	77,182	9.9	26,071	29,230	401	21,480	12,363	9,117	455	29.3	226	178	0	51	51	0
8月	74,303	7.5	25,100	28,733	534	19,936	11,968	7,968	368	11.5	197	134	0	37	37	0
9月	73,178	4.3	25,659	28,254	410	18,855	11,604	7,251	457	▲1.7	281	116	0	60	60	0
10月	78,004	10.4	26,840	29,822	506	20,836	12,400	8,436	420	16.7	323	38	0	59	59	0
11月	73,414	3.7	25,329	26,819	453	20,813	12,574	8,239	392	13.6	230	134	0	28	28	0
12月	68,393	4.2	22,731	25,222	513	19,927	12,836	7,091	449	▲9.3	248	119	0	82	82	0
令和4年1月	59,690	2.1	18,130	23,083	323	18,154	11,083	7,071	454	59.9	219	171	0	64	64	0
2月	64,614	6.3	19,258	23,583	320	21,453	11,726	9,727	364	8.3	195	60	0	109	40	69
3月	76,120	6.0	20,246	32,305	425	23,144	12,526	10,618	353	50.9	200	105	0	48	48	0
4月	76,295	2.4	21,040	29,526	522	25,207	12,522	12,685	389	▲16.0	180	88	1	120	38	82
5月	67,223	▲4.2	21,314	25,963	349	19,597	12,028	7,569	375	14.3	199	128	1	47	47	0
6月	74,617	▲2.2	23,196	30,294	435	20,692	12,837	7,855	344	▲15.1	228	75	2	39	39	0
7月	73,024	▲5.4	22,430	29,686	295	20,613	12,560	8,053	358	▲21.3	229	57	22	50	50	0
8月	77,731	4.6	22,302	31,303	954	23,172	12,445	10,727	436	18.5	239	88	0	109	53	56
9月	74,004	1.1	22,258	30,623	351	20,772	12,386	8,386	531	16.2	248	151	2	130	65	65
10月	76,590	▲1.8	21,834	31,996	919	21,841	12,543	9,298	372	▲11.4	220	119	0	33	33	0
11月	72,372	▲1.4	21,511	29,873	346	20,642	12,550	8,092	338	▲13.8	206	93	2	37	37	0
12月	67,249	▲1.7	19,768	26,845	436	20,200	12,083	8,117	444	▲1.1	217	173	0	54	54	0
令和5年1月	63,604	6.6	16,627	24,041	238	22,698	10,708	11,990	354	▲22.0	142	86	4	122	30	92
2月	64,426	▲0.3	18,368	24,692	304	21,062	11,312	9,750	378	3.8	215	114	0	49	49	0
3月	73,693	▲3.2	17,484	32,585	571	23,053	11,675	11,378	271	▲23.2	130	113	2	26	26	0
4月	67,250	▲11.9	18,597	28,685	267	19,701	12,468	7,233	312	▲19.8	168	90	0	54	54	0
5月	69,561	3.5	18,853	28,695	624	21,389	11,689	9,700	278	▲25.9	135	99	0	44	44	0
6月	71,015	▲4.8	20,325	30,112	494	20,084	11,662	8,422	225	▲34.6	142	60	0	23	23	0
7月	68,151	▲6.7	20,689	30,170	313	16,979	11,182	5,797	390	8.9	219	125	0	46	46	0
8月	70,399	▲9.4	20,994	29,364	454	19,587	11,693	7,894	415	▲4.8	193	177	1	44	44	0
9月	68,941	▲6.8	19,527	29,735	413	19,266	11,118	8,148	346	▲34.8	182	120	1	43	43	0
10月	71,769	▲6.3	18,078	31,671	438	21,582	11,408	10,174	446	19.9	211	180	0	55	55	0
11月	66,238	▲8.5	17,789	28,275	596	19,578	11,907	7,671	325	▲3.8	178	85	0	62	62	0
12月	64,586	▲4.0	17,031	25,869	366	21,320	11,598	9,722	218	▲50.9	124	60	6	28	28	0
令和6年1月	58,849	▲7.5	14,805	24,681	324	19,039	10,019	9,020	269	▲24.0	177	66	0	26	26	0
2月	59,162	▲8.2	16,307	24,934	594	17,327	7,617	9,710	205	▲45.8	130	40	5	30	30	0
3月	64,265	▲12.8	16,637	28,204	235	19,189	10,212	8,977	305	12.5	162	95	5	43	43	0
4月	76,583	13.9	17,878	34,598	1,152	22,955	10,729	12,226	354	13.5	166	152	0	36	36	0

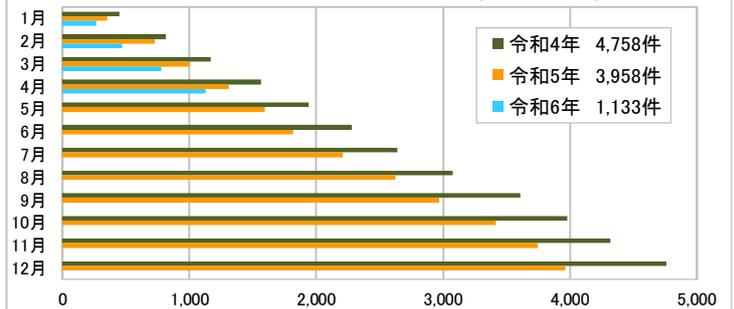
資料出所

国土交通省

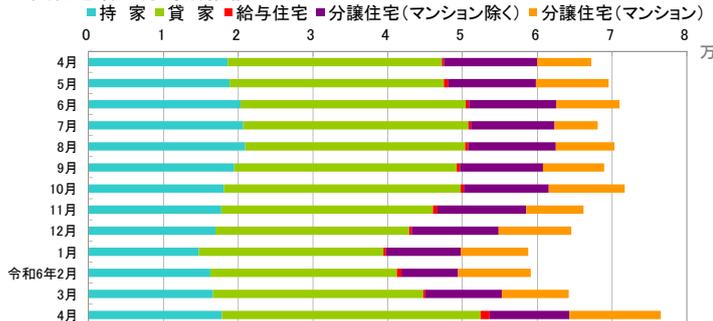
全国の住宅着工件数(各月累計)



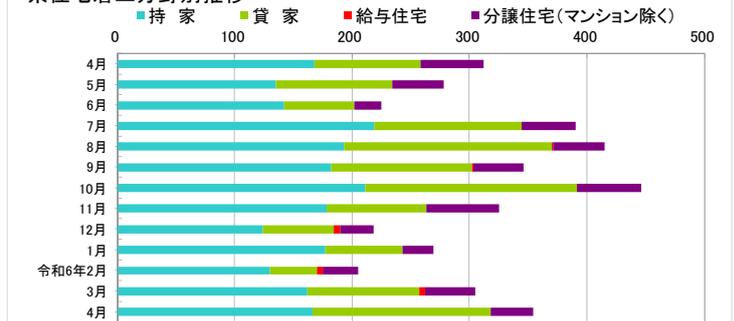
和歌山県の住宅着工件数(各月累計)



全国住宅着工分野別推移



県住宅着工分野別推移



⑨ 有効求人倍率及び完全失業率

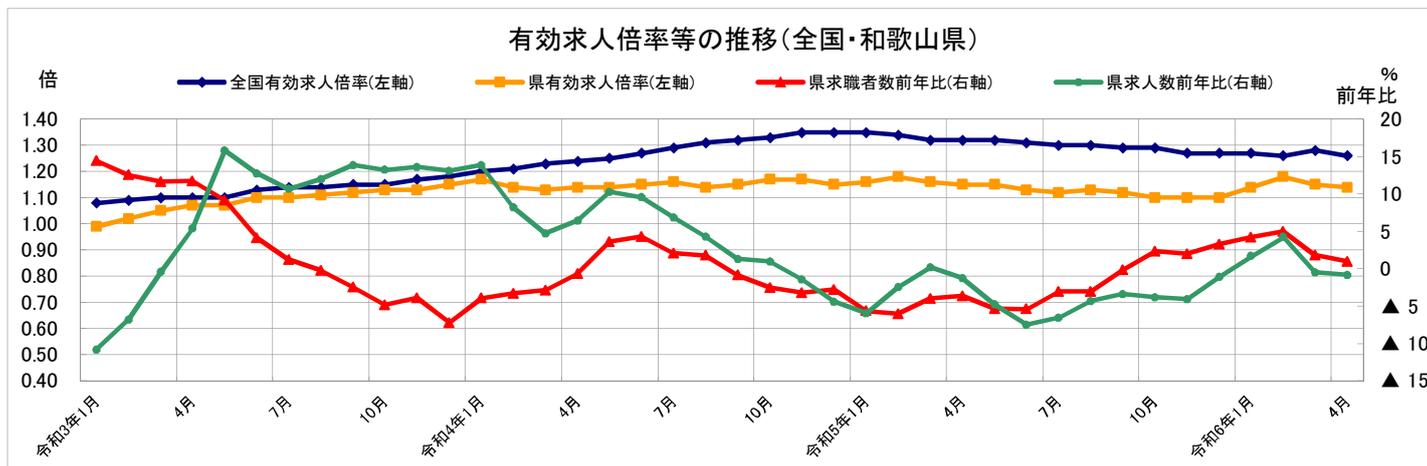
※有効求人倍率の暦年数値は原数値

※暦年分は年平均

※季節調整値

年	有効求人倍率(季節調整済)				求職者数、求人数(原数値)				完全失業率	
	全国		和歌山県		和歌山県				全国	
	(倍)	前月差	(倍)	前月差	有効求職者数	前年比(%)	有効求人数	前年比(%)	(%)	前月差
令和3年	1.13	▲0.06	1.09	0.03	14,876	0.03	16,195	0.07	2.8	0.02
令和4年	1.28	0.15	1.15	0.06	14,777	▲0.01	16,977	0.05	2.6	▲0.22
令和5年	1.31	0.03	1.13	▲0.02	14,409	▲0.02	16,340	▲0.04	2.6	▲0.01
年月	(倍)	前月差	(倍)	前月差		前年比(%)		前年比(%)	(%)	前月差
令和3年1月	1.08	0.02	0.99	0.04	14,599	14.5	15,146	▲10.8	2.9	△0.1
2月	1.09	0.01	1.02	0.03	14,854	12.5	15,565	▲6.8	2.9	0.0
3月	1.10	0.01	1.05	0.03	15,367	11.6	16,205	▲0.4	2.6	△0.3
4月	1.10	0.00	1.07	0.02	15,872	11.7	15,617	5.4	2.8	0.2
5月	1.10	0.00	1.07	0.00	15,416	9.2	15,381	15.8	3.0	0.2
6月	1.13	0.03	1.10	0.03	14,975	4.1	15,539	12.7	2.9	△0.1
7月	1.14	0.01	1.10	0.00	14,673	1.2	15,650	10.7	2.8	△0.1
8月	1.14	0.00	1.11	0.01	14,771	△0.2	16,090	12.0	2.8	0.0
9月	1.15	0.01	1.12	0.01	14,943	△2.4	16,776	13.9	2.8	0.0
10月	1.15	0.00	1.13	0.01	14,987	△4.8	17,385	13.2	2.7	△0.1
11月	1.17	0.02	1.13	0.00	14,594	△3.9	17,711	13.6	2.8	0.1
12月	1.18	0.01	1.15	0.02	13,456	△7.2	17,275	13.1	2.7	△0.1
令和4年1月	1.20	0.02	1.17	0.02	14,023	△3.9	17,246	13.9	2.8	0.1
2月	1.21	0.01	1.14	▲0.03	14,366	△3.3	16,842	8.2	2.7	△0.1
3月	1.23	0.02	1.13	▲0.01	14,930	△2.8	16,974	4.7	2.6	△0.1
4月	1.24	0.01	1.14	0.01	15,771	△0.6	16,627	6.5	2.5	△0.1
5月	1.25	0.01	1.14	0.00	15,975	3.6	16,960	10.3	2.6	0.1
6月	1.27	0.02	1.15	0.01	15,619	4.3	17,023	9.6	2.6	0.0
7月	1.29	0.02	1.16	0.01	14,979	2.1	16,726	6.9	2.6	0.0
8月	1.31	0.02	1.14	▲0.02	15,035	1.8	16,785	4.3	2.5	△0.1
9月	1.32	0.01	1.15	0.01	14,813	△0.9	17,001	1.3	2.6	0.1
10月	1.33	0.01	1.17	0.02	14,606	△2.5	17,553	1.0	2.6	0.0
11月	1.35	0.02	1.17	0.00	14,127	△3.2	17,464	▲1.4	2.5	△0.1
12月	1.35	0.00	1.15	▲0.02	13,077	△2.8	16,517	▲4.4	2.5	0.0
令和5年1月	1.35	0.00	1.16	0.01	13,231	△5.6	16,218	▲6.0	2.4	△0.1
2月	1.34	▲0.01	1.18	0.02	13,495	△6.1	16,428	▲2.5	2.6	0.2
3月	1.32	▲0.02	1.16	▲0.02	14,334	△4.0	17,008	0.2	2.8	0.2
4月	1.32	0.00	1.15	▲0.01	15,195	△3.7	16,419	▲1.3	2.6	△0.2
5月	1.32	0.00	1.15	0.00	15,122	△5.3	16,156	▲4.7	2.6	0.0
6月	1.31	▲0.01	1.13	▲0.02	14,776	△5.4	15,751	▲7.5	2.5	△0.1
7月	1.30	▲0.01	1.12	▲0.01	14,521	△3.1	15,635	▲6.5	2.7	0.2
8月	1.30	0.00	1.13	0.01	14,582	△3.0	16,056	▲4.3	2.7	0.0
9月	1.29	▲0.01	1.12	▲0.01	14,788	△0.2	16,428	▲3.4	2.6	△0.1
10月	1.29	0.00	1.10	▲0.02	14,944	2.3	16,880	▲3.8	2.5	△0.1
11月	1.27	▲0.02	1.10	0.00	14,410	2.0	16,755	▲4.1	2.5	0.0
12月	1.27	0.00	1.10	0.00	13,508	3.3	16,343	▲1.1	2.5	0.0
令和6年1月	1.27	0.00	1.14	0.04	13,789	4.2	16,494	1.7	2.4	△0.1
2月	1.26	▲0.01	1.18	0.04	14,172	5.0	17,128	4.3	2.6	0.2
3月	1.28	0.02	1.15	▲0.03	14,585	1.8	16,931	▲0.5	2.6	0.0
4月	1.26	▲0.02	1.14	▲0.01	15,341	1.0	16,286	▲0.8	2.6	0.0

※有効求人倍率・完全失業率ともに、令和2年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。



⑩ 労働時間指数(所定内・所定外)・実質賃金指数(現金給与総額)

(注)事業所規模30人以上

(令和2年=100)

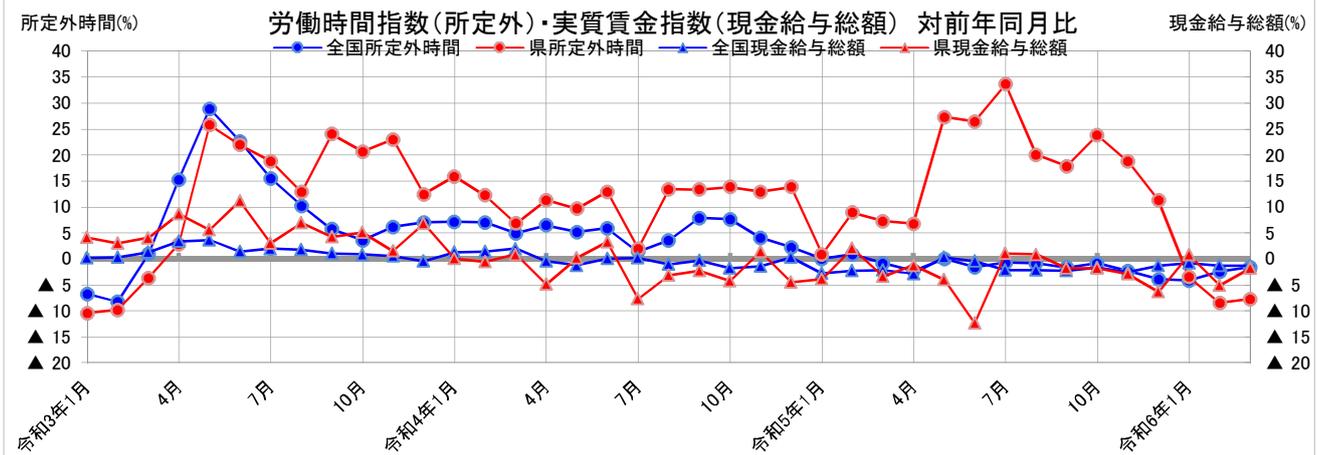
※調査対象事業所について、平成30年から、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に変更となった。

※全国の値については、令和元年6月分速報から、「500人以上規模の事業所」について全数調査による値に変更となっており、令和元年6月分から令和2年5月分までの前年同月比は、前年同月の値として抽出調査による値を用いているので注意。なお、平成30年11月分速報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値(再集計値)に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

年月	全国(調査産業計)						和歌山県(調査産業計)					
	労働時間指数 (所定内労働時間)		労働時間指数 (所定外労働時間)		実質賃金指数 (現金給与総額)		労働時間指数 (所定内労働時間)		労働時間指数 (所定外労働時間)		実質賃金指数 (現金給与総額)	
		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)
令和3年	100.9	0.8	107.4	7.4	101.2	1.2	103.6	3.6	110.4	10.4	105.7	5.7
令和4年	101.1	0.2	113.0	5.2	101.3	0.1	101.2	▲2.3	123.1	11.5	103.8	▲1.8
令和5年	101.6	0.5	111.6	▲1.2	99.3	▲2.0	101.3	0.1	143.8	16.8	99.9	▲3.8
令和3年1月	95.8	▲1.4	102.1	▲6.8	83.6	0.1	98.7	1.2	102.9	▲10.5	92.0	4.1
2月	95.9	▲2.7	103.0	▲8.3	81.8	0.2	99.4	▲0.1	100.8	▲9.9	85.2	2.9
3月	102.7	2.2	111.3	0.9	87.7	1.2	102.3	3.2	105.9	▲3.7	91.3	4.0
4月	106.7	3.7	112.2	15.2	86.9	3.3	108.9	5.8	108.9	2.8	91.1	8.6
5月	96.4	5.6	103.0	28.9	85.4	3.6	99.3	6.5	107.8	25.8	88.4	5.5
6月	104.6	2.7	105.8	22.6	150.7	1.3	106.4	8.6	111.9	22.0	160.3	11.1
7月	104.2	▲0.4	110.4	15.5	117.1	1.9	104.6	1.8	115.0	18.8	114.5	3.0
8月	96.4	0.9	101.1	10.2	84.1	1.7	101.9	2.5	106.9	12.8	89.7	6.9
9月	100.4	0.1	104.8	5.7	83.3	1.0	104.3	2.9	115.0	24.0	85.9	4.2
10月	102.7	▲2.2	108.5	3.5	83.8	0.8	105.2	2.1	111.9	20.6	87.7	5.0
11月	103.2	1.3	112.2	6.1	87.3	0.5	106.3	3.7	119.0	23.0	89.6	1.5
12月	102.0	1.0	114.2	7.0	182.9	▲0.5	105.4	4.7	119.0	12.4	192.7	6.8
令和4年1月	96.5	0.7	109.3	7.1	84.6	1.2	95.8	▲2.9	119.2	15.8	92.0	0.0
2月	96.2	0.3	110.2	7.0	82.9	1.3	96.3	▲3.1	113.1	12.2	84.7	▲0.6
3月	101.8	▲0.9	116.7	4.9	89.4	1.9	99.9	▲2.3	113.1	6.8	92.0	0.8
4月	105.0	▲1.6	119.4	6.4	86.5	▲0.5	105.3	▲3.3	121.2	11.3	86.6	▲4.9
5月	97.1	0.7	108.3	5.1	84.3	▲1.3	96.5	▲2.8	118.2	9.6	88.5	0.1
6月	106.1	1.4	112.0	5.9	150.7	0.0	107.1	0.7	126.3	12.9	165.4	3.2
7月	104.1	▲0.1	112.0	1.4	117.2	0.1	102.8	▲1.7	117.2	1.9	105.6	▲7.8
8月	98.6	2.3	104.6	3.5	83.2	▲1.1	99.4	▲2.5	121.2	13.4	86.8	▲3.2
9月	101.7	1.3	113.0	7.8	83.0	▲0.4	102.8	▲1.4	130.3	13.3	83.9	▲2.3
10月	101.8	▲0.9	116.7	7.6	82.2	▲1.9	101.7	▲3.3	127.3	13.8	83.9	▲4.3
11月	102.9	▲0.3	116.7	4.0	86.0	▲1.5	103.8	▲2.4	134.3	12.9	90.8	1.3
12月	101.5	▲0.5	116.7	2.2	183.3	0.2	102.4	▲2.8	135.4	13.8	184.0	▲4.5
令和5年1月	95.6	▲0.9	109.3	0.0	82.2	▲2.8	94.5	▲1.4	118.2	0.8	88.4	▲3.9
2月	98.5	2.4	111.1	0.8	81.0	▲2.3	98.3	2.1	123.2	8.9	86.4	2.0
3月	102.9	1.1	115.7	▲0.9	87.4	▲2.2	100.2	0.3	121.2	7.2	88.9	▲3.4
4月	104.7	▲0.3	116.7	▲2.3	84.0	▲2.9	105.0	▲0.3	129.3	6.7	85.5	▲1.3
5月	99.7	2.7	108.3	0.0	84.5	0.2	99.2	2.8	150.5	27.3	84.9	▲4.1
6月	106.3	0.2	110.2	▲1.6	150.0	▲0.5	106.7	▲0.4	159.6	26.4	144.9	▲12.4
7月	103.6	▲0.5	111.1	▲0.8	114.6	▲2.2	103.0	0.2	156.6	33.6	106.7	1.0
8月	98.8	0.2	103.7	▲0.9	81.4	▲2.2	98.5	▲0.9	145.5	20.0	87.5	0.8
9月	101.4	▲0.3	111.1	▲1.7	81.1	▲2.3	103.0	0.2	153.5	17.8	82.3	▲1.9
10月	103.3	1.5	115.7	▲0.9	80.8	▲1.7	102.2	0.5	157.6	23.8	82.3	▲1.9
11月	103.4	0.5	113.9	▲2.4	83.8	▲2.6	103.3	▲0.5	159.6	18.8	88.1	▲3.0
12月	101.2	▲0.3	112.0	▲4.0	180.7	▲1.4	101.1	▲1.3	150.5	11.2	172.3	▲6.4
令和6年1月	95.4	▲0.4	103.7	▲4.2	81.1	▲0.9	96.5	2.1	110.1	▲3.5	88.0	0.7
2月	98.8	0.0	108.3	▲2.5	79.5	▲1.4	101.4	3.3	109.1	▲8.5	80.7	▲5.2
3月	100.1	▲2.8	113.0	▲1.6	85.8	▲1.4	99.1	▲0.7	108.1	▲7.8	87.6	▲1.8

厚生労働省

県調査統計課



⑪ 観光(宿泊施設の客室稼働率・定員稼働率)

年	客室稼働率(※1)				定員稼働率(※2)			
	全国		和歌山県		全国		和歌山県	
	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)
令和3年	34.3	0.0	35.1	2.9	20.5	▲ 0.7	20.4	2.1
令和4年	46.5	12.2	40.3	5.2	29.4	8.9	23.8	3.4
令和5年	57.4	10.9	42.8	2.5	37.8	8.4	27.4	3.6
年月	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)
令和3年1月	23.6	▲ 30.5	24.0	▲ 16.5	13.2	▲ 22.8	12.0	▲ 12.4
2月	27.1	▲ 25.4	27.1	▲ 11.0	14.9	▲ 18.4	13.1	▲ 7.9
3月	34.5	2.4	35.1	7.1	20.6	0.9	21.2	5.8
4月	31.0	14.5	27.9	14.4	17.5	9.0	15.0	9.2
5月	26.7	13.5	25.0	14.2	15.7	8.9	13.8	9.6
6月	28.6	5.9	27.3	6.5	15.6	3.3	13.7	4.3
7月	36.1	6.8	40.2	9.8	22.8	5.3	25.9	8.1
8月	36.1	4.6	44.2	2.5	23.8	2.4	31.6	2.9
9月	31.2	▲ 4.7	35.1	▲ 3.5	17.9	▲ 4.3	19.8	▲ 3.3
10月	40.8	▲ 1.2	42.6	1.9	24.3	▲ 1.6	22.8	▲ 0.2
11月	46.9	1.6	47.9	1.9	28.9	0.0	28.1	0.3
12月	46.5	9.7	43.6	7.0	29.7	6.9	26.4	5.8
令和4年1月	34.8	11.2	32.2	8.2	21.5	8.3	18.1	6.1
2月	34.3	7.2	27.6	0.5	19.7	4.8	14.0	0.9
3月	41.1	6.6	36.1	1.0	25.7	5.1	21.2	0.0
4月	43.4	12.4	36.4	8.5	26.3	8.8	20.9	5.9
5月	44.4	17.7	39.1	14.1	27.9	12.2	24.0	10.2
6月	45.3	16.7	36.1	8.8	27.4	11.8	19.6	5.9
7月	47.8	11.7	42.2	2.0	30.3	7.5	26.3	0.4
8月	51.3	15.2	50.3	6.1	36.0	12.2	36.1	4.5
9月	49.5	18.3	43.0	7.9	31.0	13.1	24.7	4.9
10月	53.8	13.0	44.7	2.1	33.7	9.4	25.5	2.7
11月	57.4	10.5	47.9	0.0	36.2	7.3	27.1	▲ 1.0
12月	54.3	7.8	46.3	2.7	35.6	5.9	27.0	0.6
令和5年1月	46.3	11.5	35.4	3.2	29.9	8.4	21.1	3.0
2月	53.4	19.1	40.0	12.4	34.2	14.5	22.5	8.5
3月	57.3	16.2	43.7	7.6	38.3	12.6	30.1	8.9
4月	55.5	12.1	41.0	4.6	35.3	9.0	24.7	3.8
5月	56.6	12.2	45.4	6.3	37.3	9.4	28.3	4.3
6月	55.6	10.3	39.9	3.8	35.4	8.0	23.6	4.0
7月	58.1	10.3	43.5	1.3	39.2	8.9	29.9	3.6
8月	62.6	11.3	48.4	▲ 1.9	45.6	9.6	38.8	2.7
9月	60.0	10.5	39.5	▲ 3.5	38.9	7.9	25.9	1.2
10月	62.0	8.2	42.8	▲ 1.9	40.1	6.4	26.8	1.3
11月	63.4	6.0	53.6	5.7	41.1	4.9	31.9	4.8
12月	57.5	3.2	40.7	▲ 5.6	38.2	2.6	24.5	▲ 2.5
令和6年1月	51.2	4.9	32.8	▲ 2.6	33.2	3.3	19.3	▲ 1.8
2月	57.8	4.4	37.5	▲ 2.5	37.1	2.9	22.3	▲ 0.2
3月	60.0	2.7	41.9	▲ 1.8	39.9	1.6	28.3	▲ 1.8

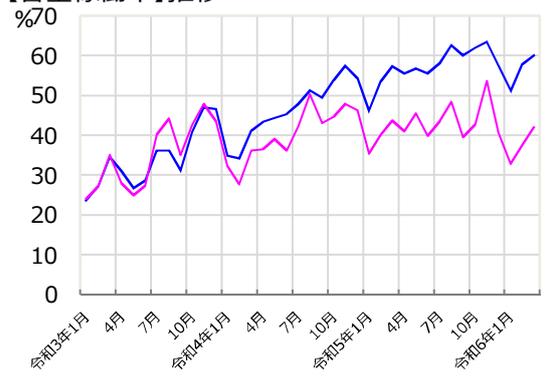
資料出所

観光庁「宿泊旅行統計調査」

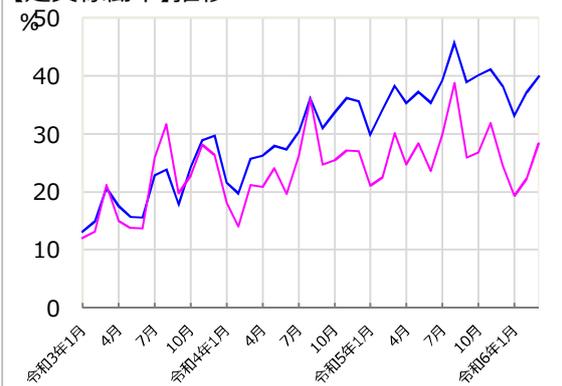
※1. 客室稼働率とは、総客室数に対する利用客室数の割合を計算したものであり、例えば、総客室数2室のうち1室を利用した場合、客室稼働率は50%となる。

※2. 定員稼働率とは、総客室定員数に対する宿泊者数の割合を計算したものであり、例えば、定員2名の客室に1名が宿泊した場合、定員稼働率は50%となる。

【客室稼働率】推移



【定員稼働率】推移



内閣府「月例経済報告」による景気判断

基調判断と主要項目判断は、以下のとおり

時期	基調判断	企業収益	設備投資	雇用情勢	個人消費	住宅建設	輸出	生産
令和4年5月	→ 景気は、持ち直しの動きがみられる	→ "	→ "	↑ 持ち直しの動きがみられる	→ "	↑ おおむね横ばいとなっている	→ "	→ "
令和4年6月	→ "	→ 一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している	→ "	→ "	→ 持ち直しの動きがみられる	↓ 底堅い動きとなっている	→ "	↓ 持ち直しの動きに足踏みがみられる
令和4年7月	↑ 景気は、緩やかに持ち直している	→ "	→ "	↑ 持ち直している	↑ 緩やかに持ち直している	→ "	→ "	→ "
令和4年8月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	↑ 持ち直しの動きがみられる
令和4年9月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和4年10月	→ "	→ "	↑ 持ち直している	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和4年11月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和4年12月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	↓ 持ち直しの動きに足踏みがみられる
令和5年1月	↓ 景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	↓ このところ弱含んでいる	→ "
令和5年2月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和5年3月	→ "	↓ 総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている。	→ "	→ "	→ "	→ "	→ 弱含んでいる。	↓ このところ弱含んでいる。
令和5年4月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和5年5月	↑ 景気は、緩やかに回復している。	→ "	→ "	→ "	↑ 持ち直している。	→ "	↑ 底堅い動きとなっている。	↑ 持ち直しの兆しがみられる。
令和5年6月	→ "	→ 総じてみれば緩やかに改善している。	→ "	↑ このところ改善の動きがみられる。	→ "	→ "	→ "	→ "
令和5年7月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和5年8月	→ "	→ "	→ "	→ 改善の動きがみられる	→ "	↓ おおむね横ばいとなっている	↑ このところ持ち直しの動きがみられる	→ "
令和5年9月	→ "	↑ 総じてみれば改善している。	→ "	→ "	→ "	↓ このところ弱含んでいる	→ "	→ "
令和5年10月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和5年11月	↓ 景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	→ "	↓ 持ち直しに足踏みがみられる。	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和5年12月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和6年1月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	↓ このところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。	→ "
令和6年2月	↓ 景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	→ "	→ "	→ "	↓ 持ち直しに足踏みがみられる。	→ "	→ "	↓ 持ち直しに向かっていたものの、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、このところ生産活動が低下している。
令和6年3月	→ "	→ "	↑ 持ち直しの動きがみられる	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和6年4月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "
令和6年5月	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	→ "	↑ 一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、このところ持ち直しの動きがみられる。

和歌山県内経済情勢報告

(令和6年4月判断)

1. 総論

【総括判断】「持ち直している」(判断を据え置き)

項目	前回(6年1月判断)	今回(6年4月判断)	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注) 令和6年4月判断は、前回6年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、持ち直している。生産活動は、持ち直しのテンポが緩やかになっているほか、雇用情勢は、緩やかに持ち直しているなど、全体としては、持ち直している。

【各項目の判断】

項目	前回(6年1月判断)	今回(6年4月判断)	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	→
生産活動	持ち直している	持ち直しのテンポが緩やかになっている	↘
雇用情勢	持ち直しつつある	緩やかに持ち直している	↗
設備投資	5年度は前年度を上回る見込み	5年度は前年度を下回る見込み	↘
企業収益	5年度は増益見込み	5年度は増益見込み	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「持ち直している」

百貨店・スーパー販売は、暖冬の影響で冬物衣料品の需要が低調であったことから衣料品で売上が減少している一方で、価格上昇の影響などもあり、飲食料品で売上が堅調となっている。

コンビニエンスストア販売は、人流回復に服感がみられることや、節約志向の高まりを受けて売上が減少している。

ドラッグストア販売は、価格上昇の影響や化粧品の売上が増加していることから堅調に推移している。

家電大型専門店販売は、一部店舗において前年の補助金の反動でエアコンや冷蔵庫の売上が低調となっている。

乗用車の新車登録届出台数は、一部自動車メーカーの生産停止の影響を受けて新車供給台数が減少していることから、前年を下回っている。

観光動向は、県内主要観光地において、円安の影響などにより外国人観光客数が増加していることから、観光客数は堅調に推移している。

(主なヒアリング結果)

- 小売部門について、客数は前年と比べてもほぼ横ばいで、買い上げ点数も微減している程度であるが、各種値上げの影響で客単価が増加しており、売上は2月までの累計で数%増となっている。(農業関係団体)
- 暖冬の影響から冬物衣料品が動いておらず、衣料品の売上は前年を下回っている。コロナの影響がなくなったこともあり、前年と比べると1月、2月の来店客数が増加しており、飲食料品の売上は前年を上回っている。(百貨店・スーパー)
- 商品価格が上がっていることから売上は堅調に推移している。化粧品について、メイク用品の売上が好調となっているほか、3月に入ってから例年よりも早く日焼け止めが売れている。(ドラッグストア)
- 新生活需要が高まっていることからテレビやパソコンの売上が前年を上回っているものの、前年同期に補助金の影響でエアコンと冷蔵庫の売上が良かったことから今期はその反動で売上が減少している。(家電量販店)
- 今年に入ってから一部自動車メーカーにおいて減産の動きが出ており、新車の供給台数が減少している。(自動車販売店)
- 1月、2月についてはコロナの影響がなくなり、遠方からの修学旅行生が増えていることから、前年と比べると観光客数が増加している。また、外国人観光客数については、中国からの観光客が増加しているほか、円安の影響で多くの観光客が訪れており、年明け以降はコロナ禍前の水準を超えている。(公共団体)

■ 生産活動 「持ち直しのテンポが緩やかになっている」

鉱工業生産指数でみると、「石油・石炭製品工業」や「機械工業」などで低下していることから、全体の指数は低下している。

企業からは、機械工業において、中国経済減退の影響が継続していることから受注が低調となっているとの声が聞かれており、生産活動は、持ち直しのテンポが緩やかになっている。

(主なヒアリング結果)

- 中国の内需が引き続き低調となっており、設備投資需要が回復していないことや、計画生産により生産稼働の平準化を図っていることから前年同期比で生産量は減少している。(生産用機械)
- 国内での設備投資意欲が減退していること、人手不足で建物の工期が伸びていることから、今期の生産量は前年を下回っている。(はん用機械)
- 衣料用洗剤については昨年に発売した新商品の売上が好調であることから1月、2月ともに前年よりも生産量が増加しているものの、消毒液については感染症の影響がなくなったことから需要が落ちており、生産量が減少している。(化学)
- エネルギー関連製品の需要は堅調であるものの、自動車メーカーの生産が滞っていることから、自動車関連製品の需要が低調となっている。(鉄鋼)
- 大企業において中国経済減退の影響を受け、受注が低調となっており、厳しい状況となっている。(経済関係団体)

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

有効求人倍率（6年2月）は、前月と比べて上昇しているほか、新規求人数は、3か月平均で増加傾向にあり、雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

（主なヒアリング結果）

- 「建設業」について、災害復旧の工事や新規の現場での工事が増えていることや新規事業を始める企業が増えていることから新規求人数が増加している。「運輸業、郵便業」について、2024年問題を迎えることからトラックの運転手を中心に人手が不足しているほか、観光需要の高まりを受けてタクシー運転手やバスの運転手の人手も不足している。（公的機関）
- 足下、生産量が減少しているため過剰気味であるが、今後生産量が増える予定であることから繁忙期には派遣社員を雇って対応する予定。（はん用機械）
- 高卒生については人口減少により生徒数が少なくなっているほか、進学する生徒が増えていることから人材を確保することが難しくなっている。（経済関係団体）
- 営業職は充足しているものの、整備士が不足している。新規採用者を多く確保し、自社で育てて整備士の資格を取らせることで人手不足に対応していく予定。（自動車販売店）
- ホテルや旅館の全ての部屋を稼働できていない状況で、依然として厳しい状況が続いている。外国人労働者を積極的に受け入れる動きはあるが、人手不足の解消には至っていない。（観光関係団体）

■ 設備投資 「5年度は前年度を下回る見込み」

法人企業景気予測調査（令和6年1-3月期調査）でみると、5年度の設備投資は、全産業で前年度を下回る見込みとなっている。産業別では、非製造業で前年度を上回る見込みとなっているものの、製造業で前年度を下回る見込みとなっている。

■ 企業収益 「5年度は増益見込み」

法人企業景気予測調査（令和6年1-3月期調査）でみると、5年度の経常利益は、全産業で増益見込みとなっている。産業別では、非製造業で減益見込みとなっているものの、製造業で黒字転化見込みとなっている。

【その他の項目】

■ 住宅建設 「前年を下回る」

新設住宅着工戸数（3ヶ月後方移動平均値）でみると、前年を下回っている。内訳でみると、持家、貸家、分譲すべてで前年を下回っている。

■ 公共事業 「前年を下回る」

前払金保証請負金額（年度累計額）でみると、前年を下回っている。内訳でみると、国、県で前年を上回っているものの、市町村、独立行政法人等で前年を下回っている。

■ 企業倒産 「倒産件数、負債総額ともに前年を上回っている」

倒産件数、負債総額ともに前年を上回っている。

■ 景況判断 「「下降」超となっている」

法人企業景気予測調査（令和6年1-3月期調査）の景況判断BSIでみると、全産業で「下降」超となっている。

産業別では、製造業で「上昇」と「下降」が均衡しているものの、非製造業で「下降」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業で「上昇」超となっているものの、中小企業で「下降」超となっている。

連絡・問合せ先 和歌山財務事務所 財務課 TEL：073-422-6142

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み時間や時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

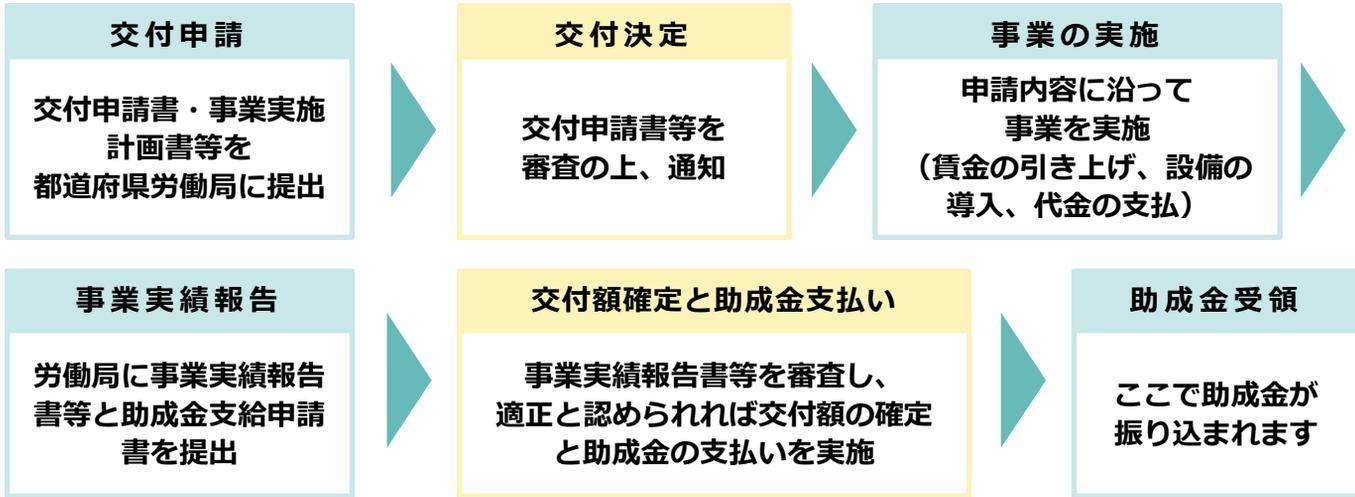
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回まで**となりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金活用のおびき

生産性向上のヒント集

労働時間削減や賃金引上げにつながる事例



はじめに

この冊子では、生産性を高めながら労働時間の削減や事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ等に取り組む中小企業事業者等を対象に助成を行う「働き方改革推進支援助成金」・「業務改善助成金」の紹介をしています。また、本助成金の活用により、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、労働時間の削減や、賃金の引上げなどを行った事例を掲載しています。特に、助成金活用の背景やポイント、取組後の変化などを分かりやすくまとめています。生産性の向上を図り、労働時間の削減や、賃金の引上げにつながるためのヒント集としてご活用いただければ幸いです。

本冊子を手にされた方は、是非、組織の生産性向上や社員の処遇改善に関わる部署の方にもご回覧ください。

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
印								

メモ

目次

働き方改革推進支援助成金のご案内	4
業種別課題対応コース	4
労働時間短縮・年休促進支援コース	6
勤務間インターバル導入コース	8
団体推進コース	8
適用猶予業種等対応コースに関する事例（令和5年度分）	[掲載ページ]
事例 1 運送業 4人	10
事例 2 建設業 32人	11
労働時間短縮・年休促進支援コースに関する事例（令和4年度分）	[掲載ページ]
事例 3 電気機械器具製造業 16人	12
事例 4 農業 7人	13
事例 5 広告業 4人	14
事例 6 印刷・同関連業 37人	15
事例 7 医療業 12人	16
事例 8 社会保険・社会福祉・介護事業 59人	17
事例 9 医療業 7人	18
事例 10 食料品製造業 29人	19
勤務間インターバル導入コースに関する事例（令和4年度分）	[掲載ページ]
事例 11 金属製品製造業 39人	20
事例 12 飲食店 9人	21
事例 13 機械器具小売業 16人	22
団体推進コースに関する事例（令和4年度分）	[掲載ページ]
事例 14 協同組合 20事業主	23
事例 15 協同組合 11事業主	24
事例 16 協同組合 135事業主	25
業務改善助成金のご案内	26
業務改善助成金に関する事例（令和4年度分）	[掲載ページ]
事例 1 無店舗小売業 12人	28
事例 2 食料品製造業 4人	29
事例 3 食料品小売業 35人	30
事例 4 園芸業 12人	31
事例 5 耕種農業 8人	32
事例 6 飲食店 7人	33
事例 7 医療業 8人	34
事例 8 社会保険・社会福祉・介護事業 8人	35
事例 9 その他の製造業 81人	36
事例 10 社会保険・社会福祉・介護事業 7人	37
事例 11 その他の生活関連サービス業 18人	38
事例 12 飲食店 10人	39
事例 13 洗濯・理容・美容・浴場業 4人	40
事例 14 電子部品・デバイス・電子回路製造業 32人	41
事例 15 宿泊業 71人	42
その他の業種別活用事例	43
参考情報	44

働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の促進を目的としており、全4コースの助成金があります。

働き方改革推進支援助成金の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください



業種別課題対応コース

令和6年4月から新たに時間外労働の上限規制が適用される業種等[※]が、上限規制に円滑に対応するため、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

※建設業、運送業、病院等、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県）を指します。

【対象事業主】

以下の①から⑥の成果目標を1つ以上実施する建設業^{※1}、運送業^{※2}、病院等^{※3}、砂糖製造業^{※4}のいずれかに該当する中小企業事業主^{※5}（⑦は追加目標として設定可能）

※1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む事業主を指します。

※2 労働基準法第140条第1項に定める自動車運搬の業務に従事する労働者を雇用する事業主を指します。

※3 労働基準法第141条第1項に規定する医業に従事する医師（労働者に限る。）が勤務する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）を営む事業主を指します。

※4 労働基準法第142条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業を主たる事業として営む事業主を指します。

※5 中小企業事業主とは、資本または出資の総額が3億円以下（病院等の場合は5,000万円以下）または常時使用する労働者数が300人以下の要件を満たす事業主となります。

各業種等ごとに選択できる目標が異なります。

- ①月60時間を超える特別条項付き36協定を締結する事業場が、令和6年度（又は令和7年度）に有効な36協定において、時間外・休日労働で月60時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に届出すること など（全ての業種等で選択可能）
- ②労働基準法第39条第6項に規定する年次有給休暇の計画的付与の規定を整備すること。（全ての業種等で選択可能）
- ③労働基準法第39条第4項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定及び労働時間等設定改善指針に規定されている、特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の特別休暇の規定を整備すること。（全ての業種等で選択可能）
- ④9時間以上の勤務間インターバル制度を新規に導入すること など（全ての業種等で選択可能）
- ⑤4週5休から4週8休までの範囲で所定休日を増加させること。（建設業のみ選択可能）
- ⑥医師の働き方改革推進に関する取組として以下のA及びBを全て実施すること。（病院等のみ選択可能）

A 労務管理体制の構築等

- (1) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。
- (2) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休憩時間確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制の整備を行うこと。（副業・兼業を行う医師がいる場合に限る）
- (3) 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施するなど、労働時間管理について理解を深める取組を行うこと。

I 医師の労働時間の実態把握と管理

労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。

※⑥の詳細は厚生労働省のホームページに掲載されている申請マニュアルをご覧ください。

- ⑦上記に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則で規定すること。（全ての業種等で選択可能）

【助成対象となる費用】

左記成果目標達成に向けた、以下のような取組に必要な費用

- * 就業規則等の作成・変更費用
- * 労務管理担当者・労働者への研修費用（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む）
- * 外部専門家によるコンサルティング費用
- * 労務管理用機器等の導入・更新費用
- * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用
- * 人材確保等のための費用 など

【助成率】

費用の3/4を助成

※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成。

【上限額】

① 成果目標①を達成した場合に支給：下記表の達成状況に応じて最大250万円

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定	150万円	—

② 成果目標②を達成した場合に支給：各25万円

③ 成果目標③を達成した場合に支給：各25万円

④ 成果目標④を達成した場合に支給：導入した勤務間インターバルの時間数に応じて最大170万円

休憩時間数	建設業または砂糖製造業	
	新規導入	時間延長または対象拡大
9時間以上11時間未満	100万円	50万円
11時間以上	120万円	60万円

休憩時間数	運送業または病院等	
	新規導入	時間延長または対象拡大
9時間以上10時間未満 ^(※)	120万円	60万円
10時間以上11時間未満	150万円	75万円
11時間以上	170万円	85万円

※病院等に該当する中小企業事業主のみ設定可能です。

※B水準、連携B水準、C-1、C-2水準の医師については、休憩時間数が10時間以上となる成果目標を選択することとなります。詳しくは、働き方改革推進支援助成金交付要綱や申請マニュアルをご覧ください。

⑤ 成果目標⑤を達成した場合に支給：1日増加ごとに25万円（最大100万円まで）

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日以上	100万円 (4日以上増)	75万円 (3日増)	50万円 (2日増)	25万円 (1日増)
4週当たり7日以上	75万円 (3日増)	50万円 (2日増)	25万円 (1日増)	-
4週当たり6日以上	50万円 (2日増)	25万円 (1日増)	-	-
4週当たり5日以上	25万円 (1日増)	-	-	-

⑥ 成果目標⑥を達成した場合に支給：50万円

- ※①～⑥に加え、成果目標⑦を実施した場合に、3%以上引き上げた場合は、助成金の上限額を15万円～最大150万円加算【5%以上引き上げた場合は、24万円～最大240万円を加算】
- ※常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍になります。
- ※助成上限額は、上記上限額と加算額の合計とし、最大1,000万円まで。

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を高め労働時間の削減、年次有給休暇や特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象事業主】

- 以下の①から③の成果目標を1つ以上実施する中小企業事業主（④は追加目標として設定可能）
- ① 月60時間を超える特別条項付き36協定を締結する事業場が、令和6年度（又は令和7年度）に有効な36協定において、時間外・休日労働で月60時間以下の上限定額を行い、労働基準監督署に届出すること。 など
 - ② 労働基準法第39条第6項に規定する年次有給休暇の計画的付与の規定を整備すること。
 - ③ 労働基準法第39条第4項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定及び労働時間等設定改善指針に規定されている、特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の特別休暇の規定を整備すること。
 - ④ 上記に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則で規定すること。
- (注) 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業となります。

業種		A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など	5,000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建築業、製造業、運輸業、金融業など	3億円以下	300人以下

※ 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

【助成対象となる費用】

※ (注) 助成対象となる費用については、P5を参照。

【助成率】

※ (注) 助成率については、P5を参照。

【上限額】

① 成果目標①を達成した場合に支給：下記表の達成状況に応じて最大200万円

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定	100万円	-

② 成果目標②を達成した場合に支給：25万円

③ 成果目標③を達成した場合に支給：25万円

- ※ 成果目標①～③に加え、成果目標④を実施した場合に、3%以上引き上げた場合は、助成金の上限額を15万円～最大150万円加算【5%以上引き上げた場合は、24万円～最大240万円を加算】
- ※ 常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍になります。
- ※ 助成上限額は、上記上限額と加算額の合計とし、最大730万円まで。

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象事業主】

以下の①の成果目標を実施する中小企業事業主。(②は追加目標として設定可能)

- ① 9時間以上の勤務間インターバル制度を新規に導入すること など
 - ② 上記に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則で規定すること。
- (注) 中小企業事業主については、P6を参照。

【助成対象となる費用】

※(注) 助成対象となる費用については、P5を参照。

【助成率】

※(注) 助成率については、P5を参照。

【上限額】

- ① 導入した勤務間インターバル時間数に応じて最大120万円

休憩時間数	新規導入	時間延長または対象拡大
9時間以上 11時間未満	100万円	50万円
11時間以上	120万円	60万円

- ※ 成果目標①に加え、成果目標②を実施した場合に、3%以上引き上げた場合は、助成金の上限額を15万円～最大150万円加算【5%以上引き上げた場合は、24万円～最大240万円を加算】
- ※ 常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍になります。
- ※ 助成上限額は、上記上限額と加算額の合計とし、最大600万円まで。

団体推進コース

中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合、その費用を助成するものです。

【対象事業主団体等】

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店、街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人及び一般財団法人 など3事業主以上で構成する、中小企業の事業主団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）であり、1年以上の活動実績があること。

- (注1) 事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超えている必要があります。
- (注2) 適用猶予業種等の事業主から構成される団体（以下「適用猶予業種等団体」という。）の場合は、その団体に属する中小企業事業主の割合が5分の1を超える場合は、助成の対象となります。また、全国、都道府県単位の適用猶予業種等団体が定款等に基づいて支部組織を設置している場合において、当該支部組織のうち1組織以上において、中小企業事業主の割合が5分の1を超える場合は、当該適用猶予業種等団体は助成の対象となります。
- ※適用猶予業種等についてはP4を参照。
- (注3) 共同事業主においては、10以上の事業主で組織されていること。

【助成対象となる費用】

労働時間削減や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する、以下のような取組に必要な費用

- ・市場調査 ・新ビジネスモデルの開発、実験 ・好事例の収集、普及啓発
- ・セミナー（勤務間インターバルに関する事項を含む。）の開催
- ・巡回指導 ・人材確保に向けた取組
- ・共同利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 など

【成果目標】

事業主団体等が実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の1/2以上に対して、その取組又は取組結果を活用すること。

【助成率】

上限額：500万円

都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限額1,000万円



事例 1 10 トン貨物車の導入による
運搬業務の効率化



企業概要 [所在地] 香川県 [従業員] 4 人 [事業内容] 運送業

背景 非効率な運搬業務による負担



課題

従来運用していた貨物自動車の積載量は4トンであり、一度に積載できる荷物の量が限られていた。1 件の依頼であっても荷物が多い場合は、複数の車両に分けて運搬する必要があり、負担を感じていた。



必要としていた対応

より積載量の多い貨物自動車を導入し、一度に積載可能な荷物の量を底上げすることで、業務効率化を図りたいと考えていた。

取組の内容と成果

10トン貨物自動車の導入で輸送業務を効率化



内容

10 トンの積載量の貨物自動車を導入した。



成果

貨物自動車の積載量が4トンから10トンになったことで、1台で約2.5倍の荷物を運搬することができるようになった。これにより、1カ月あたり約20時間の労働時間の削減につなげることができた。
また、荷物を複数の車両で運搬することが少なくなり、燃料費を従来から約10%削減することができた。

成果目標

- ・時間外・休日労働時間を縮減し、月60時間以下に上限を設定
- ・休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを新規導入



改善の
OnePoint

今回の取組によって労働時間を削減し、令和6年4月から施行される改善基準告示に対応することができた。業務効率化を継続しながら、次は賃金引上げについても注力していきたいと考えている。

事例 2 自動追尾型測量機の導入による省人化



企業概要 [所在地] 愛知県 [従業員] 32 人 [事業内容] 建設業

背景 作業人員の確保にかかる負担



課題

従来の測量機は2名で作業にあたる必要があったため、同じ現場で別の作業を行っている人や、別の現場から人を呼ぶ必要があり、人的な労力を要していた。



必要としていた対応

測量業務を1名で行うことによって、その他業務にリソースを投入し、現場での作業時間を削減する必要があった。

取組の内容と成果

機器を導入し、自動化により作業を効率化



内容

自動追尾型測量機の導入。

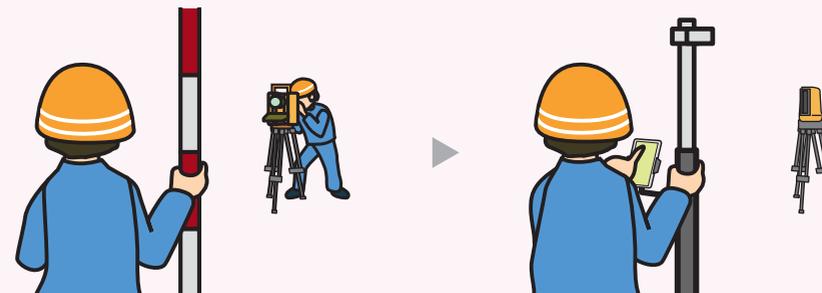


成果

2名で行っていた測量業務を1名で完結させることができるようになり、他の業務にリソースを投入することで、現場の効率が上がった。杭の打設作業に伴う測量は、杭16本あたり月に25日間の作業が必要となる。これまでは2人で1日8時間作業し、計400時間を要していたが、1人になったので計200時間で済むようになった。残る1人が他の業務にあたることで、時間外労働で行っていた業務を時間内に終わらせることができるようになり、社内でも100時間程度の労働時間を削減できた。また、手動でピントを合わせる必要がなくなり、測量の精度を標準化することができた。

成果目標

- ・時間外・休日労働時間を縮減し、月60時間以下に上限を設定



改善の
OnePoint

若手社員の育成を目指しており、特に3D CADを使う人材を増やすため、社内研修の時間確保に努めているところ。社内での研修だけでは不十分で、現場での実践が必要のため、ベテラン社員と若手社員が1組となり技術向上を図っている。

事例 3 チューブの印字プリンターの更新による制御盤製作作業等の効率化



企業概要 [所在地] 富山県 [従業員] 16人 [事業内容] 電気機械器具製造業

背景

印字のかすれによる作業効率の悪化

課題 必要としていた対応

文字や番号を印字して配線に被せるマークチューブの利用にあたり、従来使っていた印字用のプリンターでは字が読み取りづらく、配線の判別に時間がかかっていた。このため、制御盤への配線取り付けや動作テスト等の作業にも時間を要していた。

新しいプリンターを導入して作業の効率化を必要としていた。

取組の内容と成果

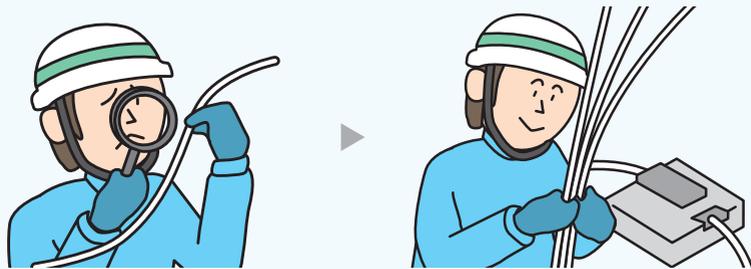
新型機の導入によって作業時間を短縮

内容 新型のプリンターを導入した。

成果 マークチューブへの印字が以前よりも鮮明になり、速度も向上した。また、製作・印字の工程でチューブが絡まる等のトラブルが生じなくなったことで、作業時間の短縮や材料費の削減に至った。制御盤への取り付けやテスト等も、文字・番号の判別が容易になったことで作業のスピードや問題のある箇所の把握が迅速になり、作業時間を短縮できた。作業を担当している従業員の時間外労働および休日出勤の合計時間数が、1人あたり月10時間減った。2022年8月から2023年7月の1年間で、売上高および売上総利益が前年比108%へと増加した。

成果目標

- ・時間外・休日労働時間数を縮減し、月60時間以下に上限を設定



改善のOnePoint

従来のプリンターによって作業が非効率になり、労働時間が長引いていた社員からプリンターの更新や助成金の活用を希望する意見があり、採り入れた。取組によって生産性が向上したと感じており、同じ設備の台数をさらに増やせば作業時間をより短縮できる。社員から追加の設備投資を求める声が増えており、検討している。

事例 4 帳票の作成から発行までのデジタル化による労働時間の短縮



企業概要 [所在地] 鳥取県 [従業員] 7人 [事業内容] 農業

背景

請求書等を手書きすることによる負担

課題 必要としていた対応

納品書・請求書・領収書を手書きで作成して発行していた。配達員は日々の訪問先で顧客から注文を受けて書類を作り、事務員は月末にまとめて精算の手続きをしており、それぞれで時間を要していた。さらに、販売量の増加に伴って負担が一層大きくなっていった。

取組の内容と成果

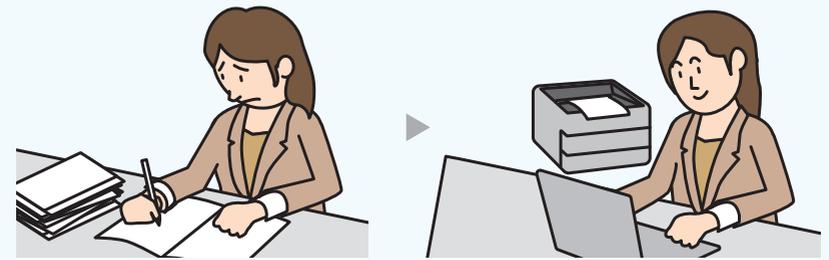
システム化によって労働時間を短縮

内容 納品書・請求書・領収書の発行・管理システム及び電子端末を導入した。

成果 これまでは注文の集計から発行までの作業に、事務員が月末から翌月の月初にかけて8時間ほど要していたが、ほぼゼロになるまで削減できた。また、商品の配達員による手書き作業が、1日1時間ほど削減された。書き間違いの防止にもつながった。取組後は社内全体では週6時間程度の労働時間が短縮された。時間に余裕が生まれ、年次有給休暇の制度を拡充したことで、年休の取得日数が年間5~6日から12~13日まで増加した。また、このように業務を効率化したことで、営業利益が約3%向上した。

成果目標

- ・年次有給休暇の計画的付与の規定を導入
- ・時間単位の年次有給休暇の規定を導入
- ・特別休暇（新型コロナウイルス感染症対応のための休暇）を導入
- ・時間当たりの賃金額を（5%）引上げ



改善のOnePoint

従来は非効率な方法でも従業員が我慢することで進められていた。会社としても売上を拡大するためには人員を増やす必要があると感じていた。しかし、受注管理の仕組みを見直して作業を効率化してほしいという従業員の要望があって助成対象の取組を行ったことで、従業員の労働時間や負担が軽減され、会社にとっても成長の見通しが見えた。

事例 5 営業管理・見積作成の自動化による作業時間の削減



企業概要 [所在地] 愛媛県 [従業員] 4人 [事業内容] 広告業

背景

個別のヒアリングによる顧客対応上の負担

課題 必要としていた対応

顧客からの要望等を個別にヒアリングしていたので、顧客対応や受注管理に時間を要していた。 営業管理や自動見積り用のシステムを導入し、業務の効率化や労働時間の短縮を図りたいと考えていた。

取組の内容と成果

要望の把握から見積作成までを自動化

内容

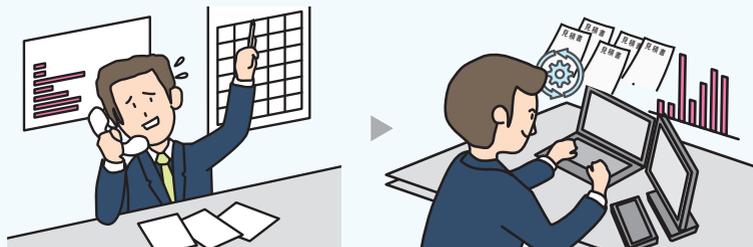
営業管理システムおよび自動見積りシステムの導入。

成果

顧客には定型的なヒアリング項目に則して要望を回答してもらうようにしたことで、これまでヒアリングしていた内容を自動で回収できるようになった。作業時間が約44%削減されたことに加えて、システム経由で新規の問い合わせが月2~3件入るようになり、営業機会の拡大につながっている。見積り書の発行も、作業時間が約42%削減された。こうした作業時間の短縮によって、1日あたりの時間外労働が平均1時間程度減少し、休暇も取得しやすくなった。営業利益が約5%向上した。

成果目標

- ・年次有給休暇の計画的付与の規定を導入
- ・時間単位の年次有給休暇の規定を導入
- ・特別休暇（ボランティア休暇）を導入



改善のOnePoint

労働時間の課題が大きく改善されたため、次は従業員が定着するよう労働環境の改善に努めたいと考えている。その一環として、業務における工夫や好事例等を従業員間で共有しやすい環境を整備することで従業員のスキルアップを支援したい。

事例 6 ホットスタンプ機の導入による時間外労働の短縮



企業概要 [所在地] 栃木県 [従業員] 37人 [事業内容] 印刷・同関連業

背景

ホットスタンプ機不足による労働時間の増加

課題 必要としていた対応

いわゆる「箔押し」と呼ばれる、プラスチック成型部品への金属製の貼り付け作業において、製品を機械に都度セッティングする必要があり、受注が集中した際にはホットスタンプ機が2台だけでは作業効率が悪く、時間外労働が発生していた。 ホットスタンプ機を増設し、業務効率化と時間外労働の削減を図りたいと考えていた。

取組の内容と成果

ホットスタンプ機増設により労働時間短縮

内容

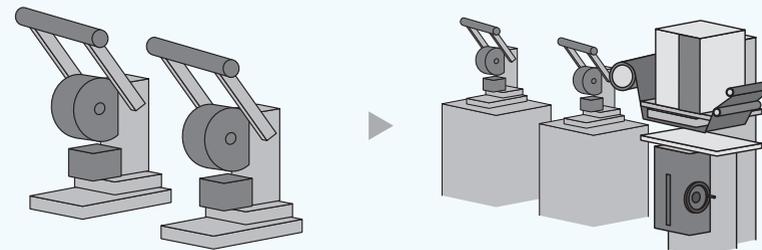
ホットスタンプ機を新たに1台導入した。

成果

さらに分散してセッティングし、貼り付け作業ができるようになり、1時間あたりに製造可能な個数が1.5倍になった。このため、貼り付け作業後の製造工程、出荷作業に従事している従業員の時間外労働が1日2~4時間から、1~2時間に短縮された。また、時間外労働が短縮されたことで、半年間で人件費が16万円削減された。

成果目標

- ・時間外・休日労働時間数を削減し、月60時間以下に上限を設定
- ・時間当たりの賃金額を(5%)引上げ



改善のOnePoint

今回の助成で労働時間は短縮されたが、求人時の賃金額高騰により経験者採用が難しく人手不足の状況にある。人材確保に向けた資金調達のために、売上を伸ばしていきたい。そのために、近年の廃プラスチック製品離れを打開する製品づくりに取り組んでいる。

事例 7 電子カルテの刷新による業務の削減・効率化



企業概要 [所在地] 京都府 [従業員] 12人 [事業内容] 医療業

背景 カルテ内容を2度入力することによる負担

課題 必要としていた対応

これまで院長が自作の電子カルテを利用していた。診察には適していたが、レセプト（診療報酬明細書）のシステムと連携しておらず、カルテの内容を入力し直すことが負担になっていた。

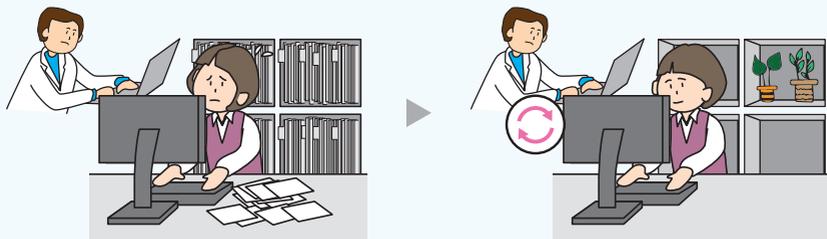
レセプトと連携可能な電子カルテに更新し、データ入力の二度手間を削減することで業務を効率化させることを目指した。

取組の内容と成果 院内外のデータ連携で効率化

内容 電子カルテを更新した。

成果 診察時に新しい電子カルテで入力した内容がレセプトにも直接反映されるようになった。受付でレセプトを作成する時間が患者1人あたり15分から10分ほどになり、約30%削減できた。また、従来は患者の各検査データを紙媒体で作成・保管することが負担であり、時間外労働にもつながっているという指摘があった。電子カルテの更新により、検査会社から提供されたデータをそのまま電子カルテと同じシステムで受信・管理できるようになった。作業時間が削減され、さらに患者の体重・血圧・脈拍や処方履歴を過去にさかのぼって一覧できるようになり、利便性が大きく向上した。

- 成果目標
- ・時間単位の年次有給休暇の規定を導入
 - ・特別休暇（ボランティア休暇）を導入



改善のOnePoint 職員から以前より、電子カルテとレセプトが連携していない点や、患者の検査データを紙媒体で管理・保管している点について、改善を求める意見があった。職員の意見を受けて取り組んだことにより負担が大きく減った。他にも職員の意見を踏まえて、職員間の意思疎通を円滑にして業務を効率化するため伝言を書き込むノートを導入した。

事例 8 従業員向けの勉強会・講習会によるスキルアップ支援



企業概要 [所在地] 愛媛県 [従業員] 59人 [事業内容] 社会保険・社会福祉・介護事業

背景 従業員の育成と休暇制度の充実を検討

課題 必要としていた対応

従業員の教育・スキルアップ支援を図りたいと考えていた。また、従業員より時間単位の有給休暇制度等への要望があり、休暇制度の見直しを検討していた。

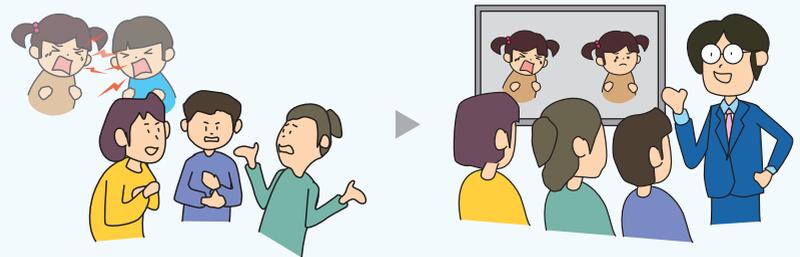
従業員向けの勉強会の機会を設けることで、従業員のスキルアップを支援したいと考えていた。また、休暇制度の見直しにより、従業員の要望に応えることで、労働環境を改善していきたいと考えていた。

取組の内容と成果 外部講師の講習会、時間単位年休の導入

内容 外部講師による従業員向けの講習会実施等

成果 経営者向けの勉強会や資格の講習会、障がい者支援の講習会等、外部講師による講習会の場を設け、従業員向けの学びの場の拡充した。また、従業員の要望に基づいて、時間単位の年次休暇、特別休暇制度を導入・更新することで、休暇を取得しやすい環境が構築された。2022年8月から2023年7月の1年間で、時間単位の有給休暇取得率が5%向上した。

- 成果目標
- ・時間単位の年次有給休暇の規定を導入
 - ・特別休暇（新型コロナウイルス感染症対応のための休暇）を導入



改善のOnePoint 時間単位で年次有給休暇を取得したいという従業員の要望と、従業員に業務以外にも学習の機会を与えて将来的な経営者候補に育てたいという企業側の要望の両方に応える取組を考え、助成金を活用するに至った。

事例

9 治療用装置の導入による施術の効率化



企業概要 [所在地] 長野県 [従業員] 7人 [事業内容] 医療業

背景

施術の付き添いに伴う負担

課題 必要としていた対応

腰椎の牽引治療の施術を行う場合は、職員が機器の装着等を行う必要があったことから、自動化された施術であっても患者に終始付き添う必要があったため、他の業務を時間外労働で行うなど負担が生じていた。

能動型自動間欠牽引装置を導入し、施術の効率化を図りたいと考えていた。

取組の内容と成果

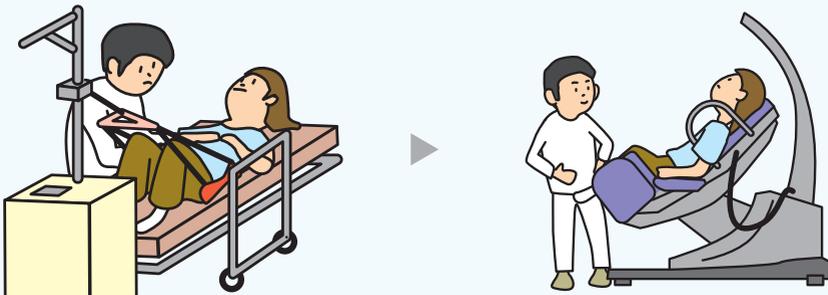
施術の一部自動化により付き添いが不要に

内容 能動型自動間欠牽引装置を導入

成果 自動装着機能が備わっているため、従業員は患者から離れて別の作業を並行して行うことが可能となった。また、1日あたり約25人の患者の施術をするところ、施術にかかる時間が1人あたり約3分短縮され、2023年10月から2024年1月までの4ヶ月間で、作業時間が1日75分短縮された。これにより、患者が多い日の時間外労働を解消することができた。

成果目標

- ・時間単位の年次有給休暇の規定を導入
- ・特別休暇（ボランティア休暇）を導入



改善のOnePoint

労使間で従業員一人一人と対話の時間を月1回設け、労働環境の改善について意見を聞くようにしている。この対話により、従業員の家庭の事情等を把握し、従業員の状況に合わせて労働時間に融通を利かせることが可能となった。

事例

10 自動販売機の導入による接客の省略化



企業概要 [所在地] 和歌山県 [従業員] 29人 [事業内容] 食料品製造業

背景

手売りの接客による負担

課題 必要としていた対応

自社で製造・販売している食料品を、会社に併設している店舗で手売りしていた。従業員から、店舗での接客対応が時間を要するため業務の負担になっているとの指摘があった。

物販業務を削減することで、業務時間の短縮を図る必要があった。そのために販売の自動化を検討した。

取組の内容と成果

自販機の導入により接客時間を短縮

内容 物販対応マルチ自販機を導入

成果 自販機での商品の販売を始めたことで、来客対応のための時間等を短縮し、1ヶ月あたり20時間程度だった残業時間が10時間程度に削減することができた。また、2022年6月から2024年1月までの20ヶ月で売上高が向上した。

成果目標

- ・年次有給休暇の計画的付与の規定を導入
- ・時間単位の年次有給休暇の規定を導入
- ・特別休暇（不妊治療）を導入



改善のOnePoint

労働者から不妊治療に関する休暇を導入してほしいという要望があり、これに加えて、来客対応によって長時間労働につながっているという指摘があった。自販機での販売により、来客対応の時間を短縮させ、不妊治療の導入につなげることができた。

事例 11 労働時間の適正把握による勤務間インターバルの導入



企業概要 [所在地] 長野県 [従業員] 39人 [事業内容] 金属製品製造業

背景 労働時間の実態の把握不足



課題

管理職による20時以降の残業を抑制させることができないか検討していた。また、勤務間インターバルの導入を検討していた。一方で、誰がどれくらい働いているのかを把握できるよう労働時間の記録を活用することができていなかった。



必要としていた対応

業務分担を最適化して時間外労働の削減につなげるために、労働時間を適正に管理する必要があった。

取組の内容と成果 労働時間の把握



内容

労務管理用ソフトウェアと付随するタイムレコーダーの導入。



成果

労働時間を適正に記録することで、時間外労働に対する目配りが可能となった。特に設定した時間外労働時間数に達すると、通知を行う機能により、20時以降に時間外労働をした管理職やその理由を洗い出した。従業員と仕事を分担することなどにより、20時以降の時間帯を中心に時間外労働を抑制した。こうした取り組みによって、以前は年間平均で月40～50時間ほどあった管理職の残業時間は、月20～30時間へと20時間程度減らすことができた。また、労働時間の把握を通して設定可能な休憩時間数を確認し、勤務間インターバルの導入に向けた環境を整えることができた。

成果目標

- ・ 休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを新規導入
- ・ 時間当たりの賃金額を(3%)引上げ



改善のOnePoint

従業員から20時以降の時間外労働の多さについて指摘があったことから、時間外労働の抑制に向けた取組を行う方針を労使間の会議にて決定した。結果的に、タイムレコーダーを導入したことで、20時以降に時間外労働が生じた日数は90%以上削減することができた。

事例 12 スチームコンベクションオーブンの導入による調理時間の縮減



企業概要 [所在地] 大阪府 [従業員] 9人 [事業内容] 飲食店

背景 調理が長引くことによる休憩不足



課題

ガスコンロで料理していたことから、料理の仕込みや調理に時間を要していた。このため料理の注文から提供までの時間が長引いており、また、料理提供までの時間の見通しが立ちにくくなることで、業務が後ろ倒しになっていき休憩がとりづらい状況にあった。



必要としていた対応

調理時の加熱方法を見直すことで効率化したいと考えていた。

取組の内容と成果 調理の自動化により休憩が増加



内容

スチームコンベクションオーブンの導入。

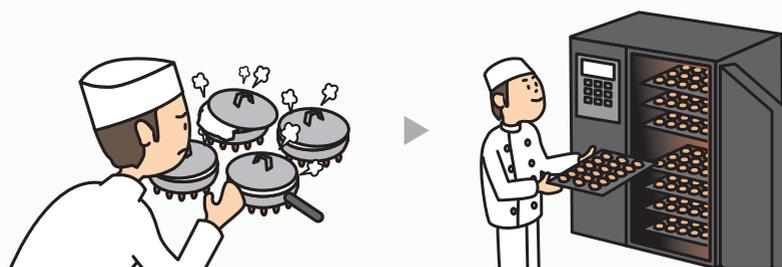


成果

温度を自動調節することができ、1回あたりに調理できる量が増えたことで、仕込みや調理の時間を短縮することができた。また、料理を提供するまでの時間の見通しが立ちやすくなり、調理時間の削減だけでなく、休憩時間を1時間増やすことができた。

成果目標

- ・ 休憩時間数が11時間以上の勤務間インターバルを新規導入



改善のOnePoint

従業員から、料理の注文から提供までに時間がかかっていたことや、調理や料理提供の遅れが休憩時間の長さに影響していたことから、改善を求める声があがっていた。調理時間の見通しが立てやすくなったことにより、休憩時間や勤務間インターバルの確保に取り組むことができるようになった。

事例 13 自動車タイヤの管理方法見直しによる作業の負担軽減と時間削減



企業概要 [所在地] 宮城県 [従業員] 16人 [事業内容] 機械器具小売業

背景 タイヤ管理の非効率さによる負担

課題 顧客から預かるオフシーズンの自動車タイヤを、箱に収納して積み上げて保管していた。下に位置している箱の中からタイヤを取り出すために、上にある箱を動かす必要があり、作業時間と身体的な負担が生じていた。

必要としていた対応 タイヤの管理方法を見直し、作業時間と身体的な負担を軽減することを目指していた。

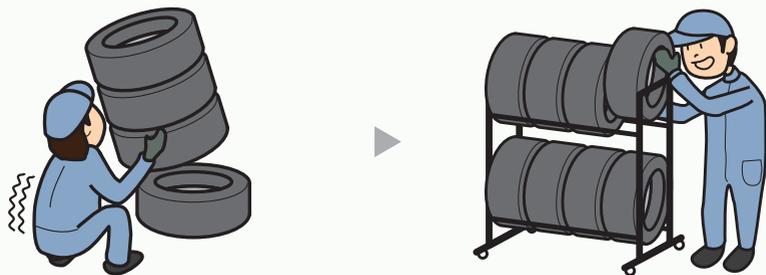
取組の内容と成果 専用ラックで管理、労力を軽減

内容 タイヤ専用ラックを導入した。

成果 タイヤをラックに収納して管理するようになったので、取り出す際に手間がかからなくなった。作業に要する時間が3割以上削減でき、身体的な負担が大きく軽減された。特に顧客のタイヤを交換する繁忙期にあたる、11月下旬から1月上旬と3月から4月の業務が顕著に効率化された。こうした繁忙期には、翌日の作業のためにタイヤを整理整頓しており、1日2～3時間の時間外労働が生じていたが、作業自体が不要になったため時間外労働がなくなった。

成果目標

・休息時間数が11時間以上の勤務間インターバルを新規導入



改善のOnePoint

従業員から、タイヤの出し入れに際して身体的な負担が大きいため、負担が減るような設備を導入してほしいという要望があがっていた。力仕事が必要なくなったことで、身体的に作業が楽になったと歓迎されている。また、各タイヤがどこに保管されているのかが分かりやすくなり、整理整頓が進んだ点も好評であった。

事例 14 広域関東圏建設関連協同組合 MR(複合現実)技術を活用したデバイスによる作業の省力化



団体概要 [所在地] 茨城県 [構成事業主] 20事業主 [事業内容] 東北・北陸・関東・中部の1都16県に事業場を有する建設関連事業者の協同組合

背景 人手不足の対策としてAR、MRの活用を検討

課題 構成事業主に共通する課題として、新規入職者の少なさによる人手不足がある。新規採用の増加と、より少ない人数で作業ができるような省力化を必要としている中で、拡張現実 (AR) や複合現実 (MR) の活用を以前から検討・試行していた。

必要としていた対応 新しいデバイスとソフトウェアを導入して構成事業主へ貸し出すことで、事業主の採用増や作業効率化につなげたいと考えていた。

取組の内容と成果 図面と実寸の比較や採寸作業を効率化

内容 MRグラスと一体化したヘルメットおよびソフトウェアを導入した。使用例としては、製図用のソフトウェア (CAD) で作成した図面のデータを取り込み、図面上の寸法と目の前にある製品の実寸をMRグラスの画面上で比較することができる。また、画面をリアルタイムでWeb会議ツール (Microsoft Teams等) で共有することで、遠隔地の事務所から同じ画面を見ながら指示を受けることもできる。

成果 製品の寸寸を測る作業は、従来はメジャーを用いて、2人がかりで30分ほどかけて行っていた。MRグラスを使うと1人で25分ほどで採寸ができるため、作業時間の累計としては半分に減らすことができている。若手社員がMRグラスを活用した体験を社外の友人等に話してくれており、業界・企業の魅力向上につながると考えている。実際に採用への応募を検討している例も出てきている。



改善のOnePoint

MRグラスは初期設定が難しいため、メーカーによる取り扱い説明会を度々開催している。利用するハードルを下げられるよう、業界に特化したソフトウェアの特注や、利用手順の簡略化、外国語への対応等をメーカーに依頼することを検討している。

事例 15 SAGA COLLECTIVE 協同組合
販路拡大に向けた展示会出展、
組合員へのコンサルティング



団体概要 [所在地] 佐賀県 [構成事業主] 11 事業主 [事業内容] 佐賀県の地場産業や伝統産業の異業種 11 社からなる協同組合

背景 県外への販路拡大 / 生産の効率化

課題 必要としていた対応

異業種 11 社の共通の課題として、売上を増やしていくためには佐賀県外への販路の拡大が必要であった。また、ある企業では見込み生産に新規の受注生産が混在することで、計画通りに生産出来ないことが多く、突発的な受注にも対応しながら計画的・効率的に生産していくことが必要とされていた。

取組の内容と成果 11 社による共同展示 / 学生による改善提案

内容 成果

テストマーケティングの開催に向けた仕器（商品陳列棚）を開発した。羽田空港における共同展示（2週間程度）をし、限られたスペースで 11 社の商品をいかに披露できるかを検証。今後の展示会・イベント等における販売に向けた知見を得た。早稲田大学創造理工学部経営システム工学科の学生 6 名を招き、11 社のうち 1 社の労働生産性向上に向けた改善提案や個別指導を依頼した。提案・指導の内容を、ほかの組合員 10 社にも展開すべく共有した。



改善の OnePoint

- ・前年度の共同展示によって得られた知見を活かしながら、東京都内 2 カ所のポップアップイベントで、組合員の商品を共同販売した。
- ・学生による提案・指導を他の組合員 10 社にも行ってもらうよう、大学側と協議している。

事例 16 岩手県菓子工業組合
県産食材を使った新商品の
試作・試食会による販路開拓



団体概要 [所在地] 岩手県 [構成事業主] 135 事業主 [事業内容] 菓子、パンの製造事業者等による事業協同組合

背景 新商品による競業他社との差別化を模索

課題 必要としていた対応

大手の菓子店やコンビニ、スーパーの出店に伴い、構成事業主の売上縮小や廃業が続いていた。さらに物価高騰や新型コロナウイルスの感染拡大による販売機会の損失が重なったため、競業他社と差別化でき、かつ売上につながる新商品を必要としていた。

新商品の開発から試作品の販売までを組合として支援し、構成事業主が新たな収入源の獲得や販路の開拓ができるようになることを目指した。

取組の内容と成果 新商品の試作から試食、調査まで組合で開催

内容

県産食材を使ったスイーツづくりに係るセミナーおよび技術講習会を構成事業主に向けて開いた。そのうえで試作品の開発および試食会を開催し、試作品を実際に食べてもらう試食会と、試食した来場者へのアンケート調査を行った。

成果

セミナーと技術講習会を通じて新商品開発の知見を得て、実際に構成事業主のうち 15 社が試作品を考案した。岩手県盛岡市内や東京都内で試食会を実施し、試食した参加者からアンケートの回答を得ることで、今後の新商品開発や販売に活かすことができるようにした。試作品を考案した構成事業主 15 社のうち 2 社は、試作品を実際に商品化することができた。



改善の OnePoint

試作品を考案した 15 社からは、さまざまな県産の食材を原材料として商品を試作することができ、今後の菓子作りに向けた知見やヒントを得られたという意見があった。一方で開発から試食までを行う上では期間が短すぎるという声や、県産の食材を使った新商品は原材料の安定した供給が確保されていないと最終的な商品化は難しいという声もあり、今後の取組に向けた新しい課題も確認できた。

令和6年度 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

こうしたお悩みはありませんか？

毎年の最低賃金引き上げがとても大変。
あの機械があれば売り上げが伸びるのに。

機械化されてなくて、たくさんの人出が必要。
人件費もかけられないので、最低賃金の支払いでいっぱい。

もしかしたら、業務改善助成金がお役に立てるかもしれません。

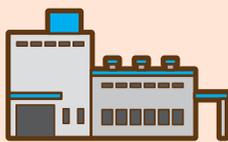
対象事業者・申請の単位

- ✓ 中小企業・小規模事業者であること
- ✓ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ✓ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

▶ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金引き上げの計画と設備投資等の計画を立てて、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただけます。



申請書類を取り揃えていただき、



工場や店舗などの事業場単位で別々に申請ください



対象事業者・申請の単位

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<地域別最低賃金が953円の地域の例>

- 事業場内最低賃金が970円(生産性要件なし)
→ 地域別最低賃金から50円以内
→ 助成率は3/4
- 8人の労働者を1,030円まで引上げ(60円コース)
→ 助成上限額230万円
- 設備投資などの額は400万円

300万円 (=400万円×3/4) > 230万円 (=助成上限額)
(設備投資費用×助成率) (60円コースの助成上限額)

➡ 230万円 が支給されます。

助成上限額・助成率・特例事業者

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			事業場規模30人以上の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助成率

900円未満	9/10
900円以上～950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成上限額

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

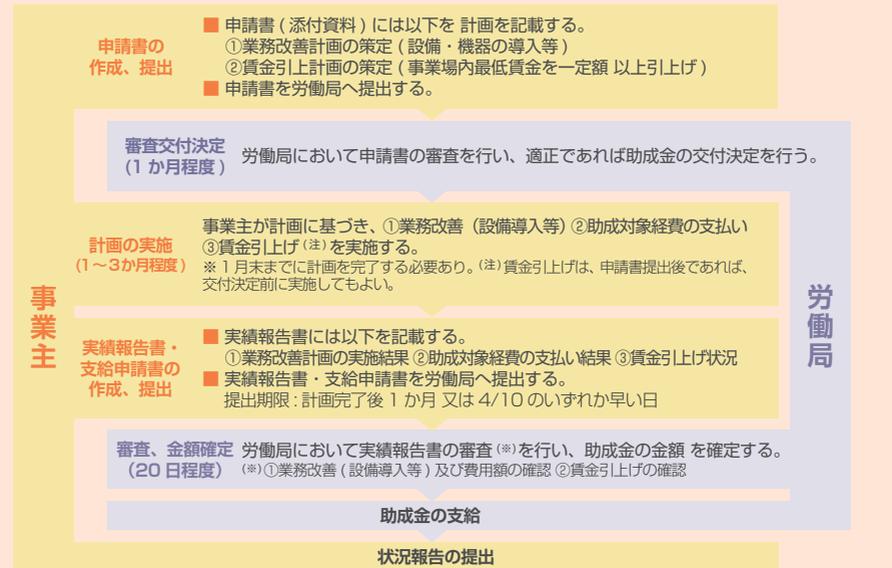
- ① 賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
- ② 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。



申請の流れ



業務改善助成金に関するお問い合わせは、事業場が所在する各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお願いします。

設備投資の例はこの続きをチェック

事例

1 バキュームクレーンの導入による作業負担の軽減、作業時間の短縮



企業概要 [所在地] 北海道 [従業員] 12人 [事業内容] 無店舗小売業

背景

重さ 20 ~ 30kg の袋を運ぶことによる負担



課題

ポップコーンの原料や砂糖、小麦粉などの原材料を、社員2人が手作業で移動させ、箱詰めしていた。1袋あたり20~30kgの重さがあるが、1日に50~100袋に達することから、腰を痛めるなど身体への負担が大きく、かつ一部の社員に作業の負担が集中するため、業務の効率を損なっていた。



必要としていた対応

社員の負担を減らすとともに、作業を効率化させるため、原材料の移動を機械化する必要があった。

取組の内容と成果

バキュームクレーンによる作業の効率化・平準化



内容

物を吸着させて運ぶバキュームクレーンを導入した。原材料が入った袋などを吸盤によって持ち上げ、移動させることができた。

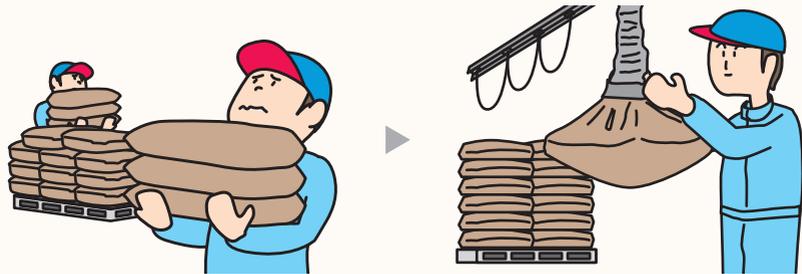


成果

これまで原材料を運んでいた社員2人の負担が大幅に軽減され、作業時間が、1日あたり2時間減った。また、計5人の社員がバキュームクレーンの操作を担当することで、倉庫内で荷捌きする業務が平準化され、スピードが上がった。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：
60円コース
- ・引上げ労働者数：
10人
- ・事業場内最低賃金：
920円から980円へ引上げ



改善のOnePoint

手作業に頼っているため作業効率が悪い業務が他にもあり、機械化する余地がまだ残っている。再び業務改善助成金を活用して機器を導入したいと考えている。例えば、小麦粉の原料を充填機に投入する際、入口にあたるホッパーが高い位置にあるため、人力で持ち上げる際に負担が大きく作業効率も悪い。自動で投入する機器の購入を検討している。

事例

2 冷凍自動販売機の導入による作業時間の短縮、休日数の増加



企業概要 [所在地] 山形県 [従業員] 4人 [事業内容] 食料品製造業

背景

製品の販売・移動が負担に



課題

野菜や果物を加工した菓子などの食品を自社にて製造し、店舗やイベント会場等で販売していたが、OEM(生産委託)が増え、製品の製造を夜間・休日に行わざるを得ない状況であった。特にイベント会場での販売に手間がかかっていたことから、販路を見直して製造に注力できるよう方針を切り替え、生産性を向上させようと考えた。



必要としていた対応

販路を見直す一環として、無人販売を強化したいと考えていた。

取組の内容と成果

対面販売を機械化 土日を休日に



内容

商品の販売状況がリアルタイムでわかる冷凍自動販売機を導入した。製品を無人かつ24時間の体制で販売できるようになった。



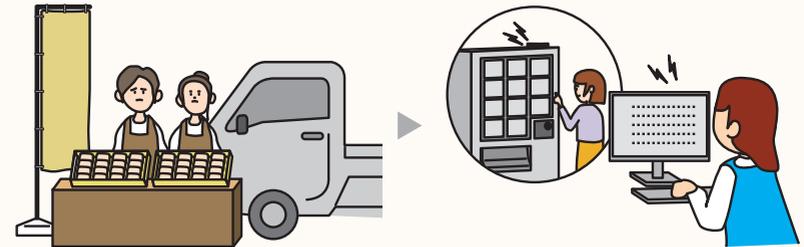
成果

1か月のうち4日ほど従業員2名で参加していたイベント販売等が不要になった。また、冷凍自販機はインターネットに接続されているため、製品を補充するタイミングが遠隔で分かるようになり、従来のように自販機まで足を運んで在庫を確認する手間が軽減された。その他、売上や在庫管理などもオンラインでできるようになった。

自社による製品の対面販売をとりやめることができた。その結果、平日に製造に注力できるようになり、夜間・休日に製造作業をする必要がなくなった。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：
90円コース
- ・引上げ労働者数：
4人
- ・事業場内最低賃金：
857円から952円へ引上げ



改善のOnePoint

業務改善助成金を利用する以前に、事業再構築補助金を利用して冷凍庫を増設した。保管できる製品の量が増えたことで、生産量及び販売量の拡大が可能となっていたことが、今回の助成金の利用につながった。

事例 3 豆腐の冷却水槽等の設備導入による労働時間の短縮と生産性の向上



企業概要 [所在地] 三重県 [従業員] 35人 [事業内容] 飲料食品小売業

背景

早朝からの生産による従業員の負担

課題 商品の豆腐は賞味期限が短く、生産した時点から顧客の手に届くまでの時間をなるべく短縮するためには販売当日の毎朝5時から業務を始める必要があった。従業員の大半を占める主婦のパートタイマーの負担を軽減したかった。

必要としていた対応 商品の伝統的な製法や味を変えずに、作業を効率化して働き方を改善できるような設備投資を必要としていた。

取組の内容と成果

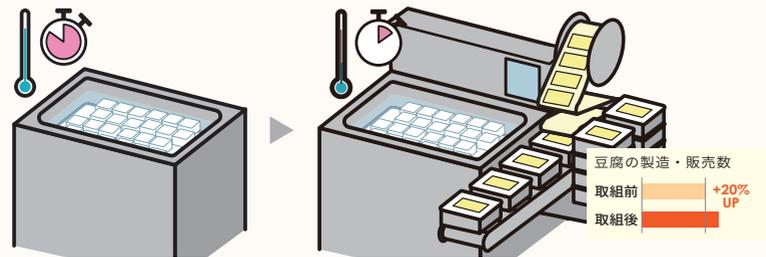
時間当たりの商品の製造・販売数が20%増

内容 減菌の効果が高い豆腐の冷却水槽を導入したことで、賞味期限が3日から7日に延びた。また商品のラベルを貼り付けるためのシール貼り器を導入し、手動で行っていた作業を機械化した。

成果 賞味期限が延びたことで早朝から生産を始める必要がなくなり、出勤時間を2～3時間ほど遅らせることができたため、労働時間の短縮ができた。また、シール貼りに必要な人員が2人から1人に減り、作業スピードも上がった。こうした作業も効率化によって、時間あたりの製品の製造・販売数が20%増加した。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：60円コース
- ・引上げ労働者数：26人
- ・事業場内最低賃金：902円から960円へ引上げ



改善のOnePoint

助成対象の取組とは別に、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）を使って製造工程の関連する設備（ボイラー、豆乳絞り機）も同時に採り入れたことで、機械化による作業の効率化をいっそう進めることができた。

事例 4 温室の環境管理システムの導入による労働時間削減・品質向上



企業概要 [所在地] 和歌山県 [従業員] 12人 [事業内容] 園芸業

背景

目視による温度管理をするための移動負担

課題 胡蝶蘭の栽培にあたり、7カ所ある温室の温度管理のため、各温室の温度計を毎朝見てまわっていた。休日も含めて毎日確認する必要があり、各温室も2kmほど離れており、負担が大きかった。

必要としていた対応 遠隔で温度管理ができるシステムの導入を必要としていた。

取組の内容と成果

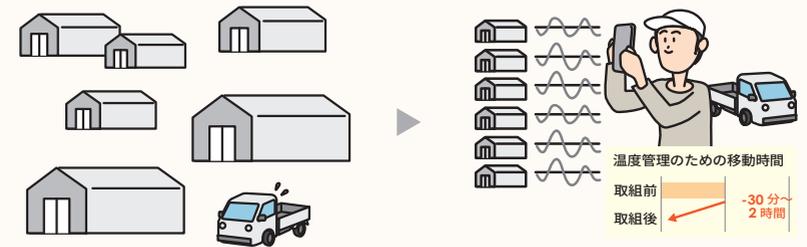
移動時間 1日あたり30分～2時間→ゼロに

内容 温室環境管理システムを導入し、スマートフォンやパソコンを通じて各温室の温度・湿度・照度をリアルタイムで確認できるようになった。

成果 温度管理のための巡回で、1日あたり30～60分程度を要していた。そのうえ、取組後と同程度の温度管理をしようとした場合、従来であれば少なくとも2時間は必要であった。そうした時間がゼロになった。温室の管理に要していた時間が減ったことで、より細かな品質への目配りもできるようになった。測定結果がどのように推移しているか時系列で振り返ることや、以前よりも高い頻度で確認することもできるようになった。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：45円コース
- ・引上げ労働者数：7人
- ・事業場内最低賃金：875円から921円へ引上げ



改善のOnePoint

助成対象の取組により商品の品質向上に取り組みやすくなったため、自治体による助成金も活用しながら、栽培する苗数や必要な設備を増やしている。顧客の注文にもより細かく対応できるように、若手の従業員も新たに1人雇った。

事例 5 農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上



企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業内容] 耕種農業

背景 手作業による農薬散布及び従業員の高齢化

課題 必要としていた対応

ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。手作業の工程を機械化することで従業員の負担を減らしたい。
また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

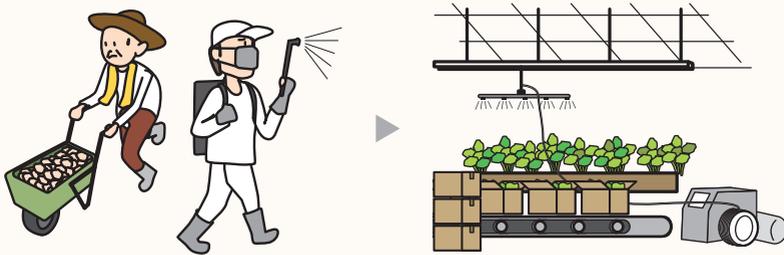
取組の内容と成果 農薬散布 2時間→30分、2人→1人に

内容
ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。

成果
作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるようになった。これまで屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせられるようになった。ビニールハウス内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：60円コース
- ・引上げ労働者数：8人
- ・事業場内最低賃金：820円から880円へ引上げ



改善のOnePoint
他の事業者と共同で作地面積を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえて、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用できる、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。

事例 6 テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化



企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業内容] 飲食店

背景 電話注文への対応や配膳によるタイムロス

課題 必要としていた対応

新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。電話注文への対応を省力化できる仕組みの導入と、店内の改装による配膳業務の効率化を必要としていた。
また、店内では厨房から客席までが離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

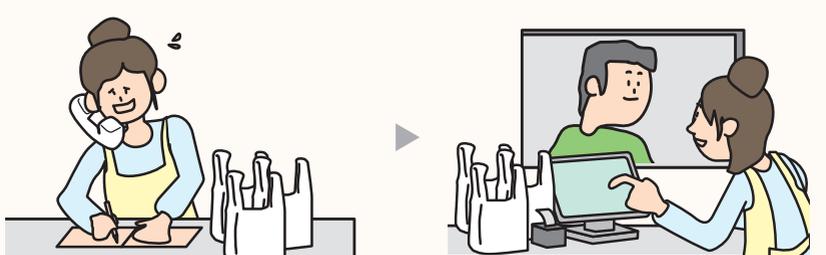
取組の内容と成果 予約サイトを開設/店内カウンターを改装

内容
テイクアウトの受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装し、厨房から客席へ商品を直接手渡せるようにした。ほか、複数の調理器具を更新した。

成果
これまでは電話によるテイクアウトの注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日あたり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加とあわせて、全体の売上が16%増加した。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：90円コース
- ・引上げ労働者数：4人
- ・事業場内最低賃金：830円から920円へ引上げ



改善のOnePoint
テイクアウトの予約サイトを用意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させつつ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定でいる。

事例 7 検査機器の導入による患者の待ち時間の短縮と検査効率化



企業概要 [所在地] 東京都 [従業員] 8人 [事業内容] 医療業

背景 検査機器不足による患者の待ち時間

課題 必要としていた対応

ほぼ全ての患者に行う遠視・近視・乱視などの屈折度数の測定に使用するレフラクトメーター不足により、患者の待ち時間が発生しており、検査効率が悪かった。

レフラクトメーターを増設することで、検査を効率化し、患者の待ち時間を短縮したい。

取組の内容と成果 診察可能な患者数が 1.2 ~ 1.5 倍に

内容

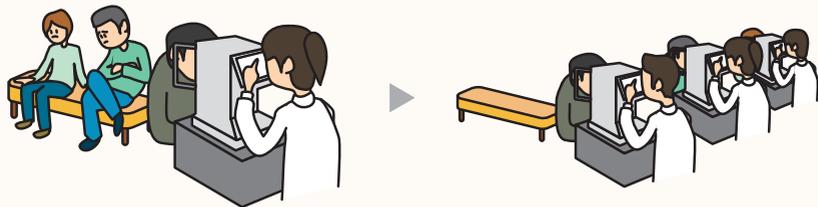
レフラクトメーターを増設し、後続の検査にスムーズに移行できるようになり、効率的な検査の流れを作ることができた。

成果

患者の待ち時間が短縮され、検査時間は1日約1時間減少した。新たに角膜形状解析が行えるようになったことで、院内で完結可能な検査が増えた。そのため、中核病院への紹介率が減少し、他院紹介に係る業務負担が軽減された。検査効率化により、1日に診察可能な患者数が1.2~1.5倍になり、売上高が7%向上した。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：60円コース
- ・引上げ労働者数：7人
- ・事業場内最低賃金：1,072円から1,132円へ引上げ



改善のOnePoint

検査業務が効率化されたため、今後は電子カルテの更新による手作業での業務削減を検討している。また、事務作業等は従業員全員が同様に対応出来るように教育し、人員配置によって業務が滞らない組織作りに努めたいと考えている。

事例 8 電動昇降用モーターベッドの導入による従業員の身体的負担軽減



企業概要 [所在地] 神奈川県 [従業員] 7人 [事業内容] 社会保険・社会福祉・介護事業

背景 低床ベッドでの介助による作業の非効率

課題 必要としていた対応

低床ベッドでの患者の介助時に、しゃがみ込みをする必要があり、従業員への身体的負担が大きく、作業時間も通常のベッドよりも長時間化していた。また、こうした作業負担の重さを理由に離職者が発生していた。

電動昇降用モーターベッドを導入することで、従業員の効率的な介助業務の環境を整えるとともに、身体的負担の軽減も図りたい。

取組の内容と成果 従業員の身体的負担を軽減

内容

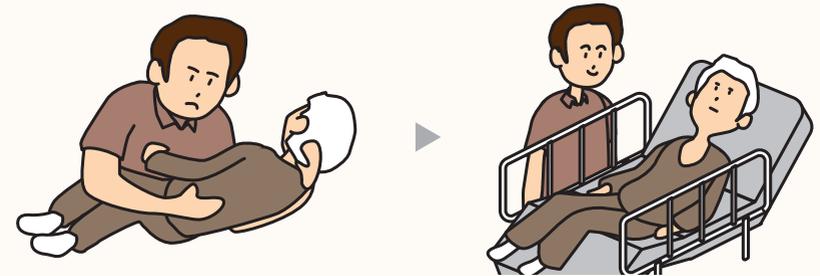
電動昇降用モーターベッドを導入し、ベッドの移動や方向転換の操作性が向上した。患者の体位変換や排せつ等に要する介助時間が削減された。

成果

介助業務時間が短縮され、身体的負担も軽減されたため、従業員の職場環境に関する満足度が向上した。また、従業員の離職防止にも繋がっていると感じている。患者によっては、手動ベッドへの入居が難しいことがあったが、自動ベッドの導入によって、患者を受け入れられるようになり、満床が実現された。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：90円コース
- ・引上げ労働者数：7人
- ・事業場内最低賃金：1,040円から1,130円へ引上げ



改善のOnePoint

従業員への業務効率だけでなく身体的負担の観点も考慮し、全体的な業務の見直しを行いたい。業務見直しに係るノウハウが不足しているため、ノウハウを収集しながら、業務改善を進めていくことを検討している。

事例

9 裾引き / 自動ボタン付けマシン・ 自社用機器の導入による生産性向上



企業概要 [所在地] 富山県 [従業員] 81人 [事業内容] その他の製造業

背景

手作業や他社からの機器借用による非効率



課題

衣服の裾や袖を2種類の方法で縫製する裾引き作業は作業工程が多く、また、ボタン付けは手作業で行っていたため、作業効率が悪かった。さらに、生地の接合作業に使用するカシメ機を他社から借用しており、借用時の交渉や移動に時間を要していた。



必要としていた対応

自社用機械を導入することで、生産性の向上を図りたい。

取組の内容と成果

生産性が120%向上



内容

裾引きオーバロックマシン、自動ボタン付けマシンを新たに導入した。また自社用にカシメ機を導入した。



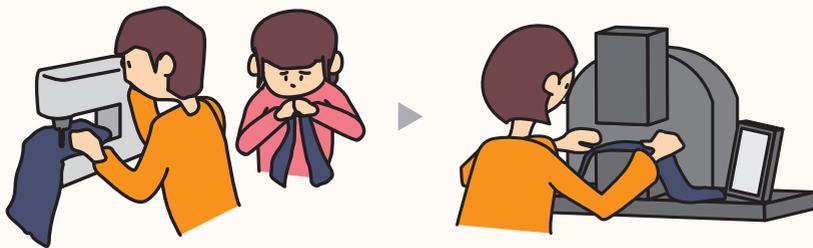
成果

今まで2工程に分けて縫製していた裾引き作業が1工程に短縮され、さらに同種の商品を2つのラインで同時に縫製できるようになったので、作業のスピードが向上した。今まで手付けしていたボタンをマシン付けできるようになり、作業効率が大幅に向上した。

カシメ機を自社用に導入したことで、他社に借用時の問合せを行う必要がなくなり、今まで要していた交渉時間・移動時間が削減された。全体で生産性が120%向上した。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：
30円コース
- ・引上げ労働者数：
23人
- ・事業場内最低賃金：
880円から
910円へ引上げ



改善の
OnePoint

既存の機器にない機能を要する機械の導入は今回の助成で行えたため、今後は古くなっているマシン等の機械・設備を更新したい。また、技能実習生の採用等、引き続き人材確保に向けた採用活動にも注力していきたいと考えている。

事例

10 送迎用車両導入による送迎業務の効率化



企業概要 [所在地] 大分県 [従業員] 7人 [事業内容] 社会保険・社会福祉・介護事業

背景

送迎車両不足による送迎業務の非効率



課題

就労支援者を農作業を行うハウスまで送迎する時に使用する車両が小さく、一度に送迎できる人数に限りがあるため、複数回送迎を行っており業務効率が悪かった。送迎以外の業務で車両を利用することもあるため車両数が不足しており、送迎希望者がいても断らざるを得なかった。



必要としていた対応

送迎用車両を追加導入することで、業務効率化と送迎可能人数の増加を図りたい。

取組の内容と成果

送迎業務の効率化 送迎可能人数の増加



内容

送迎用車両を追加導入し、送迎業務を効率化した。

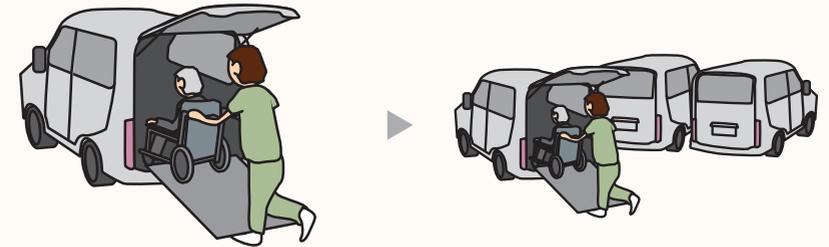


成果

7人以上乗車可能な大型の送迎専用の車両を2台導入したことにより、一度に送迎可能な人数が増加し、1日あたりの送迎回数は0.5回削減された。送迎回数の削減に伴い、送迎業務に必要な人員は4名から3名に減少した。車両の増加により、送迎以外の業務で車両を使用している際に送迎に必要な車両が不足しなくなった。他業務の車両の利用有無に左右されずに安定的に送迎業務を行えるようになったことで、送迎希望者を新たに2名受け入れ可能となり、売上が向上した。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：
90円コース
- ・引上げ労働者数：
4人
- ・事業場内最低賃金：
822円から
918円へ引上げ



改善の
OnePoint

業務効率化に続き、今後は従業員一人当たりの業務負担を軽減したい。そのため、パート雇用の従業員等を採用し、人員を増やすことを検討している。また、従業員の業務負担を軽減することで、研修機会を確保し、サービス向上を図りたいと考えている。

事例 11 プレス機の更新による生産性向上と必要人員の削減



企業概要 [所在地] 北海道 [従業員] 18人 [事業内容] その他の生活関連サービス業

背景 プレス機の品質の悪さによる手直し作業

課題 クリーニングで使用するプレス機の品質が悪く、手直し作業に時間を要しており、3名の人員が仕上げ作業を行っていた。

必要としていた対応 高速ワイシャツプレス機を導入することで、生産性を向上し、必要人員を削減したい。

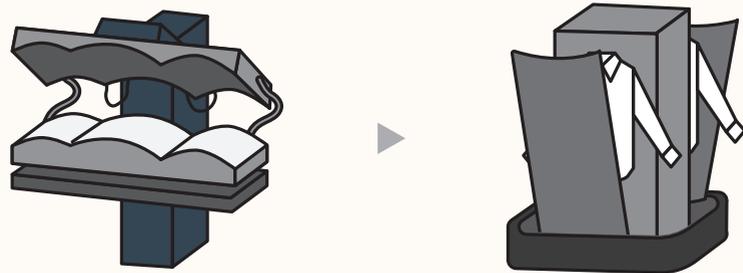
取組の内容と成果 手直し作業の削減 必要人員が3名→1名に

内容 高速ワイシャツプレス機を導入し、手直し作業を削減した。

成果 プレス可能な量が2倍になり、仕上げ作業に必要な人員が3名から1名になった。削減した作業時間や人員を他作業に充てることができ、多能工化が実現した。工場全体の生産性が2.5%向上した。年間の作業時間が1,500時間削減され、売上総利益は約8%向上した。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：60円コース
- ・引上げ労働者数：12人
- ・事業場内最低賃金：895円から955円へ引上げ



改善のOnePoint

今回の助成で仕上げ作業に必要な人員が削減でき、労働力不足は一部解消されたが、未だ人手不足である。そのため、引き続き業務効率化に資する機器を導入し、更なる省力化に努めたいと考えている。

事例 12 調理機器の導入とほめ育研修による作業時間の短縮と人材育成



企業概要 [所在地] 大阪府 [従業員] 10人 [事業内容] 飲食店

背景 手作業による非効率と人材育成の知見不足

課題 焼き料理や蒸し料理等の調理業務において、手作業での工程が多く時間を要していた。後輩育成に必要な行動が分からない指導社員が多く、人材育成に係る知見が不足していた。

必要としていた対応 手作業の工程を効率化する調理機器を導入する必要がある。ほめ育（ほめて育てる教育）研修を実施し、人材の育成環境を整備したい。

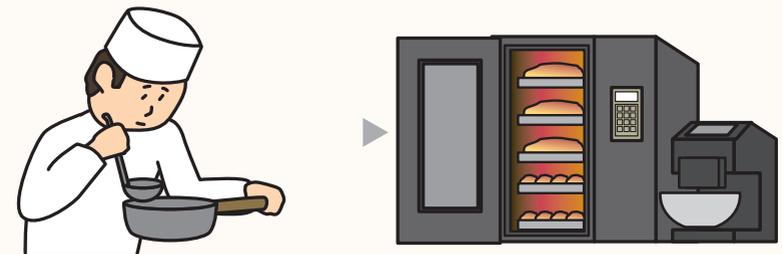
取組の内容と成果 作業時間の大幅な短縮と人材育成の知見拡充

内容 調理機器（スチームコンベクション、冷凍粉砕調理器、湯引きマシン）を導入し、一部調理工程を自動化した。従業員間の連絡事項や議事録を一括管理・共有可能なシステムを導入し、情報共有を効率化した。売上向上に効果的な「ほめ方」等を体系的に学ぶほめ育研修を実施し、後輩指導に係る考えを従業員に定着させた。

成果 仕込み工程に係る作業時間が80%、皮の湯引き作業時間が90%短縮できた。アイス加工の裏ごし作業時間は1回30分から5分に短縮された。情報共有・管理に要する時間が1日1時間削減された。従業員全体のモチベーションが向上し、繁忙期も最小限の人数で店をスムーズに回せるようになった。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：90円コース
- ・引上げ労働者数：7人
- ・事業場内最低賃金：1,000円から1,090円へ引上げ



改善のOnePoint

今回の助成に引き続き業務に資する機器を導入し、一層の業務効率化に努めたい。また飲食業界に就職を希望する人材が減少しており、採用が難しい。そのため、人材の採用・確保に向けて、技能実習生も含めた国内外の人材の採用活動に注力したいと考えている。

事例 13 シャンプー機器導入による業務効率化と業務負担の分散



企業概要 [所在地] 滋賀県 [従業員] 4人 [事業内容] 洗濯・理容・美容・浴場業

背景 手作業による非効率と業務負担の偏り



課題

洗髪施術をスタイリストが全て手作業で行っていたため、繁忙時にお客様を待たせてしまっていた。アシスタント（免許未取得者）は洗髪施術ができないため、業務負担が偏っていた。



必要としていた対応

アシスタントでも施術可能なシャンプー機器を導入し、業務効率化と業務負担の分散を図りたい。

取組の内容と成果 業務効率化・業務負担分散 待ち時間の短縮



内容

理容シャンプー機器・自動シャンプー機器を導入し、作業を削減した。



成果

洗髪施術の業務負担が軽減されたことで、お客様の待ち時間が短縮できた。アシスタントが洗髪施術をできるようになり、業務負担が分散された。また、アシスタントの仕事に対する責任感の向上が感じられた。

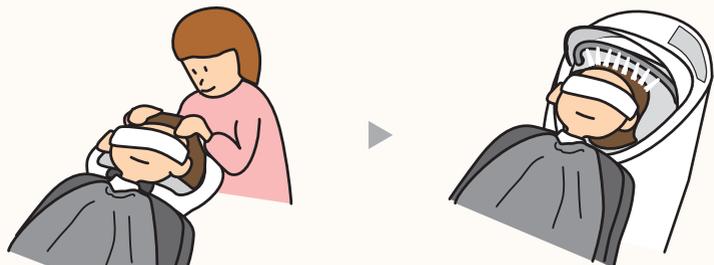
業務負担の分散により、ヘッドスパ等の付加価値となるメニューをお客様に提案できるようになった。業務効率化と業務負担の分散により、売上が2%向上し、残業時間が5%削減できた。

賃金引上げ実績

・利用したコース：
90円コース

・引上げ労働者数：
2人

・事業場内最低賃金：
900円から
990円へ引上げ



改善のOnePoint

- ・今回の助成で業務効率化が進んだが、人手不足により、一部のお客様をお断りせざるを得ない状況である。そのため、人材確保に注力したい。
- ・利益率が低く時間を要するヘアカラーだけでなく、利益率が高いカット等のメニューを勧めることで、利益率・回転率を向上させたいと考えている。

事例 14 硬化炉増設による製品リードタイムの改善と残業時間短縮



企業概要 [所在地] 島根県 [従業員] 32人 [事業内容] 電子部品・デバイス・電子回路製造業

背景 製品リードタイムによる非効率な作業



課題

電子部品の製造工程で原材料を固めるための硬化作業において、硬化炉が不足していた。また、製品を1次硬化・2次硬化の順で2段階に分けて硬化する必要があり、製品のリードタイム（作業の始めから終わりまでにかかる所要時間）が長く、業務効率が悪かった。



必要としていた対応

硬化炉を増設し、製品リードタイムを改善することで、業務効率化を図りたい。

取組の内容と成果 製品リードタイム改善 残業時間3%減少



内容

硬化炉を増設し、製品リードタイムを改善した。



成果

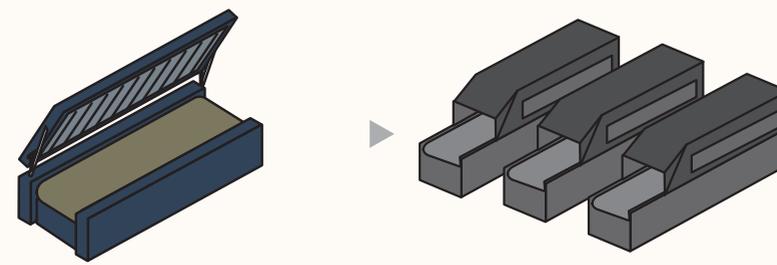
硬化炉が5台から10台になったことで、うち5台を1次硬化専用、他5台を2次硬化専用とすることができた。そのため、1次硬化が終了した品種を逐次2次硬化できるようになり、2次硬化のための待ち時間が短縮された。製品リードタイムが約10%短縮された。受注量が増加しても対応可能となった。そのため、作業者の時間外労働やシフト変更を行う必要もなくなり、納期遅延も発生しなくなった。全体で残業時間が約3%減少した。

賃金引上げ実績

・利用したコース：
45円コース

・引上げ労働者数：
10人

・事業場内最低賃金：
854円から
899円へ引上げ



改善のOnePoint

- ・今回の助成で生産性が向上したため、引き続き老朽化している設備の更新や、消費電力の効率化・省エネ設備の導入等、スピードの向上に資する機器を導入したい。
- ・従業員が急遽休んだ際に他の従業員が業務代替できず、工場全体が停止することが起こり得る。そのため、多能工化に向けた体制構築に注力している。

事例 15 トランシーバーと清掃用カート導入による清掃作業の効率化



企業概要 [所在地] 岩手県 [従業員] 71人 [事業内容] 宿泊業

背景

設備・機器不足により清掃業務が非効率に



課題

客室清掃員同士及びフロントスタッフ間の連絡を廊下の内線電話で行っており、中々連絡が取れずタイムロスが生じていた。清掃を行う7フロアに対して必要資材を運搬する清掃用カートが3台しかなく、清掃用カート不足により作業効率が悪かった。



必要としていた対応

トランシーバーと清掃用カートを導入し、業務効率化を図りたい。

取組の内容と成果

清掃作業の効率化 1日1時間の作業時間短縮



内容

トランシーバーと清掃用カートを導入し、従業員間の情報共有と清掃作業を効率化した。

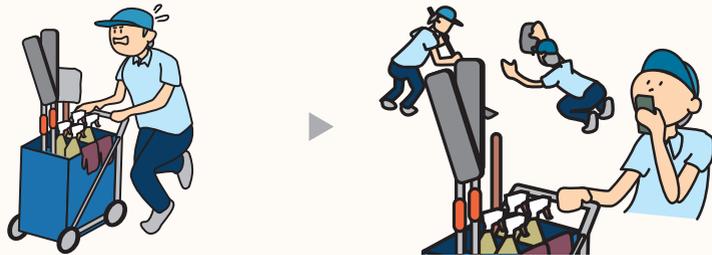


成果

客室清掃員及びフロントスタッフ間での連絡・連携がトランシーバーを通してスムーズに行えるようになった。7フロアに対して6台の清掃用カートを用意することで、清掃用カート不足が解消され、無駄な動線や移動がなくなった。また、客室清掃員が個別に必要資材を清掃用カートに積載可能となり、アメニティ管理が効率化された。客室清掃員チーム全体で1日1時間の作業時間が短縮出来た。

賃金引上げ実績

- ・利用したコース：**30円コース**
- ・引上げ労働者数：**4人**
- ・事業場内最低賃金：**830円から860円へ引上げ**



改善のOnePoint

現状は人手不足ではないが、今後、業界全体の人材不足による採用難が起ることを想定すると、労働力確保は中長期的な課題であると考えている。そのため、省力化に向けて、フロントのキャッシュレス化、配膳ロボットの導入等、デジタル化を推進したい。

その他の業種別活用事例

事業内容	取組概要
介護	介護記録AIアプリの導入により、音声で介護記録を自動的に入力することが可能となり、身体介護業務後に改めてPCに入力する必要がなくなった。作業時間は1日3時間から1時間短縮された。
飲食店	タブレット型セルフオーダーシステムの導入により、注文処理時間が1日90分から18分に短縮され、店舗全体の作業効率が30%向上した。お客様の回転率は20%向上し、売上高や利益の向上と、販管費の削減が実現された。
弁当販売	お弁当製造において、定番の主菜や副菜は冷凍保管し、必要な時に必要な分を解冻して活用するため、急速冷凍庫を導入し、生産性が向上した。1日の製造時間は1時間短縮され、売上高は5%向上した。
ホテル	自動チェックイン精算機の導入により、宿泊客1名がチェックインに要する時間が7分から2分へと短縮した。客室稼働率は3.5%増加し、売上高は10%向上した。
クリーニング	高速型シングルワイシャツ仕上機と半袖対応高速型カラー・カフス仕上機の導入により、クリーニング後の仕上げにおいて手直しが必要なくなった。1時間に扱えるワイシャツの枚数が50枚から80枚になり、生産性が60%向上した。
歯科医院	歯の切削に使用するハンドピースの専用滅菌機の導入により、滅菌作業が自動化され、1日の作業時間が1時間から30分に短縮された。また、滅菌作業の安全性が向上した。
接骨院	電療機器（低周波治療器、干渉電流型低周波治療器、組み合わせ理学療法機器）の導入により、短時間で十分な治療が可能となり、患者の回転率が向上した。売上は約20%向上した。
コンサルティング	クライアント情報や進捗状況等の情報共有システムの導入により、情報の擦り合わせに係る業務負担が軽減され、情報の擦り合わせに要していた月5時間の作業時間が削減された。
ゴム製品製造業	一度に大量の原材料・仕掛品を運搬できるように階段昇降機を導入し、1日に3名体制で10往復していた運搬が、1名体制で3往復するだけでよくなり、運搬作業時間が1日30分から3分に短縮できた。階段を荷物を抱えて昇降する危険がなくなった。
木材・木製品製造業	粉碎機の固定刃及び回転刃の改良により、粉碎業務が効率化され、作業時間が1日約5時間から約2時間に短縮できた。作業時間の短縮により、人件費が10%削減できた。
輸送用機械器具製造業	各設備の稼働状況管理システムの導入により、稼働状況を常時確認できるようになり、工場全体の作業効率が3%向上した。設備トラブルの早期発見と製品不具合の発生を抑制できるようになり、良質な製品を効率よく納品でき、生産性が向上した。
農業	LED光源システムを導入し、莖頂培養（莖の先端にある莖頂部を切り取って培地にて培養すること）の期間が6か月から最短2か月に短縮され、増殖率が1.5倍から2.5倍になった。主力商品が馴化するまでに要する時間が30日から20日となり、全体の作業量が10%削減された。

業務改善助成金のその他の助成事例については、厚生労働省のHPに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/index.html



参考情報

賃金引上げ特設ページ

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げのために参考となる情報を掲載



▶ <https://pc.saiteichingin.info/chingin/>

賃金引き上げ特設ページ



キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度



▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金



人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

人事評価制度や賃金制度の整備・実施による、生産性向上や賃金アップ等の実現を図る事業主に対して助成する制度



▶ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>

人事評価改善等助成コース



働き方改革推進支援資金

非正規雇用の処遇改善や従業員の長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む中小企業者等に対して融資する制度



▶ <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>

働き方改革推進支援資金



働き方改革推進支援センター

労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施



▶ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>

働き方改革推進支援センター



よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を実施



▶ <https://yorozu.smrj.go.jp/>

よろず支援拠点



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の連絡先

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



経済財政運営と改革の基本方針 2024 について

〔 令和 6 年 6 月 21 日
閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針 2024 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2024
～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

令和6年6月21日

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

我が国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、女性の所得向上を通じてその活躍を支えるため、賃金差異の大きい業界における実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、業界ごとのアクションプランの策定を促す³。差異の見える化や差異分析ツールの開発・活用促進を進める。白書において男女間賃金格差の分析を深めるとともに、その解消に向けた環境整備を進める。

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差は正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」⁴の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

医療・介護・障害福祉サービスについては、2024年度診療報酬改定で導入されたベースアップ評価料等の仕組みを活用した賃上げを実現するため、賃上げの状況等について実態を把握しつつ⁵、賃上げに向けた要請を継続するなど、持続的な賃上げに向けた取組を進める。

建設業やトラック運送業の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法⁶と改正物流法⁷に基づき、ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化を図るとともに、国及び地方自治体に加えて民間同士の取引についても、労務費の基準及び標準的運賃の活用を徹底する。くわえて、建設業については、公共工事設計労務単価の適

³ 「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム中間取りまとめ」（令和6年6月5日）に基づく対応。

⁴ 令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定。

⁵ 例えば、診療報酬については、2024年度改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握することとしている。

⁶ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）。

⁷ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）。

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2024年改訂版

令和6年6月21日

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

(1) 最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でないと結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどとしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押

しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」（①106万円の壁への対応（キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、②130万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、③配偶者手当への対応（企業の配偶者手当の見直し促進））を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直しに取り組む。

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

これまでの我が国の賃金は、若い世代の賃金が低く、勤続15年目から19年目で急速に上昇する傾向があり¹⁵、結婚や子育てに悪影響を与えているおそれがある。また、若い人の終身雇用に対する考え方も急速に変化している。終身雇用や転職に対する考え方が変化していることに対する対応が必要である。

若い方もシニアの方も年齢にかかわらず、能力を発揮して働ける環境整備が重要である。70歳以上まで働きたいと言われる方は、60代の4割以上に達しているとの調査もある¹⁶。ジョブ型人事の導入等により、定年制度、役職定年制を廃止した企業も出てきており、その割合は中小企業の方が高くなっている。

我が国の賃金カーブも、50代が男性の年収ピークである構造に変化はないが、少しずつフラット化しつつある動きが確認できる¹⁷。

労働市場改革を進め、我が国企業が、能力ある若手や、労働意欲のあるシニア層に、労働機会を提供できるようにするとともに、人手不足が目立つ現場を支える現場人材についても、スキル標準の整備等を通じ、ノウハウのある労働者が高い賃金を得られる構造を作り上げる。人手不足への対応のためにも、経験あるシニアの就業者のリ・スキリングも含め、シニア層の就業環境の整備にも官民挙げて取り組む。

ジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化、リ・スキリングによる能力向上支援から成る三位一体の労働市場改革を進めることで、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差¹⁸を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。また、内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を継続的に上回ることを目指す。

（1）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務（ジョブ）ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務であり、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入を進める¹⁹。

①ジョブ型人事指針の策定

日本企業の競争力維持のため、ジョブ型人事の導入を進める。



紀商工令6第32号

令和6年6月12日

和歌山地方最低賃金審議会 会長様

紀州有田商工会議

会頭 川端 隆也

最低賃金に関する要望について

初夏の候、貴職ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は商工会議所運営に格別のご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、深刻な人手不足と物価上昇を背景に、大企業を中心に賃上げの動きが広がりつつあり、日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められています。そのためには、雇用の7割を支える中小・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足を理由とする防衛的な賃上げでなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならないと考えております。

こうした中、最低賃金については昨年、地方最低審議会において中央が示す目安額を上回る引き上げが相次ぎ、過去最高となる全国加重平均43円の大幅な引き上げとなりました。

法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金が上昇局面に入る中で、ある程度引き上げは必要と考えられますが、中小・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要です。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められることは言うまでもありません。

こうした認識のもと、2024年度の和歌山地方最低賃金審議にあたり、次の内容を要望致します。

1. 法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきました。こうした取り組みが継続され、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求めます。

(データは、大企業を含んだものでなく、中小・小規模事業者のデータを活用頂きたい)

地方最低賃金審議会においては、「目安額ありき」「引き上げありき」でなく地域の経済実態を十分踏まえた議論をお願いしたい。

2. 改定後の最低賃金対応するための十分な準備期間確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。違反すれば罰則伴う制度であり、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず多くの中小企業から負担声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易でなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により年初めまたは年度初めの発効をお願いします。



和労発基 0709 第 1 号
令和 6 年 7 月 9 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山労働局長
松 浦 直 行

和歌山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和 55 年和歌山労働基準局最低賃金公示第 8 号）の改正決定に関して、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

なお、調査審議に当たっては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮をお願いする。